「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」
「地域建設産業サポート分科会」報告書

平成 23 年 3 月

「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」

地域建設産業サポート分科会

－目　次－

【１】本編

はじめに……1

１．建設業の業況、建設企業の経営の厳しさ……3
1.1　建設産業の厳しい状況……3
1.1.1　建設投資の今後の見通し……3
1.1.2　公共工事の全国的な減少と地域への影響……4
1.1.3　あまり減少していない建設企業数……6
1.1.4　政府の中小企資金繰り支援策の効果低下と倒産懸念……9
1.1.5　地方、特に中山間部の人口減少、活力の低下……15
1.1.6　地域に必要な建設企業の確保の困難化……16
1.2　建設業の経営状況・雇用環境の厳しさ……17
1.2.1　建設業の利益率、付加価値等……17
1.2.2　建設業の労働時間……19
1.2.3　建設業の賃金……20
1.2.4　地域別の建設業の経営の厳しさ……22
1.3　論点と提言……26

２．建設産業・建設企業の各地域での存在意義……30
2.1　背景・現状……30
2.2　論点と提言……31
2.2.1　災害、緊急補修における地域の建設企業の役割と不可欠性……31
2.2.2　災害、緊急的な補修等における建設企業の損失や過剰負担の回避……31
2.2.3　建設産業の雇用面での役割……33
2.2.4　建設技術者・技能者のモチベーションを引き上げること……33

３．建設業の業者数が多すぎる問題、合併、退出、共同化……35
3.1　背景・現状……35
3.1.1　建設企業数の過剰とそれによる問題の発生……35
3.1.2　合併の困難性……35
3.1.3　受注の共同化……36
3.2　論点と提言……39
3.2.1　建設企業数の過剰と選別の必要性……39
3.2.2　合併の困難性……41
3.2.3　業務の共同受注方式の活用……42

４．発注者に加え公共施設や地域生活の管理者でもある行政の役割……44
4.1　背景・現状……44
4.1.1　全国的な動き……44
4.1.2　福島県の状況……46
4.1.3　広島県の状況……46
4.2　論点と提言……46
4.2.1　質の高い公共事業の確保と技術・経営に優れた会社の育成……46
4.2.2　入札・契約制度における地域での必要性への配慮……47
4.3　公共施設等の維持管理体制の確保の必要性の認識……48

５．建設業就業者の過剰、若年者の不足 49
5.1 背景・現状 49
5.1.1 総論 49
5.1.2 福島県の状況 52
5.1.3 広島県の状況 52
5.2 論点と提言 52
5.2.1 建設産業にどの程度の雇用者数が必要かの見極め 52
5.2.2 建設業の雇用者減少のソフトランディングと副作用 53
5.2.3 雇用者確保の重要性と対策 53
5.2.4 余剰となった雇用の行き先 54

６．点検、維持補修、災害対応の業務と地域の建設業 55
6.1 背景・現状 55
6.2 論点と提言 55

７．建設企業の業務分野の拡大・見直しについて 57
7.1 背景・現状 57
7.1.1 総論 57
7.1.2 広島県の状況 58
7.1.3 福島県の状況 59
7.2 論点と提言 59
7.2.1 総論 59
7.2.2 環境・エネルギー関連、高齢者対応リフォーム 60
7.2.3 その他 60

８．新たな社会動向を踏まえた業務拡充への努力 62
8.1 大都市からの転居（ＵＪＩターン）や二地域居住の動き 62
8.2 地域活性化等のプロジェクト 65
8.2.1 地域社会活動の担い手としての建設企業 66
8.2.2 建設企業を含むプロジェクトの推進 67
8.3 その他の注目される動向 69

【２】資料編

１．福島県に関わる状況 71
1.1 統計データ 71
1.2 福島県建設企業の経営分析データ（経営分析分科会からの提供資料） 83
1.3 現地視察記録 87

２．広島県に関わる状況 103
2.1 統計データ 103
2.2 広島県建設企業の経営分析データ（経営分析分科会からの提供資料） 114
2.3 現地視察記録 118

３．宮崎口蹄疫調査 134

「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」
「地域建設産業サポート分科会」報告書

はじめに

(財)建設業情報管理センター及び(財)建設業技術者センターは、かねてより都道府県の建設業所管部局等から、地域ごとの建設産業の特徴を分析したうえで、学識経験者から今後の地域の建設産業のあり方を提言して頂くような委員会の開催要望を受けていた。

そこで、平成22年度に「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、その中に「地域建設産業サポート分科会」を設け、福島県及び広島県をモデル地域としてご協力を頂きながら、地域の建設産業の今後のあり方を検討することとした。なお、分科会の事務局は、本検討委員会と同じく、(財)建設経済研究所が担当した。

2010 年度は、国の公共事業関係費が前年度に比べ大幅に減少し、年度後半に公共工事発注額の相当の減少が顕在化しつつあり、民間建設投資の回復も遅れ気味であるなかで、建設産業の経営環境は厳しさを増している。特に公共事業に依存している地域の状況は一層厳しく、また今後さらに悪化する懸念もあることから、本分科会の検討においては、危機感を持ち、できるだけ踏み込んだ検討と提言を行うよう努めることとした。

本分科会として、特に指摘したい点は、以下の 3 点である。

① 地域における優秀で頼りになる建設企業の必要性

地域の建設企業は、災害時はもちろん平常時の生活基盤を守るためにも地域に必須の主体である。しかし、過当競争といわれる現状、地域に存在する建設企業のすべてが存続できるとは限らず、必要な建設企業の共倒れの懸念もある。したがって、地域に本当に必要な、優秀で頼りになる建設企業の存続のため、企業の自助努力とともに、行政、業界をあげて対応を強めていく必要がある。

② 新たな流れと地域ニーズに応えての建設業の存続

高齢化、過疎化が進む中で、地域社会の活性化と雇用の維持・創出が求められている。建設企業や就業者は、地域経済の主要な担い手として期待され続けていることを踏まえ、建物・施設の維持修繕・転用など建設関係分野に注目し、一方で二地域居住、国際観光、海外からの投資などの新たな流れも見据えて、地域の総合的なニーズに応えて、しなやかに存続していくことを期待する。

③　建設企業の地域貢献の正当な評価

建設企業は、経営が苦しい中で採算の合わない災害対応などの地域貢献を行っても、儲けているからやってくれて当然という誤解が残り、経費が十分に支払われない問題も続いている。また、貢献を報道される例も少なく、行政（建設関係以外）や地域社会から顔が見えない存在にとどまっている場合も多い。このような状況の改善を、関係者が連携を強め、早急に行っていくべきである。

１．建設業の業況、建設企業の経営の厳しさ

建設業を取り巻く経営環境は厳しいとの認識が広がっている。以下のとおり統計や財務状況のデータをみると、明らかに状況は厳しい。ただし、分科会の一部の委員からは、なぜこんなに建設企業者数が多いままなのか、「社長さんは立派な車に乗っている」ようだから建設会社は儲かっているのではないかといった、素朴な疑問も出された。分科会では、このような疑問も踏まえて検討するよう努めた。

1.1　建設産業の厳しい状況

1.1.1　建設投資の今後の見通し

①　（財）建設経済研究所は 2011 年 1 月に発表した「建設投資見通し」で、2010 年度の建設投資を前年度比 7.3%減の 39 兆 1000 億円と予測している。うち、政府建設投資は 17.3%の減少、民間住宅投資は 0.7%の増加、民間非住宅建設投資は 2.1%の減少と予測されている。また、2011 年度の建設投資は対前年度比 2.8%増の 40 兆 2100 億円と予測されている。うち、政府建設投資は 4.9%の減少、民間住宅投資は 6.3%の増加、民間非住宅建設投資は 8.1%の増加と予測されている（図表 1-1）。

図表 1-1 建設投資の推移及び 2010 年度、2011 年度の予測

年度	1995	2000	2005	2006	2007	2008（見込み）	2009（見込み）	2010（見通し）	2011（見通し）
名目建設投資	790,169	661,948	515,676	513,281	476,961	476,500	421,700	391,000	402,100
（対前年度伸び率）	0.3%	-3.4%	-2.4%	-0.5%	-7.1%	-0.1%	-11.5%	-7.3%	2.8%
名目政府建設投資	351,986	299,601	189,738	177,965	169,463	162,100	169,000	139,700	132,900
（対前年度伸び率）	5.8%	-6.2%	-8.9%	-6.2%	-4.8%	-4.3%	4.3%	-17.3%	-4.9%
（寄与度）	2.5	-2.9	-3.5	-2.3	-1.7	-1.5	1.4	-6.9	-1.7
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	187,499	166,021	163,900	137,000	138,000	146,700
（対前年度伸び率）	-5.2%	-2.2%	0.3%	1.8%	-11.5%	-1.3%	-16.4%	0.7%	6.3%
（寄与度）	-1.7	-0.7	0.1	0.6	-4.2	-0.4	-5.6	0.2	2.2
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	147,817	141,477	150,500	115,700	113,300	122,500
（対前年度伸び率）	-1.8%	0.7%	4.0%	4.3%	-4.3%	6.4%	-23.1%	-2.1%	8.1%
（寄与度）	-0.4	0.2	1.0	1.2	-1.2	1.9	-7.3	-0.5	2.4
実質建設投資	777,268	661,947	515,196	506,003	457,759	445,991	407,418	378,100	389,300
（対前年度伸び率）	0.2%	-3.6%	-3.4%	-1.8%	-9.5%	-2.6%	-8.6%	-7.2%	3.0%

注1)2009年度までは、国土交通省「平成22年度建設投資見通し」より。　（単位：億円、実質値は2000年度価格）
注2)民間非住宅建設投資＝民間非住宅建築投資＋民間土木投資

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 1 月）

② このように、建設投資額は 2010 年度に 40 兆円を割り込み、建設投資額のピーク時である 1992 年度の 84 兆円の半分以下の水準にまで縮小している。また、政府建設投資は、ピーク時の 1995 年度の 35 兆円から 2010 年度には 13 兆円台にまで減少する見込みである。民間建設投資は 2011 年には回復が見られると考えられるものの、その水準はいまだ低い状況にとどまるとみられる。

図表 1-2　建設投資（名目）の推移と GDP 比

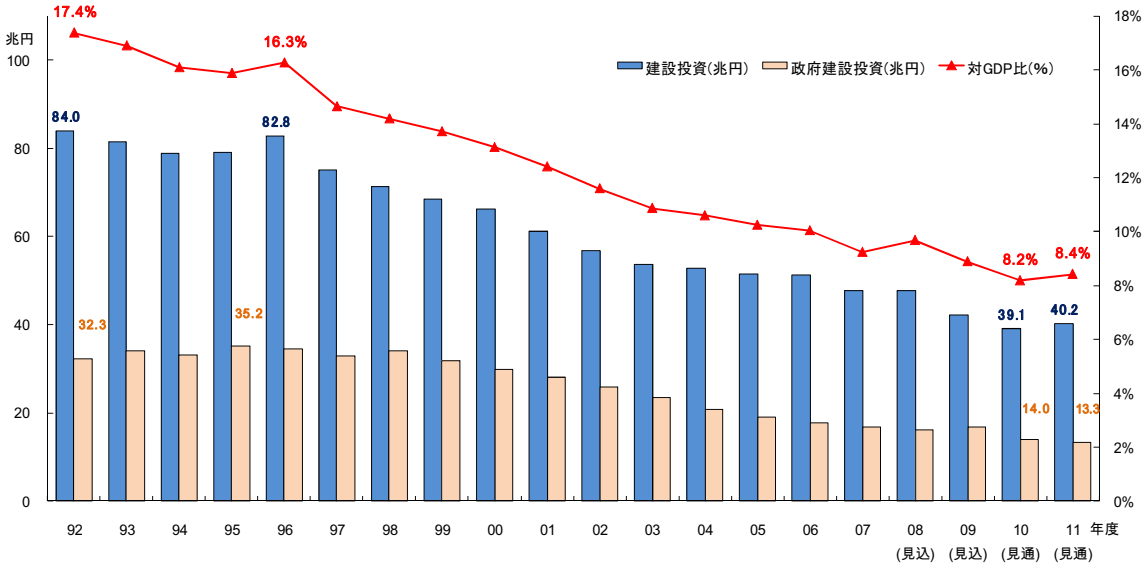

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 1 月）
注 1 ：2009 年度までの建設投資は、国土交通省「平成 22 年度建設投資見通し」より。

1.1.2　公共工事の全国的な減少と地域への影響

① 国土交通省の「建設工事受注動態統計調査」をみると、2010 年度の公共工事受注額は、2009 年度をやや下回る水準で推移している。国からの受注は前年度比で大幅に額を減らしているが、都道府県、市町村などの地方の機関が地方単独の公共事業についてその減少の抑制ないし発注の前倒しを行い、年度前半では前年度を上回る額となった地域もみられるなど、全体の減少幅は国の予算減少よりも小さかった（図表 1-3、1-4）。

② 民間建設投資についても、リーマンショック後の急速な設備投資の回復のため、一定のタイムラグで民間建設投資の回復も見込まれたが、円高の影響などもあって回復が遅れており、2010 年度前半までは低調に推移した（図表 1-5、1-6）。

図表 1-3　建設工事受注額（公共機関発注）の前年度、前々年度との比較

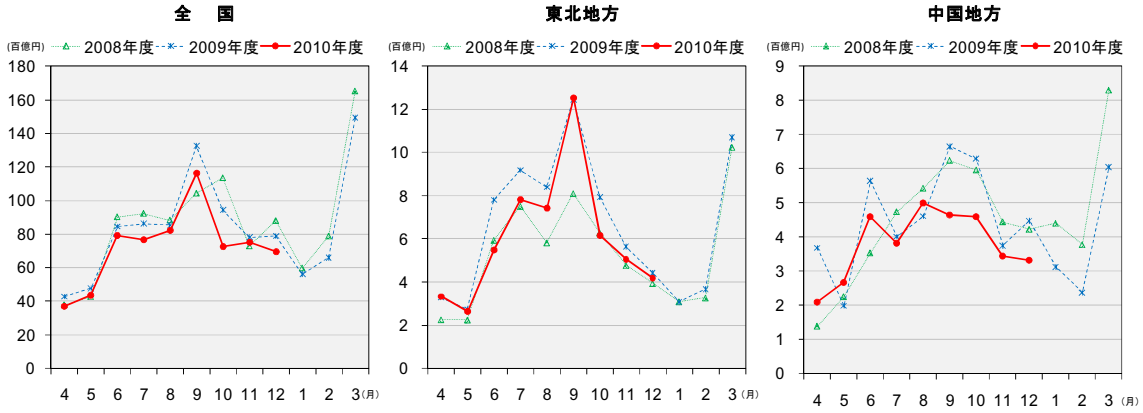

出典：国土交通省「建設工事受注動態統計調査」、図表 1-6 まで同様

図表 1-4　建設工事元請受注額（公共機関発注）の前年度、前々年度との比較（累計値）

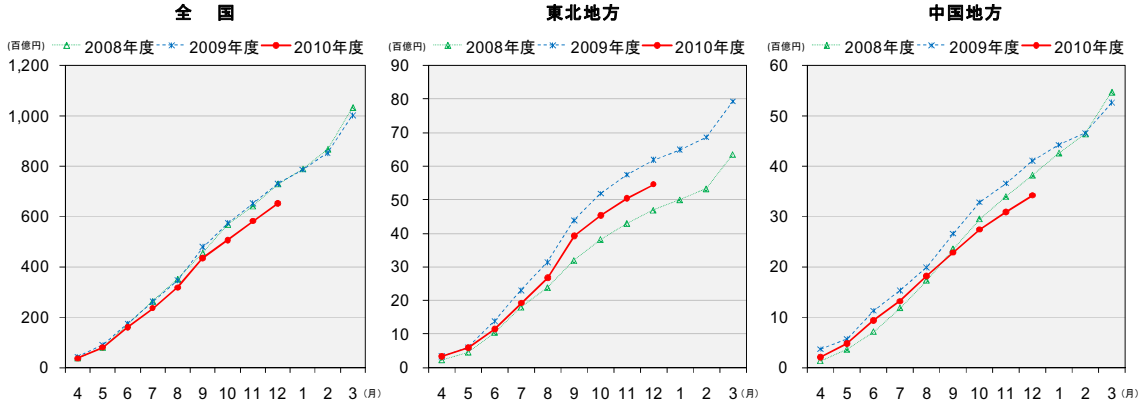

図表 1-5　建設工事受注額の民間・公共別の月次推移

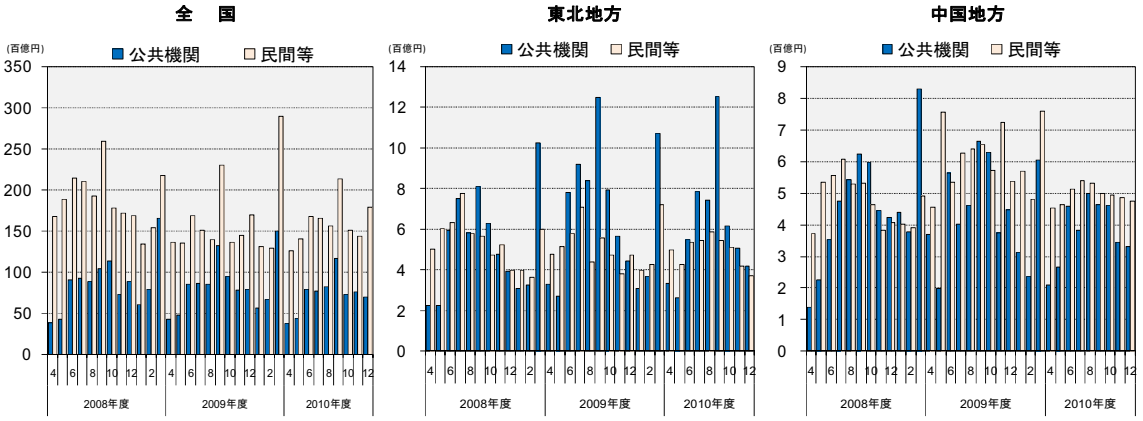

図表 1-6　建設工事元請受注額（民間等）の前年度、前々年度との比較（累計値）

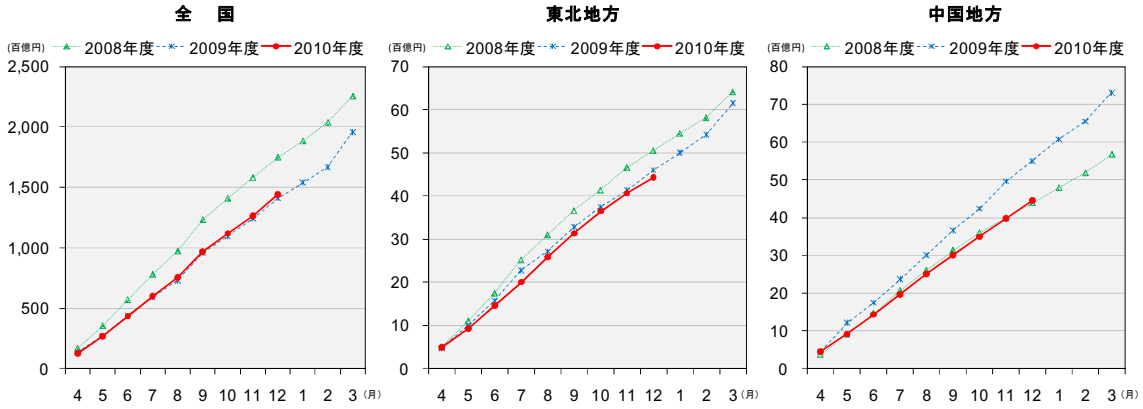

③　2010 年度の後半から年度末にかけては、前半に発注量を増やした地方自治体の発注が息切れする懸念がある。そうなれば、引き続き国の機関からの発注が低迷するなかで、月次ベースで前年度比 2 割以上といった減少も予想される。公共事業に依存している地域にとっては、大きな影響が懸念される。

④　2010 年度補正予算の 11 月末の成立により公共工事はある程度回復すると期待できるが、2009 年度の補正予算規模よりも小さいものであることと、地方公共団体の実施が 2 月議会での補正後の 2 月以降になることが多いことなどから、建設工事の実施のほとんどは 2011 年度に流れ、2010 年度内の建設投資引き上げの効果は限定的とみられる。

1.1.3　あまり減少していない建設企業数

①　建設企業数の推移について、まず建設業許可業者数をみると、2000 年度に 60 万業者を超えたのち、2008 年度には 51 万業者を割り込むまで減少したが、その後は微増で推移している（図表 1-7）。ただし、この建設業許可業者数には実際に建設工事を施工していないものも相当数含む。

②　サンプル調査ながら、建設工事の施工実績がある業者（以下「施工業者数」という）の推計値を含む建設工事施工統計では、2008 年度までの業者数が発表されており、2008 年度は 24 万 3 千業者となっている（図表 1-7）。この数は、同年度の建設業許可業者数の半数弱である。また、施工業者数のうち総合工事業の数（データは 2007 年度まで公表）をみると、1998 年度をピークに一貫して減少しており、2007 年度にはピーク時の 63%にまで減少している。

図表 1-7　建設業許可業者数と建設工事実績のある業者数

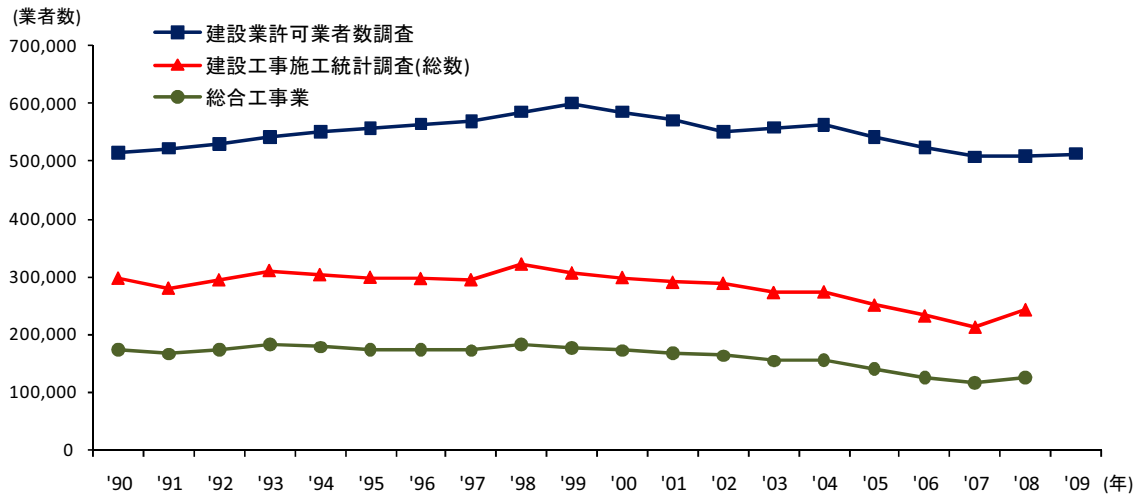

出典：国土交通省「建設業許可業者数調査」「建設工事施工統計調査」
注　：いずれの調査も調査時点は当該年度末である。

③　図表 1-8(1)及び(2)は、建設工事施工統計の施工都道府県別の総合工事業の企業数である。この統計では、資本金（出資金）2 千万円以上の業者については、実際に施工した都道府県別に業者数が計上され、その他の業者は主たる営業所の所在する都道府県にのみ業者数が計上される。すなわち、広域的な総合工事業者は、各都道府県において、施工実績があればそれぞれで計算されるので、ほぼ都道府県別の総合工事業の企業数とみることができる。これをみると、2005 年度以降、どの地域でも減少傾向にある。しかしながら、各都道府県とも、建設投資の減少度合に比べると、施工実績のある建設企業の数の減少度合は小さい。

図表 1-8(1)　地域ブロック別総合工事業の企業数の推移

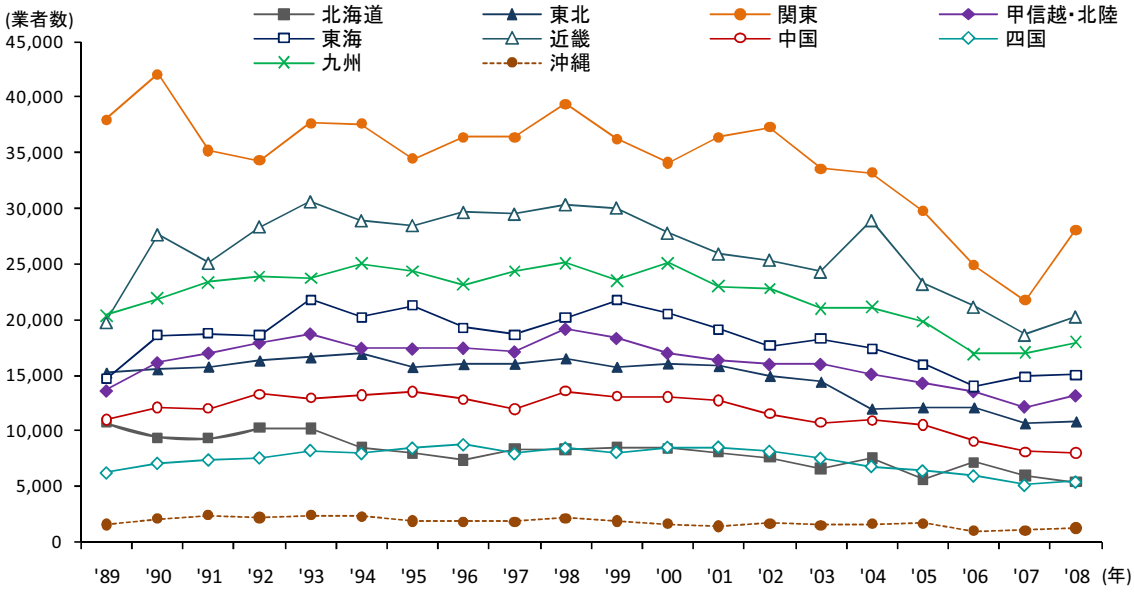

出典：「建設工事施工統計調査」。次図表も同様。
注　：調査時点は当該年度末である。次図表も同様。

図表 1-8(2)　地域ブロック別総合工事業の企業数の推移（関東・近畿を除く）

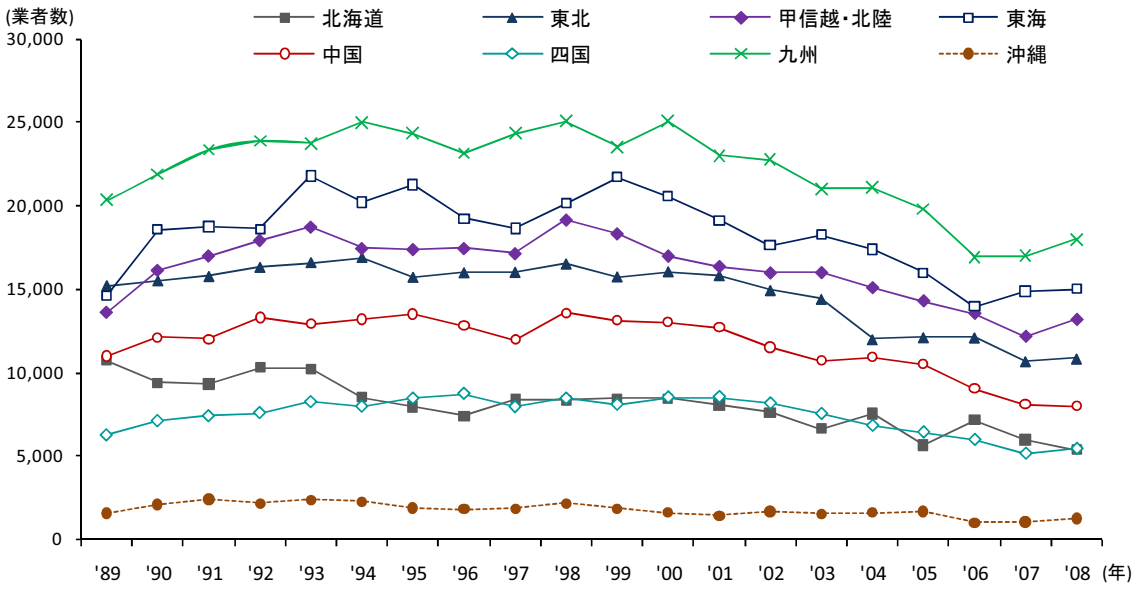

④ 1990 年代後半から建設投資が継続的に減少しているのに、施工実績がある企業の数が全国で見ても地域別にみてもさほど減っていない理由については、一社当たりの工事額は減少しているものの、人員整理や人件費削減による合理化や利益低下に耐えることで存続を図り、転業や廃業する企業数はさほど多くないことがその理由として考えられる。

⑤ さらに、合併が進んでいないことも理由の一つとして考えられる。建設業は入札により仕事を得ることが多く、合併すると入札する札数が減ってしまうので、仕事を得られやすくなる度合が増えず、メリットが少ないとの建設企業の意見を聞くことが多い。実際、建設企業の合併の実績は企業数を考えると極めて少ない。

1.1.4 政府の中小企資業金繰り支援策の効果低下と倒産懸念

① 建設業の倒産件数は、一度落ち着いた後、2008 年度にやや増加したが、2009 年度にはやや減少している（図表 1-9）。また、2010 年度に入っても、月次で前年を下回る水準となっている。これは、建設業の業況が傾向として改善したというよりも、2009 年度補正予算による公共工事の積み増しや 2010 年度における公共工事の前倒し発注の効果があることに加え、以下に説明する政府の金融的対策の効果によるものではないかと考えられる。

図表 1-9 建設業の倒産件数の推移

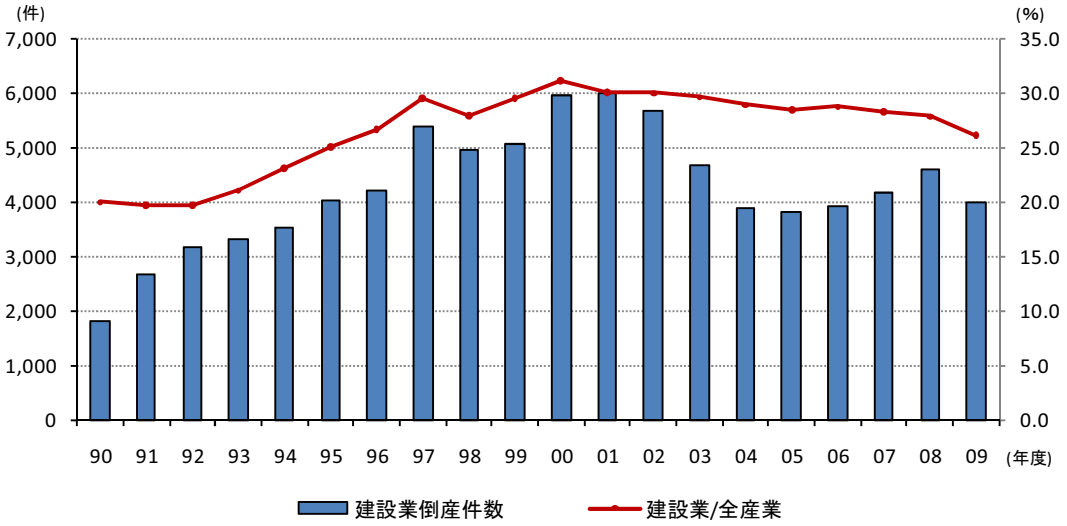

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

② 金融庁は、2009 年 12 月から、中小企業金融円滑化法（通称、モラトリアム法）に基づき、金融機関に対して中小企業への融資の貸付条件の変更に可能な限り応じるよう努力義務を付与し、指導を行っている（図表 1-10）。金融機関の側では、検査マニュアル、監督指針の変更で、貸付条件の見直しを行った債権についても不良債権として扱わなくてもよい範囲が広がり、金融機関はこれまで柔軟に変更に応じてきた（図表 1-11）。この措置は、資金繰りに困っている中小企業の倒産の回避（先送り）の効果を持ち、2011 年度も延長されることになった。ただし、建設企業の場合、受注低迷が長引けば、いずれ金融機関も高まる焦げ付きリスクを支えられなくなり、貸付条件の変更や再変更に応じられなくなり、倒産に至る例が今後は増えることになる懸念がある。

図表 1-10　中小企業等に対する金融円滑化対策の概要

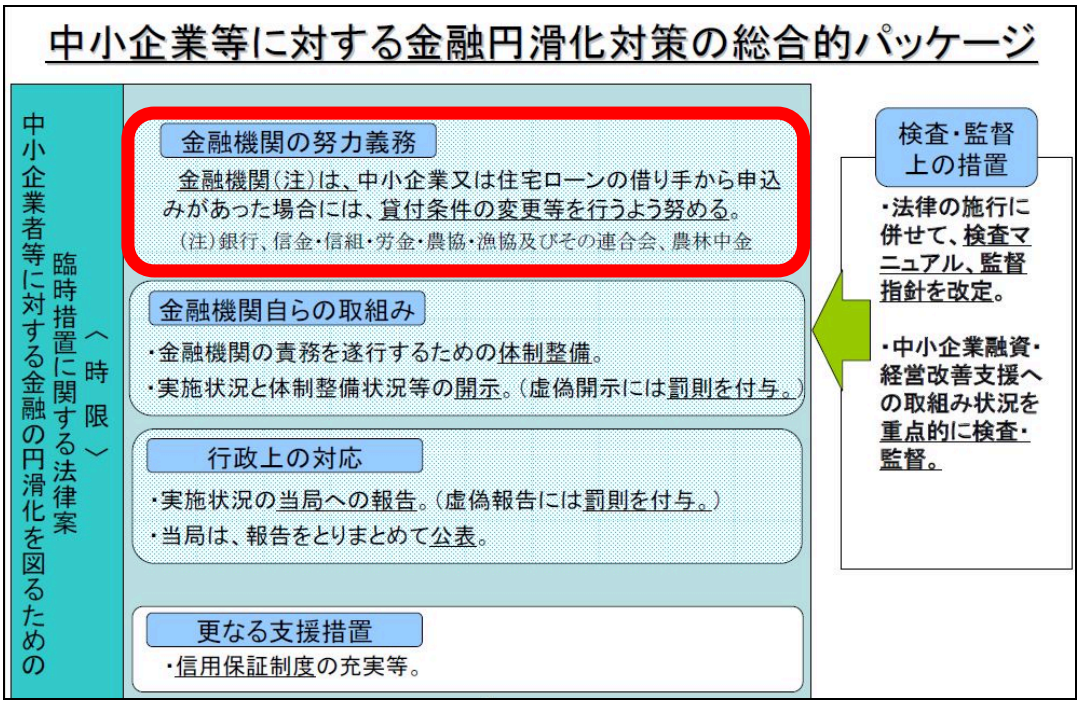

出典：金融庁ホームページ掲載資料

図表 1-11　貸付条件の変更等の状況

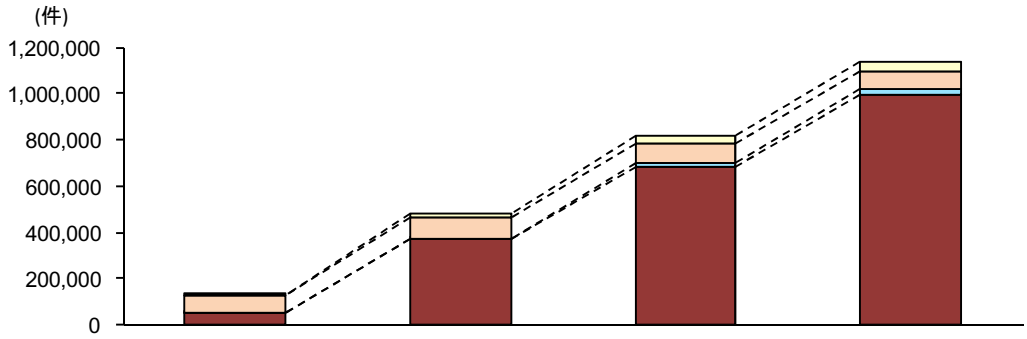

	2009.12	2010.3	2010.6	2010.9
取下げ	1,274	15,685	30,227	40,550
審査中	71,815	91,191	85,705	69,430
謝絶	318	6,417	18,346	27,653
実行	53,949	368,074	681,828	995,861

出典：金融庁「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」
注　：件数は、法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から各表示年月までの間に行った貸付条件の変更等の合計値。

図表 1-12　中小企業に対する景気対応緊急保証制度の概要

景気対応緊急保証制度

■ **概要**
- 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定（業種分類を大括り）
- 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加（36兆円）

■ **対象**
- 指定業種に属し、売上減少（前年比▲3%）(※)などについて市区町村長の認定

（※）企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少（▲3%）基準を導入

■ **内容**
- 保証限度額8，000万円（無担保）、2億円（有担保）
  ※信用力の高い事業者には8，000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 信用保証協会の100%保証（責任共有制度の対象外）
- 保証期間は10年以内（据置期間は2年以内）
- 保証料率は0．8%以下

出典：中小企業庁ホームページ掲載資料

③ 中小企業に対する「景気対応緊急保証制度」では、2009 年度から、中小企業の借入について、通常、借入額の 80%の保証にとどまるところ、100%保証を付ける措置が導入された（図表 1-12)。金融機関としては実質的に貸付リスクを負わなくてすむことになるため、広く利用されてきた。建設企業は、この制度を多く利用している（図表 1-13)。この制度は 2010 年度限りで終了するとともに、この措置による借入れの据え置き期間が経過し 2010 年 11 月から返済が始まる企業が出ていることから、これらの影響が建設企業において出てくることが懸念されている。

図表 1-13　緊急保証を利用している業種の構成比

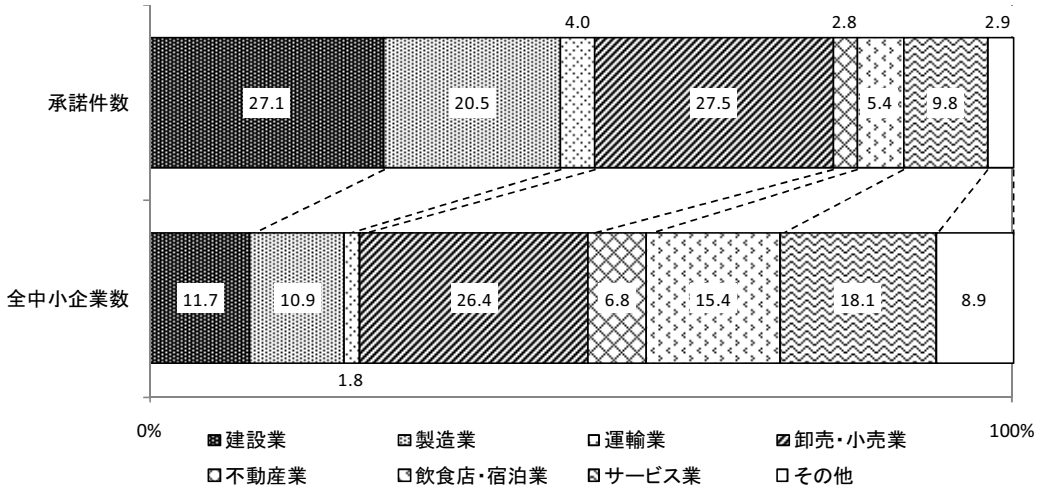

出典：中小企業庁「中小企業白書（2010 年版)」
注１：2008 年 10 月 31 日から 2010 年 1 月 31 日までの累計値。
注２：組合は除いて集計している。

④ 建設企業に用意された金融的な経営支援としては、上記の 2 つの他に、下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度、下請資金繰り支援事業、下請債権保全支援事業などもある。

⑤ 下請セーフティネット債務保証事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証を組み合わせ、工事代金債権の譲渡により担保を提供することによって中小・中堅元請建設業者へ施工資金を提供しやすくするとともに、下請業者への支払条件の改善を図ろうとするものである。

⑥ 地域建設業経営強化融資制度（図表 1-14）は、従来の下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、工事代金の譲渡先に民間事業者を追加する等の措置を講じたもので、平成 20 年 11 月から適用開始となっている。

図表 1-14　地域建設業経営強化融資制度の概要

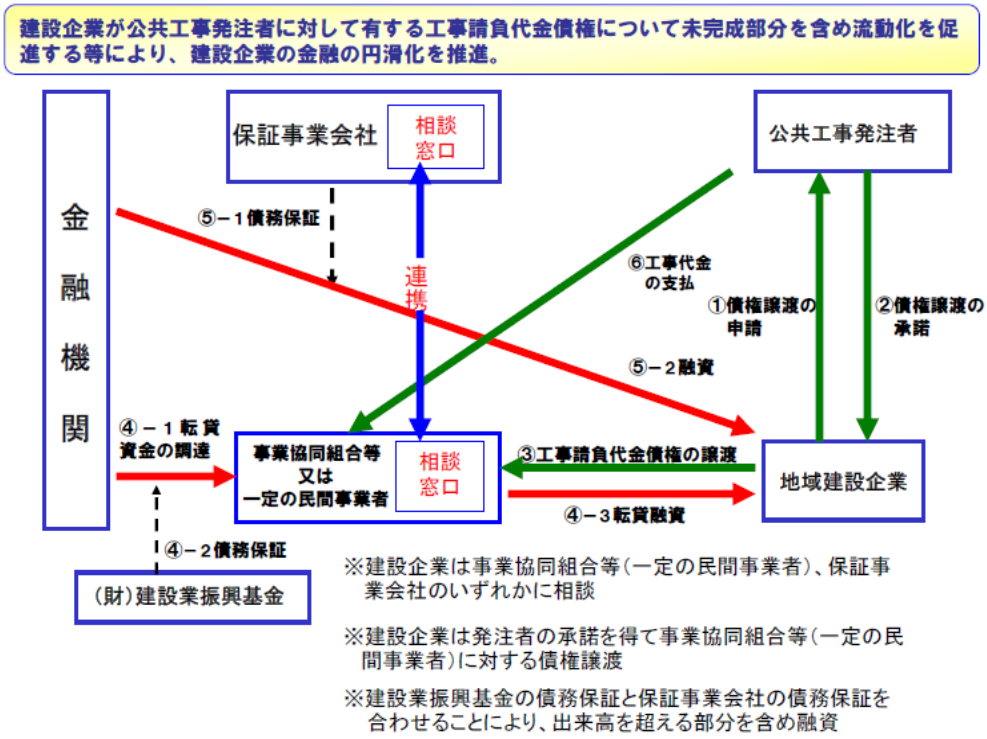

出典：国土交通省ホームページ掲載資料。図表 1-16 まで同様。

図表 1-15　下請資金繰り支援事業の概要

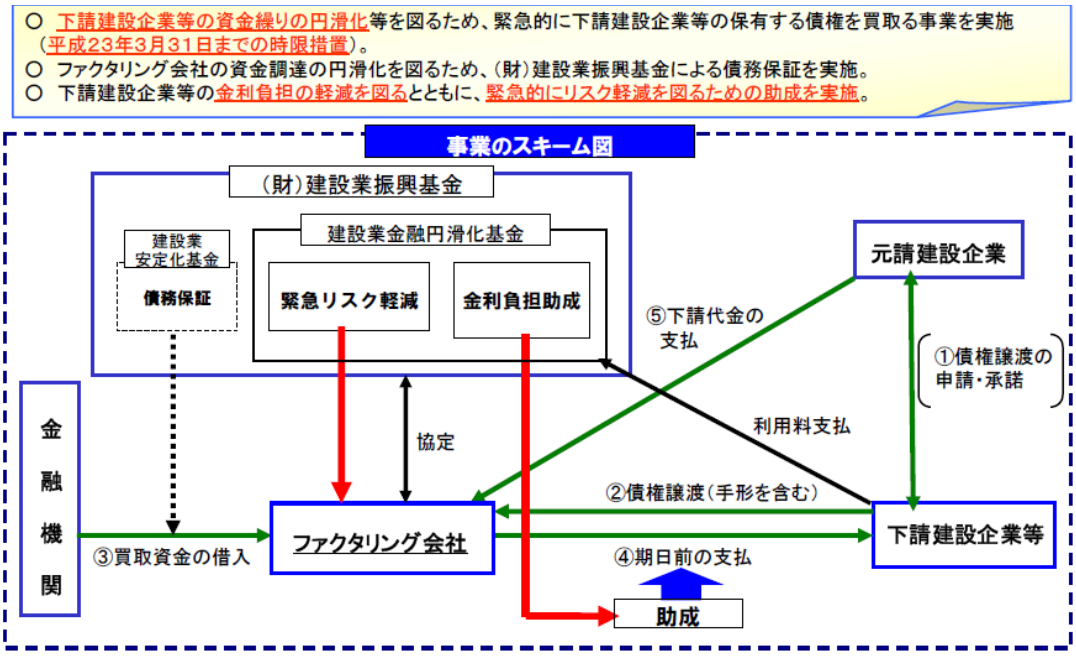

⑦ 下請資金繰り支援事業（ファクタリング事業）（図表 1-15）は、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合の金利負担等のリスクを軽減するものであり、平成 21 年 7 月から適用開始となっている。

⑧ 下請債権保全支援事業（図表 1-16）は、下請建設企業又は資材業者が元請建設企業に対して有する債権についてファクタリング事業者が保証し、下請債権等を保全するものであり、平成 22 年 2 月に創設された。

図表 1-16　下請債権保全支援事業の概要

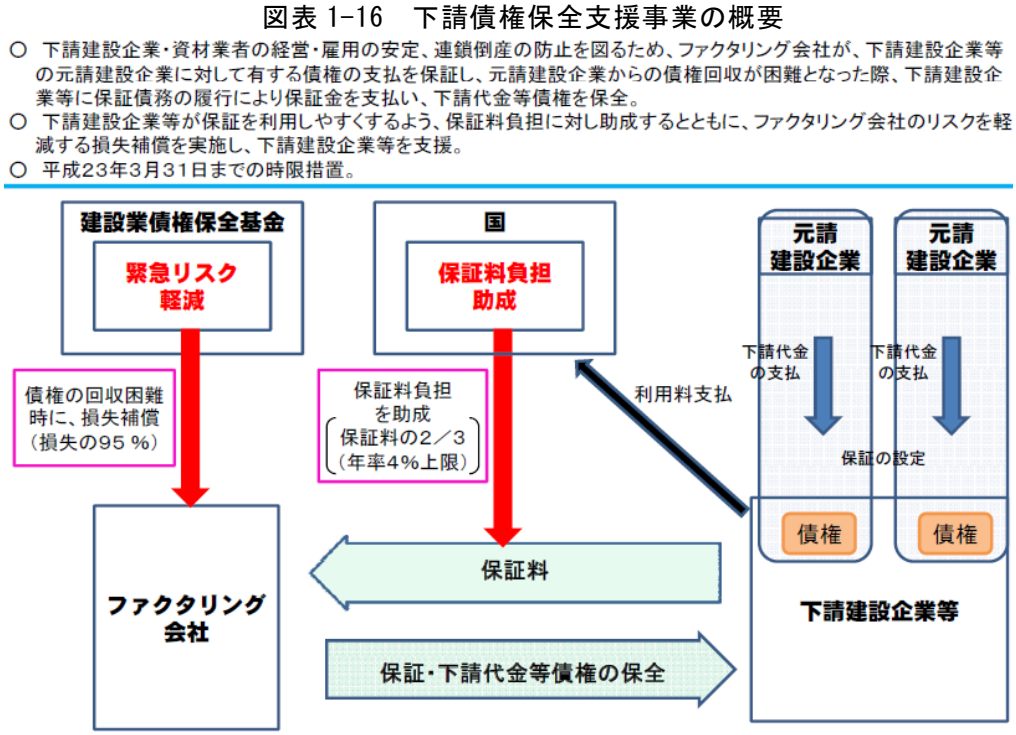

⑨ これらの金融的な措置が、建設業の倒産件数が 2009 年度に比べて減少した理由の一部との見方がある。また、緊急保証制度の期限が 2011 年 3 月末であったため期限切れの影響が懸念されていたが、2011 年 9 月末まで半年間延長されたことはプラスの材料である。しかし、これらの金融的な措置の効果は、受注工事が順調に確保できずに見直し資金計画を再度見直そうとしても一般論として金融機関としても厳しく対応せざるを得ないと推察され、資金繰りの下支えの効果にも一定の限界がある。このため、建設企業の倒産が増加に転じる懸念を打ち消すまでの効果は期待できないのではないかと思われる。

1.1.5　地方、特に中山間部の人口減少、活力の低下

① 地方圏においては人口減少が顕著である（図表 1-17、1-18）。また、地方圏では高齢化が進み、経済活動も低迷している。1.1.1 及び 1.1.2 でみたように建設投資が減少してきていても、農業、林業などの雇用吸収力に期待ができず、また商業も低迷しており、例えば税務申告した企業数の統計でみても、なお地域の主要産業として建設業が位置付けられている地域も多い。この点は、一面では、地域の建築物・構築物の維持管理や除雪など地域社会の維持に不可欠な役割を建設企業が担っており、建設企業として安易な退出はできないし、その期待に応えていきたいという意識が支えている面もあるのではないかと考えられる。

図表 1-17　地方ブロックごとの人口増減の状況（1990 年と 2009 年との比較）

（単位：千人）

	'90	'09	増減率
北海道	5,644	5,507	▲ 2.4
東　北	9,738	9,370	▲ 3.8
関　東	38,542	42,053	9.1
甲信･北陸	8,594	8,472	▲ 1.4
東　海	14,222	15,172	6.7
近　畿	20,413	20,814	2.0
中　国	7,746	7,569	▲ 2.3
四　国	4,195	3,990	▲ 4.9
九　州	13,296	13,184	▲ 0.8
沖　縄	1,222	1,382	13.1

出典：総務省統計局「人口推計」、次図表も同様
注　：各年 10 月 1 日現在の数値を示している。

図表 1-18　地方ブロックごとの人口増減の状況（増減グラフ）

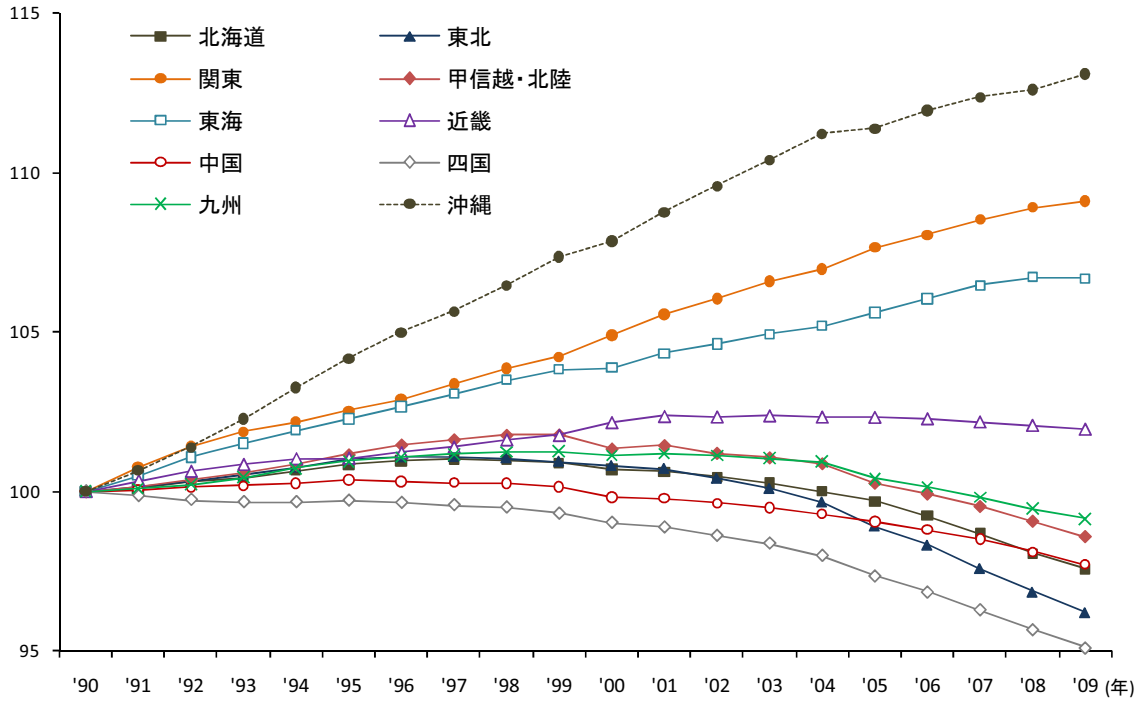

注　：1990 年＝100 とした場合の数値を示している。

② 一方、都市部においては、民間建設工事（民間設備投資及び民間住宅投資）が 2011 年度にかけて増加に転じることも期待できるとみられる。このような建設市場の環境の差は、大都市圏と地方圏の地域差だけでなく、同じ県内でも都市部と中山間地域の差としても存在する。したがって、同一県内でも地域によって建設産業がおかれている状況には差があり、建設産業に対する施策についても、県内一律の対応では不十分ではないかと考えられる。

1.1.6　地域に必要な建設企業の確保の困難化

① 除雪や公共施設の維持管理業務は、従来、地域内の建設企業が担ってきたが、建設経済研究所の建設業界団体に対するアンケート調査からは、入札不調や不落が増えていることが伺われる（図表 1-19①～③）。これらの業務は、人員や機材を期間内は常に準備しておくことが必要で、待機を求められる場合も多いなど、一般的にコストと手間がかかり利益率が低く赤字にもなりやすい。また、建設投資の減少と過当競争の結果、地域の建設企業の経営状況が悪化し、赤字になる懸念があっても地域貢献として受注する余力がなくなってきたことも理由の一つとみられる。

図表 1-19①　不調の発生状況

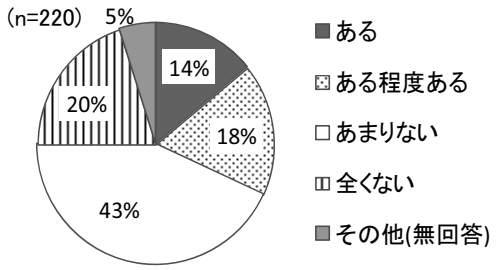

図表 1-19②　不落の発生状況

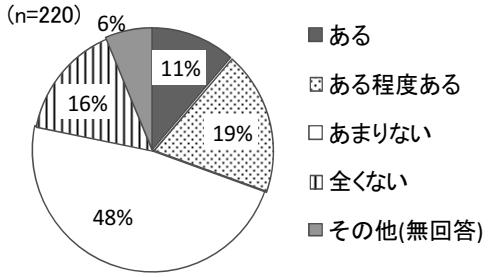

図表 1-19③　不調・不落のとなる理由

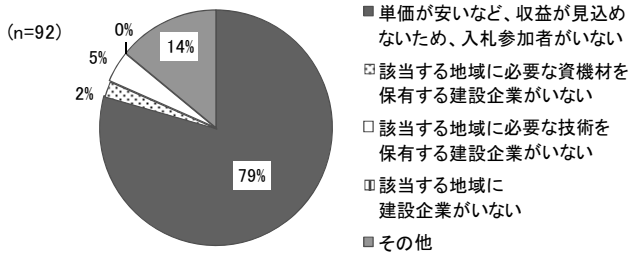

出典：（財）建設経済研究所　建設経済レポート 55 号
注　：集計対象は、都道府県建設業協会管下の地域支部または地域協会。

② 加えて、特に災害対応や除雪等の業務は、災害や積雪の履歴や危険度などを含む地域の実情を熟知する人材がおり、地域と連携した組織的な動きが迅速にできる企業により、有効に対応ができる性質を強く持つ。緊急的な公共施設の維持管理もある程度類似する。このような地域社会の維持に必要な建設企業が確保しにくくなってきている地域が既に広がりつつある状況とみられる。

③ 建設投資の低迷が続き過当競争の状況が続けば、このような地域に必要性の高い建設企業が共倒れになり、存在しない空白地域が生まれる懸念がある。また、一度そのような状況に陥れば、他の地域からの企業がそれをカバーすることが難しく、容易に状況が改善しないことが深刻に懸念される。今やこのような状況が地域行政の大きな課題の一つとなっている。

1.2　建設業の経営状況・雇用環境の厳しさ

1.2.1　建設業の利益率、付加価値等

① 法人企業統計調査によれば、建設業の売上高営業利益率は、近年、著しく下がっている。（図表 1-20）その水準を金融保険業を除く全産業と比べると、1990 年代中頃までは上回る時期も何度かあったが、1995 年度に下回ってからその格差が継続的に広がる傾向にある。製造業と比較すると、2008 年度こそリーマンショックの影響により製造業は急低下したが、それでもグラフに示される 1970 年代から一貫して建設業を相当程度上回っている。非製造業と比べても、1990 年代末以降、建設業が下回る状況が続いている。

図表 1-20　業種別の売上高営業利益率の推移

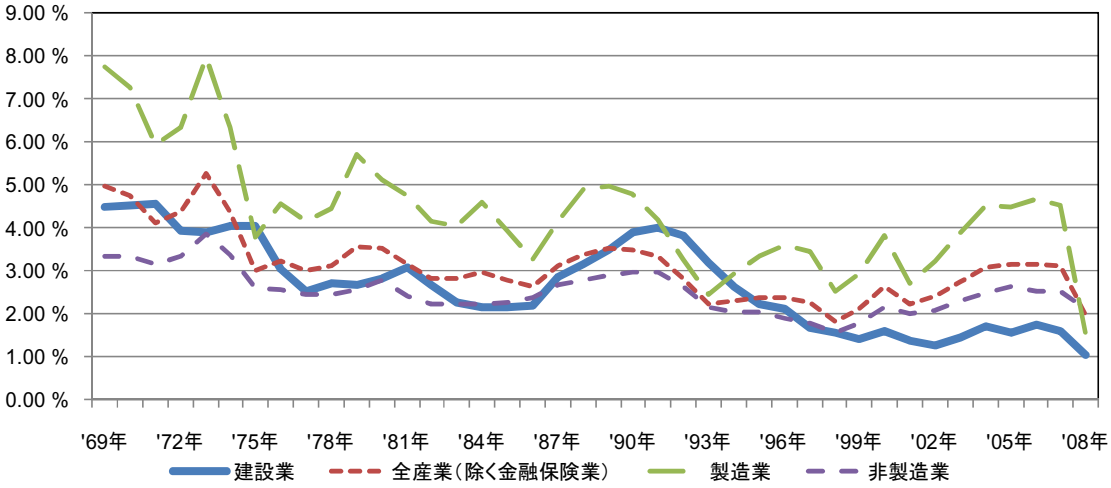

出典：財務省「法人企業統計調査」

② 付加価値とは、企業側と労働者側が協働して生み出した成果で、建設業でいうと、完成工事高から材料費・外注費等の工事原価を差し引いたもの[1]である。企業は、この付加価値から従業員の人件費、経営上の諸経費を支払い、投資のための利益留保を行う。この付加価値に占める従業員給与の割合は、企業規模・業種等により異なるが、一般的に半分程度であるといわれている（実際、財務省「法人企業統計調査」から建設業の同割合を計算すると、おおよそ 55%前後（2009 年の調査結果では、同 58.5%）で推移している)。そこで、一人当たりの付加価値額の半分程度が給与に充てられるのが一般的な目安となる。

③ 東日本建設業保証（株）が公表している「建設業の財務統計指標[2]」によれば、福島県の付加価値額が一人当たり 800 万円弱なので、給料がその 2 分の 1 とすれば 400 万円しか払えない。すなわち、よりよい給料を払うためには、1 人当たりの付加価値が 1000 万円近くなければならないと考えられる。なお、福島県内で有力な建設企業だけ選べば 1 人当たりの付加価値は 1 千万円以上になるとみられるとの指摘もあった。

④ 第一章の冒頭で、分科会委員の「社長さんは立派な車に乗っている」ようだから建設会社は儲かっているのではないか、との疑問を取り上げた。優良企業であれば儲かっていることもあるが、建設企業全体の経営環境の悪化は以上のように明らかであり、多くの建設企業は赤字を抱えながら生き伸びている。それを可能とする一つの要因は、社長に過去に積み上げた個人資産があることである。地域の建設企業が金融機関

1 付加価値の範囲、計算方法には諸説あり、ここでは簡便な表現に留めた。
2 調査対象が法人企業に限られていることや比率データ全体から上下一定の割合を異常値とみなして除外していることなどから、他の統計データ等とは整合しないこともある。なお、建設就業者一人当たりの建設投資額（実質）は800万円を割り込んでいるが、総務省「労働力調査」による建設業就業者は、法人に属さない就業者も含むので、建設企業における従業員一人当たりの付加価値とそのまま比較できない。

から借入れを行う場合、社長の個人保証を求められる例が多いが、社長の個人資産を自分の会社に貸し付けて、当面のキャッシュフローをつないでいる企業も少なくないとの話も聞く。また、別の要因としては、社長が別会社や同じ会社の別事業部で別の産業の仕事をして利益を上げていることも考えられる。実際、地域の経済界のリーダーとして他業種展開をしている社長さんは少なからず存在する。ただし、本検討委員会で用いた経営事項審査のデータや他の既存の統計データでは、これらの統計的な把握が困難であり、客観的な分析はできなかった。

1.2.2　建設業の労働時間

① 賃金構造基本統計調査によれば、建設業の労働時間は他産業に比べて多い状況が続いている（図表 1-21）。産業計を一貫して上回っており、卸売・小売業と比較しても、ほとんどの時期で上回っている。この調査は従業員 10 人以上の事業者のデータであるが、労働時間は 1990 年代末にかけて減少してきたが、その後は概ね横ばいで推移している。毎月勤労統計調査年報における平均月間出勤日数をみると、産業計よりも 2 日程度も長くなっており、時系列の変化をみると 2009 年は他産業と同様に下がったものの、それまでは横ばいで推移している。（図表 1-22）。つまり、建設業の業況が厳しくなったここ 10 年余りの期間について、労働時間や平均月間出勤日数が減っているわけではない。建設業の就業者は、建設工事の実働時間が減り、アイドリングの状態が多いのではないかとの見方もあるが、この統計からはそれを把握することは難しい。

図表 1-21　建設業の労働時間の推移

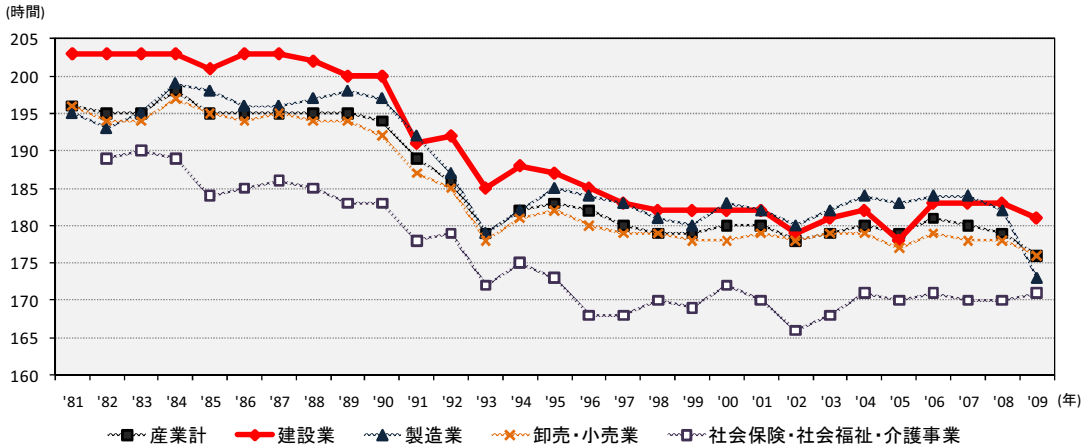

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注　：一般労働者の所定内実労働時間数に超過実労働時間を加算している。

図表 1-22　建設業の平均月間出勤日数の推移

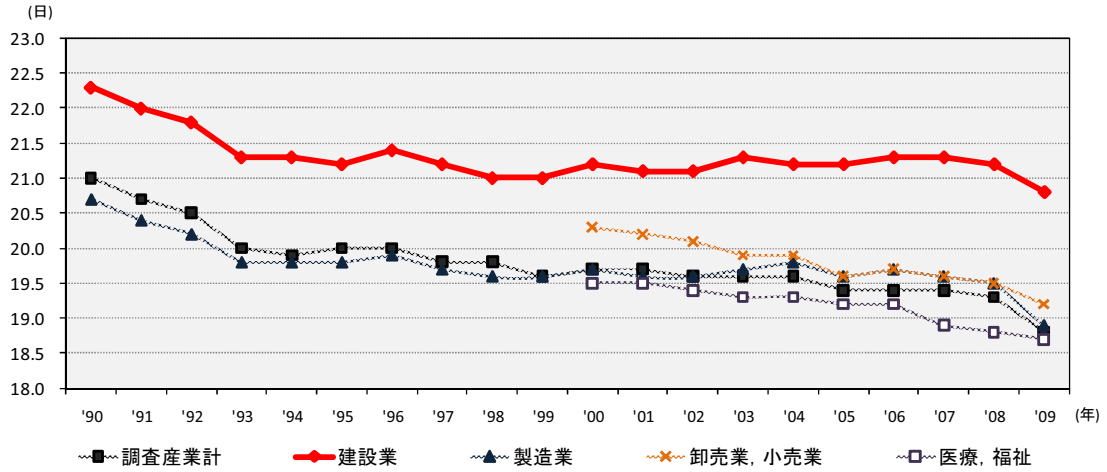

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」
注　：常用労働者 1 人平均月間出勤日数を示している。

② 建設業就業者が、実際には建設工事以外の別の業務をしている場合もあると思われる。新分野進出で農業に取り組んだ例で、従業員を遊ばせておくよりは収入が低くても農作業を行う方がよいとの話を聞くこともある。一方で、広島県でのヒアリングでは、月給制の建設企業の事例で、給料分をまかなう利益が得られない農作業に従業員を回すよりも、空いた時間は建設工事受注のための営業活動に回した方がよいとの回答もあった。

1.2.3　建設業の賃金

① 建設業の労働賃金は、賃金構造基本統計調査（常用労働者 10 人以上の事業所を対象）により、「決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額」でみると（図表 2-23)、産業計（全産業平均）との比較では、バブル崩壊後の公共投資が増加した時期には産業計をかなり上回り、その後同等となり 2002 年度以降は下回ったが、2006 年以降は産業計とほぼ同水準にある。製造業との比較では、2000 年代に入り製造業が建設業を上回ったが、2009 年には世界同時不況の影響を受けた製造業の落ち込みにより、建設業の方が高くなっている。なお、社会福祉事業の水準はかなり低いことが目立つ。

② 建設業の生産労働者の賃金（常用労働者 10 人以上の事業所を対象）については、他の生産労働者と比較すると、図表 1-24 の通り、全産業の平均に比べればかなり低く、製造業に比べても低い状態が一貫して続いている。

③ 建設業就業者の賃金水準に関して、建設企業が一人当たりで 1000 万円の付加価値を出すため(その半分が賃金に回ると考えるとその程度の額が必要だから)には、いくらの建設投資額が必要なのか理論的に計算ができるのではないか、との分科会の委員からの意見もあった。

図表 1-23　建設業の賃金の他産業との比較

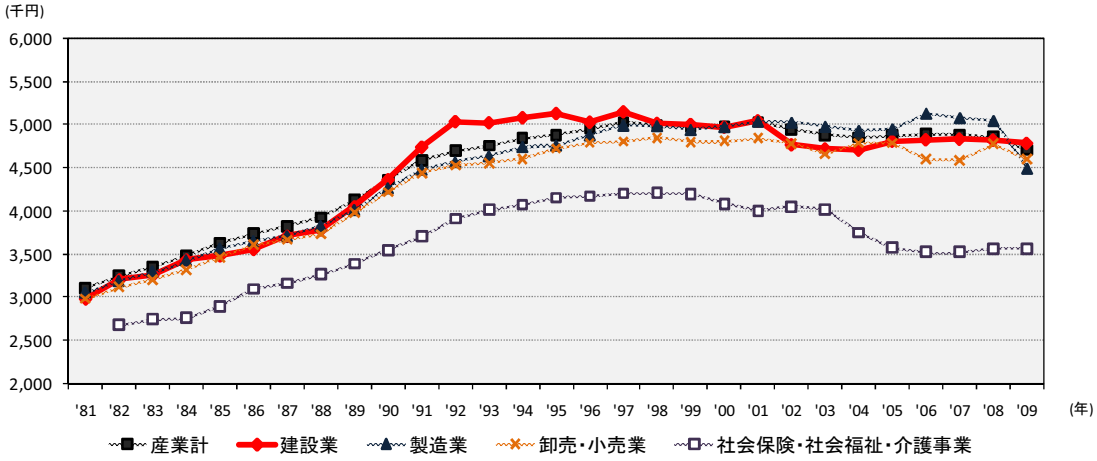

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、次図表も同様。
注　：決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

図表 1-24　建設業の賃金の他産業との比較（生産労働者）

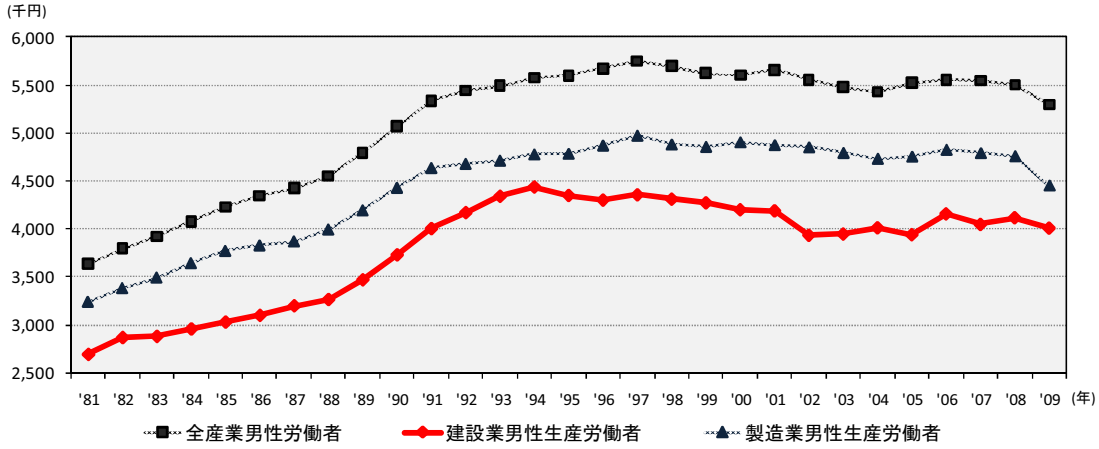

注１：生産労働者とは、主として物の清算が行われている現場等における作業に従事する労働者である。
注２：年間賃金総支給額＝決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

1.2.4　地域別の建設業の経営の厳しさ

① 建設業保証会社の財務指標[3]によれば、建設企業の売上高営業利益率を都道府県別にみると、東日本平均では、2001 年度から 2008 年度にかけ利益率はマイナスで、その幅が徐々に拡大し、2007 年度からは－1%を下回る状況になっているが、福島県ではさらに厳しく、売上高営業利益率は一貫してマイナス１％を下回り、2008 年度には－3.4%と著しく低下している（図表 1-25）。また、西日本平均は、2006 年度まで小幅ながらプラスを保っていたが、2007 年度からはマイナスに陥り、2008 年度は－1.48%まで悪化した。その中で、広島県は西日本平均を幅 1%ポイント弱下回る推移を見せており、2008 年度には－1.86%にまで低下している。このように、本委員会のモデル県の両県の状況はかなり厳しいものとなっている。

図表 1-25　建設業の完成工事高営業利益率の推移

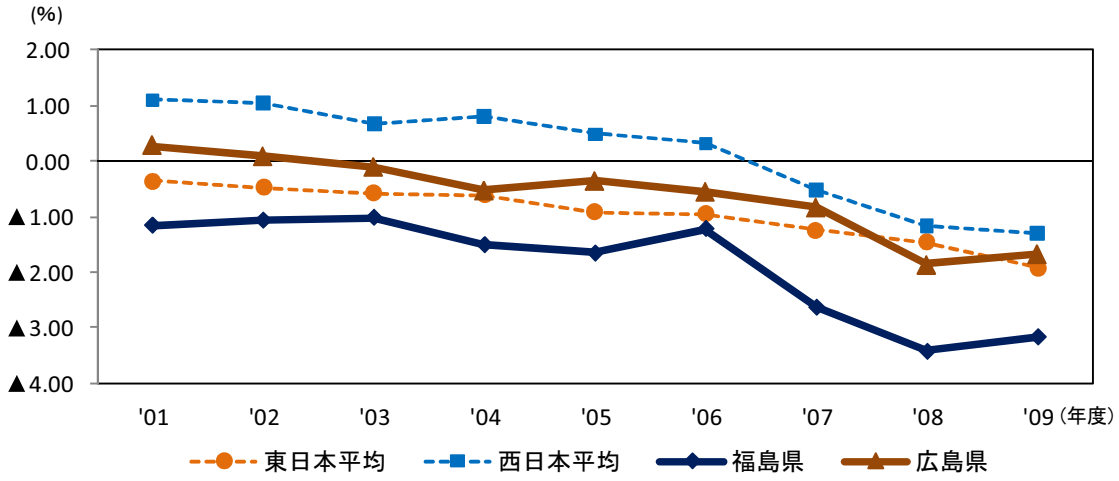

出典：東日本建設業保証(株)「建設業の財務統計指標」・西日本建設業保証(株)「建設業の経営指標」
図表 1-29 まで同様。

② また、図表 1-26 は業種別に完成工事高営業利益率をみたものであるが、東日本、西日本とも土木専業の営業利益率が低く、その次に近年は土木・建築が悪い。対照的に電気工事業は比較的利益率の下落が少ない（ただし、東日本の 2009 年度は除く）。県別にみると、福島県の土木専業の営業利益率の悪さが際立っている。広島県でも土木専業の営業利益率が一番低い。

[3] 各社で異常値の排除方法等、統計的処理手法が異なることに注意を要する。

図表 1-26　建設業の完成工事高営業利益率の推移（業種別）

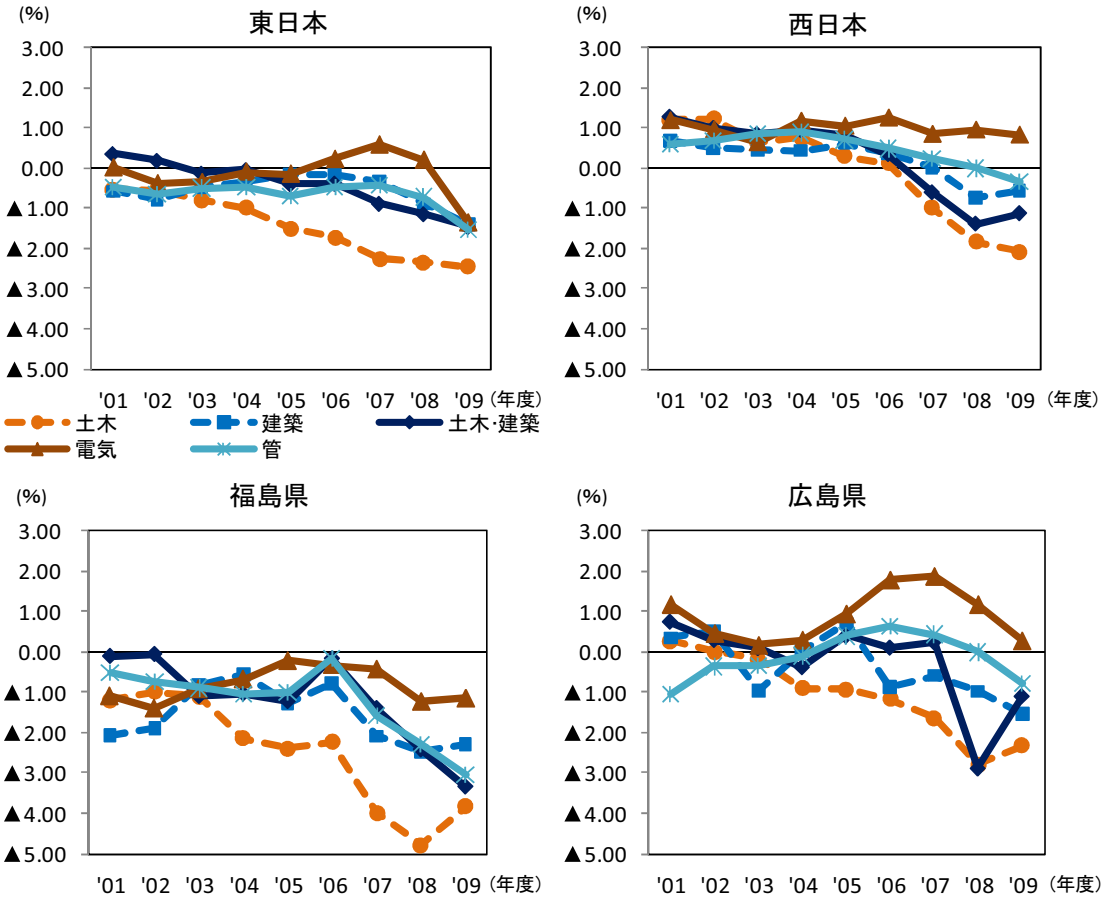

③ 続いて、図表 1-27 で完成工事高による企業規模の階層別にみると、完成工事高が低い企業ほど完成工事高営業利益率が低いことが分かる。また、モデル県両県の状況は、それぞれ東日本平均、西日本平均より厳しい。建設企業の営業利益率低下の要因は、両県でのヒアリングによれば、工事が急速に減少していることに加え、公共工事の落札率が最低制限価格に張り付くような低い状況が続き、利益を上げられず、赤字受注も多くなっている状況が続いていることである。

図表 1-27　建設業の完成工事高営業利益率の推移（完成工事高別）

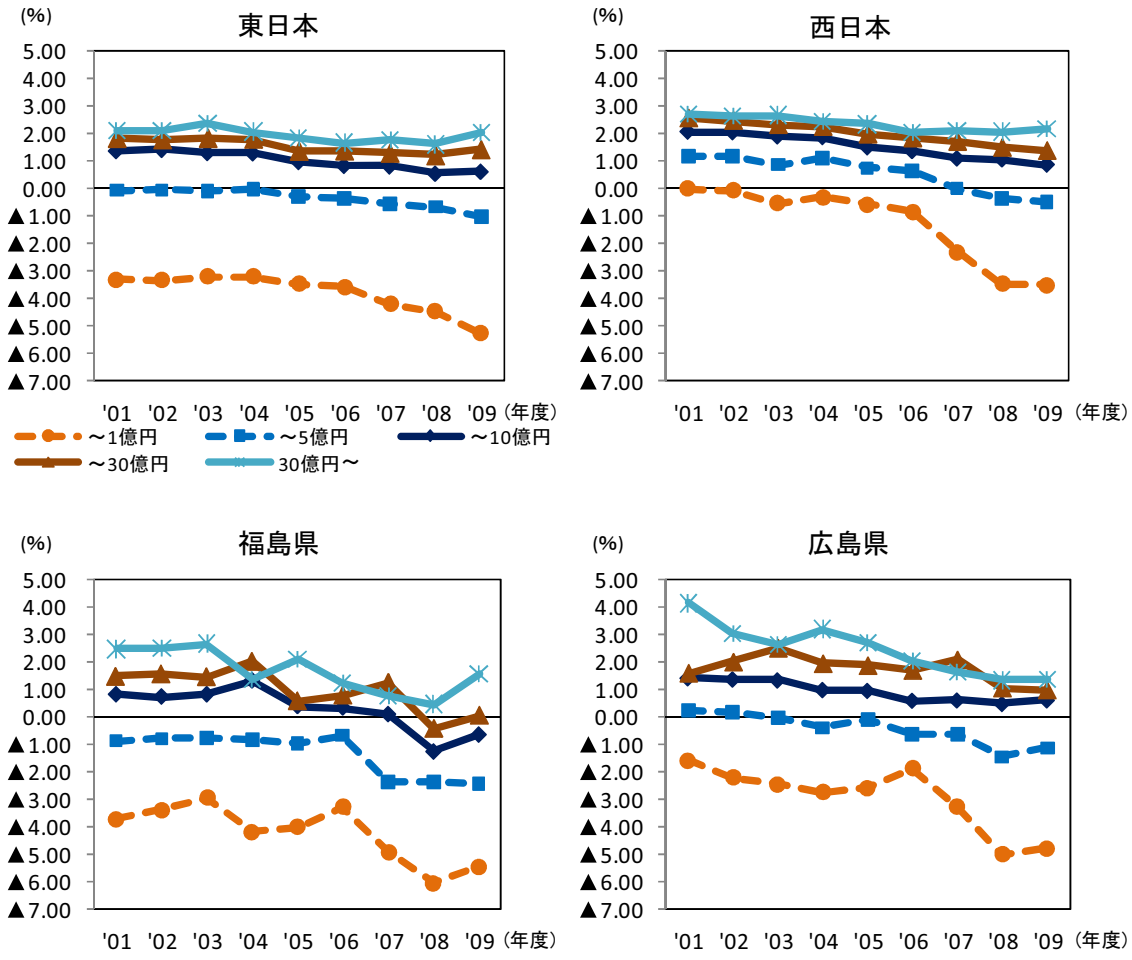

④ モデル県の両県で、完成工事高利益率がマイナスの状況が続いていることは言うまでもなく大きな問題であり、なぜマイナスが続いても多くの建設企業が存続しているのかという疑問が出る。統計データがなくヒアリングでも明確な理由が把握できなかったものの、蓄積してきた社長の個人資産を自分の会社に貸し付け当面のキャッシュフローをつないでいるから、あるいは社長が別会社や別事業部で別産業の仕事をして利益を上げているからなどが考えられる。前者であれば、そろそろ限界が来る可能性もあろう。

⑤ 図表 1-28 で建設業の従業員一人当たりの付加価値額をみると、東日本平均では、2001 年以降、一貫して減少しており、2009 年度には 825 万円となっている。福島県も一貫して減少し、東日本平均を常時下回って推移している。2009 年度は 750 万円となっている。次に、西日本平均をみると、2002 年度に急低下し、その後、緩やかな減少傾向にある。広島県では、2001 年度に 978 万円と比較している 4 地域の中で最も高かったものの、翌年度には急激に低下し、一時的に増加したが傾向としては他地域と同様、減少傾向にある。なお、建設業の中における業種別にみると（図表 1-29）、専門工事業の方が総合工事業よりも 1 人当たり付加価値が低い傾向にあることが分かる。

図表 1-28　建設業の従業員一人当たり付加価値の推移

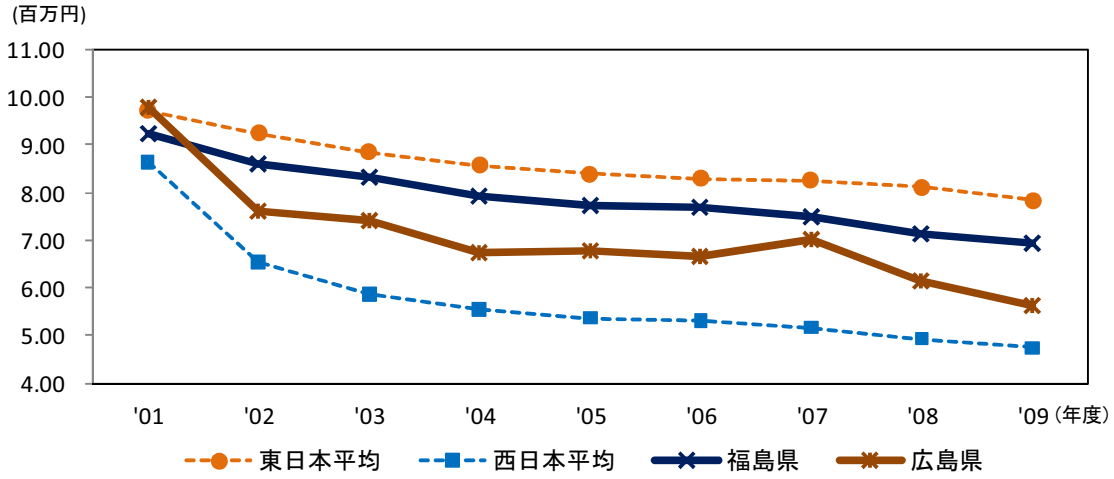

図表 1-29　建設業の従業員一人当たり付加価値の推移（業種別）

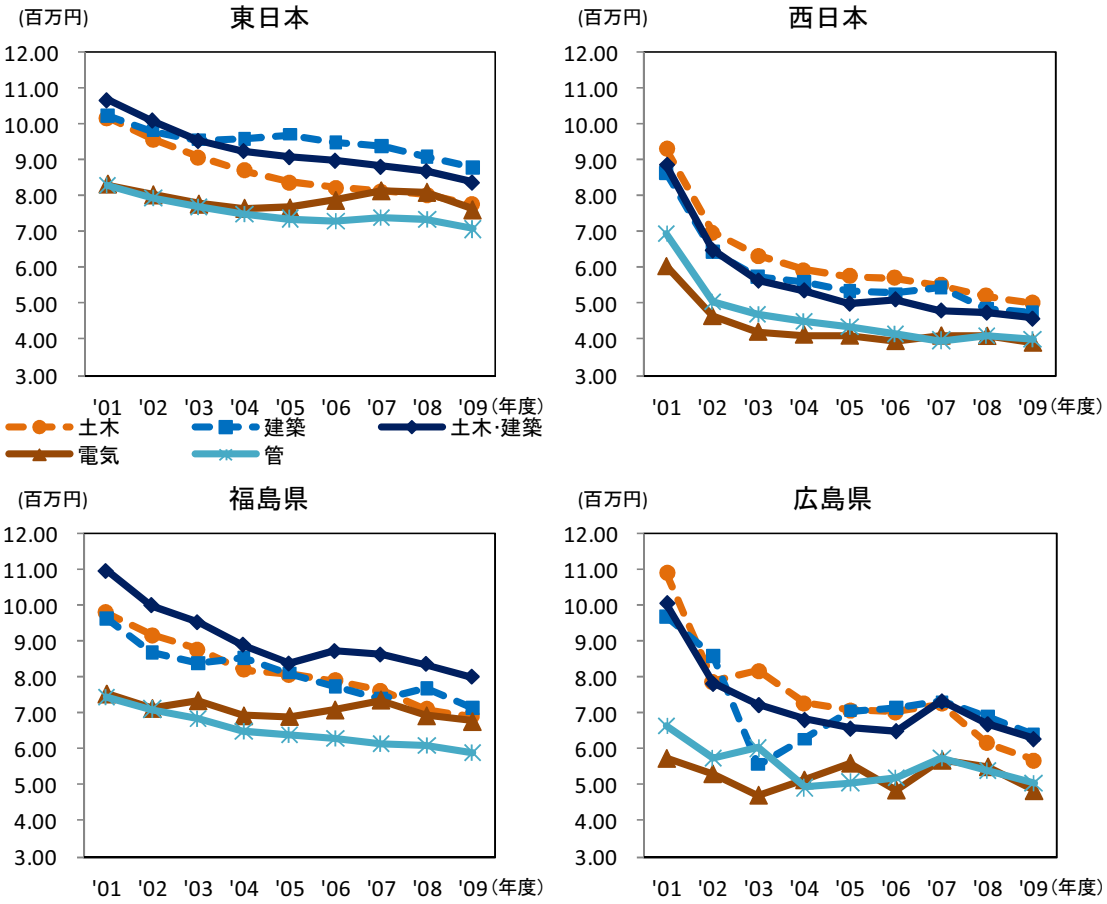

1.3　論点と提言

(1)　正確なデータに基づく実態の把握の継続

① 行政も建設業界も、建設産業の最適な産業構造（特に、企業数、年齢別就業者数など）はどうあるべきか、常に最新のデータを活用して検討していく必要がある。建設企業の経営指標（一人当たりの付加価値額、生産性など）にも着目していくべきである。

② その際、就業者の所得や勤務環境（賃金、労働時間、労働福祉の状況など）を他産業（製造業、農林水産業、福祉・観光などサービス業など）と比較することも必要である。これは、新分野進出先の状況把握としても意味がある。

③ これらの検討に当たっては、地方別、都道府県別、県内地域別などのきめ細かい分析が必要である。

提言：建設業の地方別、都道府県別、県内地域別を含めた分析を継続的に行える体制を、国、地方自治体、建設業界団体が強めるべきである。また、それを公益法人等も支援する。具体的には、

A) 国や地方自治体、建設業界団体は、地方別、都道府県別、県内地域別の建設業の関連経済指標を、建設産業内・産業外で相互比較する方法を活用し、それに習熟するよう積極的に取り組む。その際、できるだけ多種類のデータを活用し、経年的に蓄積していくことが有効であることを認識すべきである。

B) 建設業に関わる公益法人が、このようなデータの調査分析や蓄積を支援していくような仕組を構築し、継続的に支援の役割を果たしていく。本検討委員会のデータ分析もその一助として活用して頂く。

(2) 建設企業が持つべき経営認識

① 建設投資が近い将来回復する見込みがあれば、場合によっては急場をしのぎ、あるいは受注シェアを守るため、短期的に採算を度外視して受注することにも意味があり、過去にそのような時期もあった。しかし、現時点では建設投資の大きな回復は当分の間見込みにくい。それを踏まえて短期的にも採算割れの受注は控えるなど無理をしない経営をしないと、逆に痛手が広がり回復できなくなる懸念がある。

② 企業としての経営状況が悪ければ､説得力のある経営計画や採用計画も発表できない。これでは取引先も納得せず、人材も集まらない。

提言：各建設企業は、赤字を回復できる有利な受注ができる時期が来ることは中期的にも期待しにくいことを踏まえ、次のような経営認識を持つべきである

A) 当期の赤字に耐えて経営存続を図っても、将来、赤字を打ち消すことができる建設投資の増加は、待っているだけでは見込みにくい状況であり、建設企業は、自ら需要を創出する努力が必要であることを、改めて強く認識すべきである。

B) 赤字を経営層の個人資産を投入して穴埋めし、市場回復を待つ企業もあるが、企業体力が残るうちに経営改革（後述の参考を参照）を行うよう、建設企業に強く推奨する。赤字経営を続けて状況を悪化させ、最終的に取引先に多大な迷惑をかけ、経営層の家族の生活も犠牲にするのは、地域で尊敬されてきた建設企業として避けるべきであろう。

C) 今後、何らかの支援も得つつ経営改革を図る場合、建設企業としては、将来の経営計画や採用計画が立つような方向性を目指す。

＜参考＞
建設企業の経営改革として、「中小建設業の経営改善ハンドブックＱ＆Ａ（建設業経営支援研究会著、(財）建設業振興基金編著)」より次のような方法が示されているので、その一部引用して記載する。

①経営理念の確立と徹底化
自社の社会的存在の必要性を確立し、建設業という仕事を通して社会に貢献していくためには何をすべきか明確にすべきです。すなわち経営理念の確立です。
特に経済が成熟し、供給過剰時代の現在、社長を筆頭に全社挙げて経営理念を理解し、実行していくことが重要となります。

②短期的な経営計画や年度計画、中長期計画の確立
これからどの方向に向かうのかを明確にしなければ道に迷うことになります。計画には１年間の年度計画と 3～5 年位の先を見通した中期計画、10 年位の長期計画があります。特に公共工事中心の中小建設業においては、1～3 ヶ月先の完工高を予想することさえ至難の業です。しかし、先が見通せない時代だけにしっかりした計画を立て、計画を達成できるような具体的な方策を講じていくことが必要です。
また、経営計画を用いて、金融機関と交渉することは、財務力の強化を行う上でも非常に重要といえます。特に、金融機関が会社の状況を正しく理解することができれば、金融機関側も会社に対して支援がしやすくなります。

③財務力（資金繰り）の強化
低価格競争が原因で資金繰り悪化に陥っている建設業が目立って多くなってきています。受注は順調に推移しても原価割れという現象も見受けられますので、売上拡大主義から利益を重視した経営に転換する必要があります。
また、借入過多などによる資金繰り悪化は、長期的な視点から遊休資産の売却や建設機材のリース化など戦略的に考える必要があります。

④生産体制の合理化
建設業における利益は総利益であり、原価管理が重要な要素となります。具体的には現場のコストダウンや原材料の購入費圧迫、外注費の見直しなどが挙げられます。
また、生産性向上のための効果的手段の１つとして、「多能工化」も大いに期待されています。多能工化とは、すでに技能を有している労働者が関連した他の職種の技能をある程度習得することにより、いくつかの工事を横断的に施工できるようになることで、今後、従来の業務範囲を超えた広範な業種を一括受注していくような総合化を進めるにあたって重要視されている取組です。

⑤技術力の強化
建設業の経営にとって技術力は基本であり、高品質化と高効率化の強化を図りながら施工能力の向上に努めていく必要があります。特に、総合評価方式の導入により、今まで以上に技術力や管理能力の向上が重要となっています。建設業の基本である技術力の強化は避けて通れない重要な戦略のひとつです。

⑥新事業・新分野進出
建設業の需給バランスは大きく崩れ、大幅な供給過剰となっています。建設業としてこれまで培ってきた技術やノウハウ、人材などを活用した新事業や新分野への進出を戦略として考えておく必要もあります。

⑦他の企業との連携

合併、事業譲渡、会社分割、業務提携など、新たな経営形態を検討することも経営戦略のひとつです。自社の持つ経営資源を他の企業と連携することで強い効果を生み出したり、あるいは弱い部分を補完して経営力の強化を図っていくことなどが考えられます。

⑧撤退・廃業

事業を拡大したり、新たな事業転化を行うだけが戦略的な考え方ではありません。「建設業の廃業」「不採算部門からの撤退」「会社分割による縮小」など、現状認識を踏まえて判断することも戦略的な考え方といえます。

２．建設産業・建設企業の各地域での存在意義

2.1　背景・現状

(1)　建設業の災害対応、緊急補修等での役割

① 建設企業は、地域の災害対応など、暮らしの安全を守る役割を担ってきた。近年、地球温暖化の影響か、集中豪雨が増加しており、災害対応の必要性は高まってきている。さらに、口蹄疫などの動物感染症対策でも建設企業の役割が重要であることが認識されるようになっている。

② 加えて、建設企業は、地域の公共施設や住宅・建築物の点検や緊急的な補修の担い手としての役割を担ってきた。

③ これらの業務は、被害の履歴、地形の特徴や危険度、歴史・社会的側面など、地域の実情に精通する人材がおり、また、地域社会との人脈などを活用して組織的な動きが迅速にできる企業により有効に対応ができる。すなわち、これらは、地域外の建設企業では円滑に応えられるものではなく、それら企業が地域内に拠点を持ったとしても、すぐにそのような能力を持てるようにはならない。

④ また、災害規模が大きくなると、より高度な技術力が必要となり、多くの建設企業が長期間総合力を発揮し続けるための調整も必要となるため、規模の大きなリーダー企業も、例えば都道府県レベルなどで不可欠になることにも留意が必要である。

⑤ 公共事業が多かった時期を振り返ると、除雪を含む災害対応や公共施設の点検・維持補修といった業務は、建設企業が公共事業全般で利益を上げているお礼の意味もあり、直接経費のみの支払い（軽微な災害対応などはボランティア）で担ってきた例もみられた。しかし、建設企業の経営が厳しくなりそのような負担に耐えられなくなりつつあり、除雪、点検・維持補修業務について入札不調や不落が多くなりつつある。

⑥ このような建設企業の防災対応、除雪、社会貢献などの地域社会を維持するために必要不可欠な役割について、マスコミに取り上げられる例が少ない。

(2)　建設業の地域雇用における役割

① 建設業は、従来、国の公共投資の拡大とあいまって、農業その他の地場産業の雇用力低下に直面した地域において、雇用を長く支えてきた。特に、地方から都会への出稼ぎをしていた地域においては、地元地域での公共投資による建設業の求人が出稼ぎを必要としない地域経済を作り出す役割も果たしてきた。ただし、1990年代後半からは、公共投資の継続的な減少により建設業就業者数が減少に転じ、他産業に雇用の移転先を求める側となった。

② 近年までの政府の調査結果によっても、建設企業を退職した者の再就職先は他の産業ではなく、別の建設企業がかなり多い状況にある。これは、建設業から他の産業への転職が容易ではない産業であることの根拠として使われることが多い。したがって、

建設業から就業者を他の産業に移すのは簡単ではなく、建設業の中や隣接分野に就業先を探し出す努力が重要であることが推察される。

2.2 論点と提言

2.2.1 災害、緊急補修における地域の建設企業の役割と不可欠性

① 近年、地域社会の維持に必要とされる建設企業の経営状況が悪化し、災害対応、点検・緊急的な補修を担えるか懸念される状況となり、その存続をいかに図るかが課題となっている。このような懸念は、人口が減少しており経済の建設工事依存度が高い地域において、特に高まっている。

② 建設企業が地域貢献として実施する防災や緊急的対応について今後も継続を望むのであれば、せめて社会的に地域貢献が評価されるよう認識を高めてもらうことを社会に求めたい。そのため、マスコミ報道により多く取り上げられるように対応を工夫する必要がある。

提言：各地域において、建設業界及び行政は、建設企業の災害対応、点検、緊急的な補修の担い手としての必要性をさらに強調していく。そのために、

A) 業界団体や地方自治体の建設業所管部局は、地域社会の維持における建設企業の必要性を更に強く広報する。例えば、担い手の建設企業が不在になり問題が発生した事例を収集したり共有したりして、関係者への発信に努める。

B) 建設企業の地域貢献をマスコミにより多く報道される可能性を高めるため、建設業界は、例えば、貢献活動にあたって全国建設業協会の黄緑色のウェアの着用を定着させるなど、建設企業の活動を目立たせる。また、業界団体が個別企業に代わりマスコミとの接触を行い、あるいは仲介するような体制を設ける。

C) 経営事項審査、一般競争入札の総合評価、その他の入札参加資格などで、これらの建設企業が担う地域貢献を一層高く評価するよう、行政及び建設業界関係者が連携して努めていく。

2.2.2 災害、緊急的な補修等における建設企業の損失や過剰負担の回避

① 地域において建設企業以外には担うことが難しい災害対応、点検・維持補修業務について、建設企業がそれを担う際に、従業員が対応中に身体的・精神的な被害を受けるリスク、事故が発生した場合の労災保険の適用の有無が不明確で企業が負担しなければならなくなるリスク、実際に支出した経費が依頼主の行政から支払われないリスク、過剰なボランティア負担を作業後に求められるリスクなどを甘受している場合が少なくない。この現状を改善していく必要がある。

② その際、これまでは建設企業の経営に余裕があり、地域へのお礼の意味で直接経費のみ、あるいは一部ボランティアで実施してきたことは今後の前例とせず、企業が無理

なく受託できる業務として、条件の整備改善が必要である。

③ 宮崎県での口蹄疫対応のヒアリングでは、口蹄疫での埋却のための穴の掘削作業でも、あるいは過去の風水害対応作業でも、建設作業の安全確保の認識が低い行政担当者の危険な作業指示が行われた例があった。また、必要な作業マニュアルが未整備という課題も提起された。これらの問題の改善が望まれる。

提言　建設企業が地域貢献の緊急的な作業に当たる場合に懸念される様々なリスクや負担を低減するために、以下の措置を実施していく。

A) 災害対応等、地域貢献の業務を建設企業が行う場合、労働災害保険の適用があるなら行政（県及び市町村も）は初期段階から明確にそれを示す。また、業界団体は明確化を行政に求め、結果を会員企業に周知する。また、地域貢献の業務で建設企業に労災適用があった場合、経審上で不利にならないかとの建設企業の不安に行政は応える。

B) 行政が建設企業にボランティアとして依頼・打診した業務についても、行政は労働災害保険がどのような形で業務を実施すれば適用になるのか助言する。また、業界団体はその周知を図る。また、適用が難しい業務の場合、行政及び業界団体は、建設企業に事故保険への加入方法を紹介するなど、企業の事故補償リスクの軽減を進める支援をする。

C) 建設企業の緊急的出動に際し、現場作業の監督に当たる行政の担当者に対し、建設工事の安全を重視し危険な作業指示を行わないよう行政は徹底する。また、口蹄疫対応での埋却作業など、今後発生が予想される緊急的作業について、行政があらかじめ作業マニュアルを作成し配布する（必要性が高い地域では、市町村レベルまで配布する）。

D) 「宮崎県の口蹄疫への対応」の経験を踏まえ、建設機械オペレータなど、対応に当たる建設企業の従業員の心理的な被害への心のケアを、地元保健所などが実施できる体制を行政がとる。

E) 行政は、除雪を含む災害対応時の支払い対象経費について、実情を踏まえ、待機費用も十分考慮し、必要に応じて拡大する。その際、直接経費以外に、一般管理費を含む間接経費も含める努力をする。また、除雪等の災害対応用に建設企業が保有している機材・資材について、出動がなくても維持管理経費が賄える制度を導入するか、行政側が保有する仕組を普及する。

F) 行政が建設企業へ緊急的な出動を要請する場合、経費を支払うかどうかを早期に明確にする。作業後にボランティアとして経費支払いをしないことを一方的に通告するようなことは行わない。たとえ同様な作業を別のボランティアが担い経費の支払いを受けない場合でも、地元の建設企業の立場の違いを考慮し、別扱いとすることをためらわない。

2.2.3　建設産業の雇用面での役割

① 建設企業は、近年、建設投資の減少によって地域で雇用を吸収する役割を担うことが難しいが、建設投資さえあれば、雇用誘発力が建設業として衰えているわけではない。また、家計への減税や直接給付よりも公共投資の方が、総需要を高める効果は依然として高い（乗数効果の比較）のだから、地域経済の下支えのため公共工事を増やすことは有効な方策の一つである。

② 建設業からの退出者が急増し、地域の他産業の受け皿がないとすれば、生活保護対象者の増加につながりかねないなど影響が大きい。したがって、建設業の雇用の縮小のソフトランディングをどのように実現させるかが、地元行政としては大きな課題となっている。

提言：建設産業が、建設投資さえあれば、今後とも地域の雇用を生み出す力を十分に持っていることをアピールしていく。具体的には、

A) 建設業界団体や行政の建設業所管部局は、建設産業の雇用誘発力の高さや需要創出力の高さを、他産業と分かり易く比較して示していく。

B) 公共投資で建設業からの退出者を当面減らし、地域の雇用問題をソフトランディングさせている事例を収集し、有効性を評価し、それを踏まえ業界団体などが政策の選択肢としての認識を広げる。なお、このような建設業の仕事を作り地域の雇用の下支えをする政策が、市場の機能による地域の雇用調整の遅れを招かないようにするための留意事項も併せて明らかにする。

2.2.4　建設技術者・技能者のモチベーションを引き上げること

① 建設企業の就業者は、社会的に重要な役割を担っているにもかかわらず、建設企業の経営状況が悪化し将来性が見込みにくくなっていること、建設業が「無駄な公共投資で生き延びている産業」などと言われ厳しい目を向けられていること、就職先としての人気が相当低迷していることなどから、活躍していくモチベーションが高くないとことが深刻に懸念される。

② 建設技術者・建設技能者の個々の立場からみれば、収入の低下その他の処遇が著しく悪化し、自らの技術・技能を活用して活躍できる機会が少なくなっており、同僚の退職も多くなっている。これらがモチベーションを下げていると考えられる。したがって、優秀な技術者、技能者が活躍でき、より良い処遇が得られるための方策が必要となっている。

提言：以下のような対応を実施すべきである。

A) 行政及び業界団体は、建設企業の技術者、技能者の資格・経験その他から測られる能力を評価する仕組を普及させ、必要な強化も行う。そして、これら評価の結果が高い者が所得等の処遇改善が有効に得られるような仕組みとしていく。

B) 優良な施工物件への表彰や、建設企業が施工した公共工事等の物件に施工者（元請・主要下請など）、主要技術者、主要技能者の名前を入れるなど、行政は、業界団体とも連携して、社会に対して優良な建設工事の担い手のプレゼンスを高め、地域を支えているというプライドを持っていただき、賞賛も得られやすいようにする。

３．建設業の業者数が多すぎる問題、合併、退出、共同化

3.1　背景・現状

3.1.1　建設企業数の過剰とそれによる問題の発生

① 建設投資は1990年台末から継続的に減少しており、2010年度は約40兆円と、ピーク時である1992年度の84兆円の半分以下となっている。その一方で、建設業許可業者数は2009年度末で50万9千社と依然として多い（ピークは1999年度末の60万1千社）。したがって、現在も建設企業の数は過剰とみられている。

② 建設投資の継続的な減少局面において、地域で建設工事の量が減っても、建設企業数がそれに見合って減るのでなく、建設企業それぞれがリストラを行って、多くの企業が存続している地域が多いとみられる。このような状況がこのまま続くと、地域の建設企業が同時に経営体力を失い、共倒れとなり、地域において頼りになる建設企業が消滅してしまう懸念がある。

③ 過当競争の下においては、各建設企業がしっかりした受注計画が立てられず、ひいては投資計画、採用計画が立てられない。これが若手の入職者の減少などにも波及している。

④ 建設業において企業数が多い背景には、高度成長期以降、全国規模の総合工事業が経営改善として進めた業務の下請化が地方の建設業にも波及し、重層下請構造が広がったこともあると考えられる。このため、過当競争で受注金額が下がっても下請への支払いや賃金を抑えれば元請業者が何とか生き残れるとの見方もある。重層下請構造が地方の中小の総合工事業にまで必要・有効なのかについて、昨今の建設市場の変化の中で疑問も生じてきている。

3.1.2　合併の困難性

① これまでも建設企業同士の合併は少なかった。公共事業の場合、合併すると入札の札数が2つから1つに減るから不利であるなどの理由で一般に建設企業は合併に消極的だといった話がずっと言われ続けてきた。

② 現状では、既に各建設企業が負債をかなり抱え財務が傷んでいるのが一般的であり、これでは合併しても合併会社の財務状況が悪くなるのが見通せるのでうまくいかない。建設企業の財務が痛む以前ならもっとやりやすかった。

3.1.3　受注の共同化

(1)　総論

①　建設企業が安定的受注を確保する方法として、除雪や公共施設の維持管理等、一部の発注業務で共同受注の仕組を使うことの可能性が注目されている。その事例も少しずつ増えきたようである。

②　ただし、共同受注の方式によっては、競争性・合理性の確保、独占禁止法上の懸念などを検討しなければならないであろう。

(2)　福島県の宮下地区（奥会津地区）の事例の概要

①　事業実施に至る背景

ｱ)　建設投資の減少、入札契約制度の変化等に伴い、建設会社の経営環境が悪化した。建設企業数、従業員数は激減し、奥会津地方の建設業界は著しく衰退した。

ｲ)　企業体力は低下し、単独で業務を請け負えない企業も多く、入札が不調となるケースも相次いだ。除雪については応札者がいないまま、県が直営で行う事例が発生した。また、除雪業務を請け負っていた建設会社が倒産し、作業に空白期間が生じることもあった。

ｳ)　公共施設の維持管理・除雪業務は、住民の生活に影響するもので、安定して供給されなければならない。そのため、福島県と奥会津地域の建設企業は、地域の除雪・維持管理業務の一括発注、共同受注の方式に取り組むこととなった。

ｴ)　同地域では、この仕組みによって安定した住民サービスの提供、計画的・効率的な作業が可能になると期待されている。

②　事業の内容

ｱ)　宮下地区（奥会津地区）の「共同受注方式」は、2009年度から3年間のモデル事業として実施され、今年度で2年目となる。

ｲ)　業務内容は、当初、道路・舗装・河川維持補修、除雪等の複数単価契約（5業務）および道路除草・植栽管理、路面清掃、スノーポール設置撤去・防護柵設置撤去業務の総価契約（7業務）であった。2010年度は、複数単価契約3業務および総価契約1業務が新たに加わっている。

ｳ)　契約期間は1年間。発注方式は、透明性・公平性を確保し、十分な地域保全を行うのに求められる要件を設定できる「公募型プロポーザル方式」が採用されている。プロポーザルで選定された1企業または組合に対し、見積もり合わせで予定価格以下であれば契約を締結する。

③　事業実施主体の組織体制・運営体制・スキーム

ｱ)　協同組合は、現在、組合員10社、事務局2名で運営されている。設立は1979年であるが、共同受注体制を構築するため2009年2月に定款の変更、建設業許可の取得を行っている。また、奥会津地区の員外企業5社も入会し、地域建設業界全体の総意で協働して国土保全を行う体制を実現した。

ｲ)　受託した業務は、組合員で組織した「共同受注委員会」で各組合員への配分を決定するが、基本的には、各組合員が所在する地域の事業を担当している。各組合員への配分が決まると、組合から組合員に業務割当書を発行し、業務を実施する。

ｳ)　受託金額は、発注者との原契約額で割当てられる。組合の運営経費は、組合員から受け取る受注手数料（業務金額の3%）を原資としている。

ｴ)　組合員の繁忙状況によっては、組合で協力業者等の配分を指示し、スピーディーに対応できる体制をとっている。

④　事業の実施効果

今回の「共同受注方式」の効果としては、以下の点が挙げられる。

ｱ)　地域に密着した企業・従業員が業務に当たるため、多様化・高度化する住民要望を反映したサービスの提供が可能。

ｲ)　地域密着型の域内企業がほぼ加入しているため、日常生活から危険箇所等のモニタリングが可能。

ｳ)　緊急性の高い業務に対する遂行可能期間の短縮（組合内部の調整で対応可能）。

ｴ)　企業倒産等による業務中断リスクの回避＝継続的な住民サービスの提供が可能（実際、共同受注方式が開始された初年度に組合員が1社倒産したが、他の組合員が業務に当たり、住民生活への影響は発生しなかった）。

ｵ)　地域建設企業の安定した受注の確保。

ｶ)　年間契約のため、雇用や業務遂行の予定・計画が立てやすい。

ｷ)　個別企業の繁閑期によって生じる対応能力を、組合員間の相互補完によって平準化が可能。

⑤　課題

ｱ)　協同組合では、今後、持続的な組織運営および地域の保全・管理体制を維持していくために、さらに受注を確保する必要があると考え、そのために必要な受注高を8億円程度と試算している。

ｲ)　協同組合の運営体制を維持するためには、組合員の安定した経営環境を確保する必要もある。この共同受注方式に関しては、一定の受注を確保できるようになったものの、現状では、各企業の売上高に占める割合は低い。

ｳ)　域内の公共工事量は減少している一方で、現在の入札制度のもとでは、域外企業の

競争参加も多く、利益率も低い。そのため、建設企業の経営環境は厳しい状況が続いている。

ｴ) 共同受注方式では、公共構築物を一元管理できるメリットがあるが、国・県・町村等、管理者の違いによって、効率的な管理・サービスの差が生じているという問題も今後解決していかなければならない。

⑥ 展望

ｱ) 域内の建設企業は、今回の共同受注を契機に、地域保全の限界への危機感を共有し公共構築物を全体管理できる体制を構築した。今後は、それをいかに維持していくかがポイントとなってくる。そのためには、受注量の増加、オペレータの育成、行政側の理解・連携が必要である。

ｲ) 現在、受注量の確保策として、組合の官公需適格組合資格の取得、町村の維持管理等業務の受託（現在、1町は受託済）を目指して活動中であるが、公共工事が産業基盤となっている同地域においては、行政側の理解が何よりも重要である。企業側が地域内の公共施設をマネジメントできるようになった今、今度は行政側の体制構築が公共物に関する地域問題解決への鍵となっている。

(3) その他の事例

① 群馬県でも協同組合で道路の維持管理を行っており、組合が労働者を直接雇用している。組合から組合員の企業に仕事を分けて発注するわけではない。

② その他、宮下地区に調査に来た地方自治体は、栃木県、鳥取県などである。

③ 建設経済研究所のアンケート調査をみると、共同化の典型例はそんなに多くなさそうであるが例は幾つかあった（図表3-1、3-2）。

図表3-1　建設業協会の組織として協定を締結し、一括して請け負っている事例
大規模災害時の保守・点検業務
道路維持修繕、河川維持、ダム環境維持、道路付帯施設補修、除草、地すべり
道路パトロール、凍結融解剤散布、除雪
道路維持修繕、大雨時小河川氾濫防止の水中ポンプ設置工
河川維持管理業務委託
街路樹管理、除草
残土処理場管理業務　残土処理場投入数量確認、敷均し、交通整理、数量の集計又報告

図表3-2　数社の企業グループや組合等の組織で請け負っている事例
除雪業務、凍結防止剤散布
道路維持修繕
道路施設管理業務（ガードケーブル、スノーポール設置等）
道路管理パトロール業務
総合スポーツ施設管理
公営住宅修繕委託業務
道路側溝土砂等処理業務委託
崩土取払業務委託、物販供給単価契約
カーブミラー設置業務委託

3.2　論点と提言

3.2.1　建設企業数の過剰と選別の必要性

① 建設投資額に見合った建設企業数であるべきで、企業数が多すぎる。これまで政府・自治体は、不運にも倒産した企業の再生を支援してきたとみられるが、今日では、地域政策の視点から、地域社会の維持に不可欠な建設企業の共倒れを防ぐため、必要な企業がどのような条件や特性を持つものかを示し、それに合致する企業について存続への支援をする姿勢を見せなければならない時期に来ている。

② 地域内の建設企業数の過剰は、当事者・関係者以外の目線では、どうして自然な淘汰に任せないのかとの疑問がある。それに対して、行政や業界団体は、次の③など、明確に答えていく必要がある。

③ 地域において、災害時や社会資本の点検・維持管理など、地域社会の維持のために信頼に足る建設企業（全国建設業協会では「町医者」に例えている）が必要である。この観点からは、ⅰ)必要な機材や人員を確保できる企業、ⅱ)地域の災害履歴や危険度等の知見を持つ企業、ⅲ)大規模災害時などに地域での組織的な対応にリーダーシップを発揮できる企業などが地域に必要であることとなる。これらの企業が地域において存続発展できる環境を整えるためには、入札・契約制度においてⅰ)～ⅲ)の要素を適切に評価することが求められよう。このような企業は、公共事業に経営を依存する度合が高い実態を踏まえれば、公共事業の入札・契約制度による行政の関与が必要であると認識すべきである。

④ 地域に必要な建設企業がいなくなり、それを後から埋め合わせるコストの大きさを考えれば、行政があらかじめ建設企業の共倒れを回避するためある程度コストがかかる対策を実施しても是認されるであろう。しかし、この場合、透明性を担保するため、具体的な適用・選定基準の事前公表やアカウンタビリティの一層の確保が必要である。

⑤ 伸びていく建設企業への政策メニューはあるのに、消えていく建設企業へのケアがないので、行政として会社を「たたむ政策」を考えるべきである。それには、建設企業の借金をどうするかが問題となる。

⑥ 元請の過当競争を改善するため、行政が地域の建設企業を選別する方向に施策を進める場合には、退出する企業の倒産による下請の連鎖倒産等の問題が生じないように、一層の目配りが必要である。

提言：特に公共投資への依存度が高い地域など、建設企業の共倒れにより地域に必要な建設企業の倒産や廃業を防ぐため、行政は、必要な誘導策を実施する。具体的には次の通り。

A) 行政及び業界団体は、地域社会の維持に必要な機能とは何か、そしてそれを担う建設企業の条件とは何かを客観化する議論を深める必要がある。その上で、入札契約制度において反映させる要素や支援対象の選別要件を明らかにしたうえで、地域住民に対して積極的に訴え、理解を得ていく。その際、地域社会の維持に必要な建設企業がいなくなった場合の問題点を説明に盛り込むのが効果的であろう。

B) 地域社会の維持に不可欠な企業の要件としては、災害対応や緊急的な補修を意識すれば、1）その企業で雇用している建設技術者、2）すぐに動員できる建設技能労働者（協力会社との密接な連携も認める）、3）すぐに動員できる機材（協力会社との密接な連携も認める）、4）地域の自然的・社会的な知見を十分持つ経営者・社員、5）組織対応においてリーダーシップを発揮することができる能力、などを考慮すべきであろう。行政としてこれらを明示していく。

C) このような点の評価を入札・契約時に導入するに当たっては、客観的な指標を用いて、地域社会の存続に必要な企業が受注競争の中で仕事が相対的に取りやすくする方法やルールを定めたうえで、市場での受注競争に委ねるのが適当と考えられる。行政及び建設産業として、この点をよく理解する。

D) 地域社会の存続に必要な企業の確保を図る具体策については、各地から先進的な取組例を収集して情報を共有し、それを活用して地域ごとに検討していくことが有効と考えられる。行政や研究機関などが連携してこれに取り組む。

E) 既に経営赤字で財務状況が悪化している企業が、取引先に迷惑をかけずに円満に廃業できるように行政が支援する仕組は、モラルハザードの問題もあり難しそうではあるが、実態としてそれが求められていることは認識し、検討を続けていく価値がある。

F) 地域の建設企業の退出に伴い、下請企業の連鎖倒産などが発生しないよう、行政として退出のきっかけになる可能性がある政策の説明などを十分行い、目配りも行う。

3.2.2　合併の困難性

① 合併の相手先の財務が傷んでいることが建設企業の合併困難の原因であれば、法的な合併は難しい。そこで、財務的には互いに分離される他の方法で、地域の入札での過当競争の状況を改善する必要がある。

② 先方の建設企業が多角経営をしていて、建設事業部門を切り離し建設業から退出する場合、同部門の営業譲渡を受ける形の合併はあり得る。ただし、債務を建設事業部門には残さず、元の存続企業に残す形にしないと実現しないのではないか。

③ 建設企業の合併の促進のため、入札・契約制度などでメリットを強めるべきではないか。例えば、福島県では、合併前の各企業が持っていた地元地域での入札機会を維持できるようにしており、合併（営業譲渡を含む）のメリットを活かしやすい仕組みとなっている。その場合、国より地方公共団体の方が独自性を発揮しやすい面もあるので支援策を導入しやすいのではないか。

④ 合併で地域の建設企業 A 社が強大になって B、C 社が消えてしまうと、B 社、C 社という地域社会の維持や地域貢献の担い手が失われてしまうという問題があることにも留意すべきであろう。

提言：建設企業の合併やそれに代わる措置を推進するため、次の方策を実施する。

A) 建設企業の合併が各社の財務が傷んでいる中で困難であることは理解しつつも、建設企業の過剰の改善策として直接的な方策であるため、引き続き、行政としても、建設企業の合併促進を支援していく。従来も行われているが、弁護士等の専門家の派遣事業の継続などが考えられる。

B) 公共事業の入札・契約制度上、合併をした建設企業が不利にならないよう、行政は、従来の方策に加え、適正な範囲内で優遇措置を追加導入すべきである。例えば、合併前の各企業が持っていた地元地域の入札機会を合併後も維持できるようにしている県もあり、これは合併のメリットを活かせる仕組みとして評価できる。特に、地域特性を踏まえて、各地方自治体独自の支援策も広がることを期待する。

C) 一方、合併により、地域に必要な建設企業が存続しにくくなってしまう事態は避ける必要があるので、行政や業界団体としても合併の動向に十分に注意し、懸念があれば指摘していく。

D) 合併事例の情報の集約、提供を、行政や業界団体が関連公益法人とも連携して、より積極的に行うべきである。その際、特に、合併によるメリット、問題点などを明確に把握すべきである。

3.2.3　業務の共同受注方式の活用

① 共同受注方式が、地域社会の存続に必要な建設企業の存続を守る一つの形かもしれない。

② 公共施設の管理業務に共同受注を導入し、建設企業側は、例えば地域貢献意識が高い建設企業で、緊急的な業務ニーズへの常時対応の能力を持つもののみで共同受注者を形成するような方法も考えられるであろう。

③ 共同受注によって、地域の社会の存続に必要な企業について、一企業当たり、一人当たりで仕事がない時期を減らせることがポイントである。人材が有効活用できる意味での共同化が望まれる。

④ 個別企業が各々入札するのでは落札機会がかなり少ないような場合には、ワークシェアリング的な経常 JV も考えられる。福島県の今の制度では5社までの経常 JV が認められている。しかし、構成企業は単独での入札参加登録ができなくなるため、経常 JV と企業単独での登録が可能となるような制度の見直しが必要と思われる。

⑤ 建設企業が共同した主体（協同組合などを含む）と契約を結ぶ場合、競争が制限され、それにより好ましくない影響も出ないようにする必要性がある。工事の質の確保や効率化にも資する共同化が望ましい。なお、福島県の宮下地区の維持管理業務の共同受注の例では、契約先の選定に公募型プロポーザル方式が用いられていた。

⑥ 共同受注方式については、談合のような問題の発生懸念には十分な留意が必要である。地域の建設企業すべてが共同分担しないと落札者が出ないような業務以外は、事実上入札参加者が1主体となる共同化は認めないなど、公正取引部局の意向も踏まえた運用方法を見いだすことなどにより、不正競争の懸念の問題がクリアできる仕組みになれば、共同受注方式の普及が進むのではないか。

⑦ 共同受注を進めるために、入札・契約制度などでメリットを強めるべきではないか。その前提は、発注側がこのような方法を試行的にでも受け入れ、そこで運用しながら効果を高めることではないか。その場合、国より地方公共団体の方が独自性を発揮しやすい面もあるので支援策を導入しやすいのではないか。

提言：業務の共同受注方式については、以下のような方策を実施していく。

A) 行政や業界団体として、実際に維持・修繕業務などで入札不調や不落が発生し、その解決のため、建設企業側と調整のうえ共同受注方式で解決を図っている地域があることを認識し、今後の対応の参考にする。

B) 共同受注方式では、入札不調の対応等のため地域のすべての建設企業を相手方にする方法、地域で貢献意識が高く対応能力も高い企業など一部の企業が共同した主体を相手方にする方法、過当競争のデメリットを緩和するワークシェアリング的な方法（経常 JV を含む）など、様々な方法の選択肢があるとみられることも、行政及び建設業界としても理解し、検討を進める。

C) 共同受注方式によって、地域社会の存続に必要な企業の一企業当たり、一人当たりで仕事がない時期を減らすことができれば、人材が有効活用でき経営改善上のメリットが大きいことも認識して、行政及び建設業界としても検討を進める。

D) 共同受注方式を推進する場合、行政として、共同受注方式の形式や地域の実情に応じて入札・契約制度などでメリットを設けることを検討すべきであろう。ただし、このメリットは、客観的で、競争を活かせるものが求められるであろう。

E) 共同受注方式では、競争が制限されることで好ましくない影響が出ないよう、行政としては、他地域からの参入を可能にしておく、共同受注に加わる建設企業を地域貢献意識が高い企業で対応能力が高い優秀な企業などに限る、公正取引部局の意向も踏まえた運用方法を見いだす等の方法も含め、方法の工夫もしていく。

４．発注者に加え公共施設や地域生活の管理者でもある行政の役割

4.1　背景・現状

4.1.1　全国的な動き

① 公共工事の入札制度は、累次の入札談合問題等を踏まえた透明性・競争性確保、事業コストの引き下げ等のため、指名競争入札から一般競争入札への転換が政策の大きな流れとなってきた。

② 公共投資予算の継続的な減少の中で、一般競争入札の導入・拡大などの制度改正の影響もあって、公共事業の競争が激化し、落札率が低い状況がここ数年継続している。その結果、落札額は建設企業が適正利益を得られる水準以下になっているとの指摘が多い。予定価格でさえ適正利益が得にくくなりつつあるとの指摘もある。

③ 地域社会の存続に必要な建設企業が、過当競争に巻き込まれ共倒れにならないよう対応が必要となっている。除雪や災害時の対応を考えると、特に過疎地域などから建設業がなくなる事態が深刻に懸念される。

④ 指名競争入札から一般競争入札へ移行した結果、地域の行政が、地域に必要と考える建設企業に工事をうまく分けて受注してもらうことが難しくなり、少数の企業に工事受注が集中し過ぎる傾向もみられるとの意見が出ている。

⑤ 建設企業からは、指名競争入札の時代には年間受注量を見通した経営計画が立てられたが、一般競争入札になったらそれができなくなったとの不満が聞かれる。非都市的な地域の市町村などからは、指名競争入札に戻したいとの意見が多い。

⑥ 市町村の建設工事の発注は、専門家の不足から、地域に必要な建設企業を残すような総合評価方式の評価項目の設定・運用が容易ではないという状況である。

⑦ 建設経済研究所の調べによれば、図表4-1のような入札契約制度における工夫がなされている。

図表4-1　地域貢献企業を対象とした入札制度

地域保全型工事 （新潟県）	（対象工事） 以下の選定基準をすべて満たす工事で、地域振興局審査会工事部会で選定した土木一式工事。 ・予定価格250万円超7,000万円未満の工事で、特殊な技術を必要としない工事。 ・地域の安全・安心確保に深く関わる工事。 ・災害復旧工事又は維持・補修系工事。 （入札参加資格要件等） ・県が「地域貢献地元企業」であると認定した企業。 ・指名競争入札（8～15者程度）で、全ての等級の企業を対象とできる。 ・下請制限、労働条件の改善等を条件とする。
参加希望型競争入札 （長野県）	（対象工事） 農政部、林務部、建設部が発注する予定価格800万円未満の土木一式工事で、請負者による直営施工が可能な工事。 （入札参加資格要件等） ・本店が長野県内にあり、土木一式工事の資格総合点数が782点以下のものが参加できる。 ・施工は、原則として受注業者が直営で行う。
地域優良企業評価型 一般競争入札（広島県）	（対象工事） 請負対象設計金額が1,000万円以上2,500万円未満で、指名業者等選考委員会の意見に基づいて発注機関の長が選定した土木一式工事。 （入札参加資格要件等） ・土木一式工事の平均工事成績が70点以上。 ・工事を発注する発注機関の管内に主たる営業所を有する。 ・入札参加可能者数の標準は、概ね10～15者程度。
地域力保全型入札制度 （長崎県）	（対象工事） 土木部所管の建設工事で、離島地域の建設部・土木事務所が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事で特殊な技術を要しないもの。 （入札参加資格要件等） ・離島地域で、土木一式工事のA等級に格付けされた管内業者（一部地域は、B等級を含む。）
地域企業育成型 総合評価方式（宮崎県）	（対象工事） ・予定価格250万円以上4,000万円未満の土木一式工事の一部。 ・予定価格250万円以上6,000万円未満の建築一式工事の一部。 （入札参加資格要件等） ・対象工事の受注は1件を限度。 ・評価項目が、県工事成績、地域内の本店の有無、地域社会貢献の実績の3項目のみで、結果的に地域貢献度の高い企業が落札できる仕組み。これらの実績に関して事前にデータ登録を行う。

出典：現地ヒアリング、各地方公共団体ホームページ、業界紙等の情報を元に（財）建設経済研究所作成

4.1.2　福島県の状況

① 福島県全体で発注される公共事業の2割が国交省、4割が福島県、残り4割が市町村からの発注である。福島県内で国発注の仕事をしているのは20～30社である。

② 建設業協会の説明によれば、福島県内の公共工事の落札率は、指名競争の時代は95%程度だったが、平成18年以降の一般競争入札の導入、19年度からの本格導入で77%程度になり利益がなくなった。その後、国の落札率は上がってきており、県は最低制限価格があり、一般競争の総合評価方式でも低入札調査基準価格等により平成22年度は90%以上を確保できているが、問題は市町村である。最低制限価格制度や指名競争入札方式により施工不良などが懸念される低価格受注を防ごうとする市町村がある一方で、一部市町村では歩切り（積算した予定価格を合理的な理由なくカットしてしまうこと）が行われている。国は市町村等に歩切りをするなと通達していたが、今は地方分権で「要請・指導」にとどまる。

③ 市町村には十分な技術者がいないため、総合評価方式も特別簡易型、簡易型しかできず、件数も容易に増やせない。一般競争入札・総合評価方式の普及度調査で実施済みの市町村でも、事業数の中に占める比率はわずかなはずである。

4.1.3　広島県の状況

① 県発注工事では平成19年に一般競争入札が導入された。全国知事会の中で、20～30社の入札への参加があって初めて競争が担保されるとの議論があり、それまでの指名競争入札に比べ、入札参加者数が一気に膨らんだ。

② 県内建設投資はアジア大会の2年前である1993年がピークであり、現在はそこから4割程度にまで落ち込んでいる。

③ 県発注工事は予定価格が事前公表されている。最低制限価格はいくつかの要素を計算しないと分からない仕組みになっているが、歩掛かりや単価などは公表されているため、計算可能である。これにより、最低制限価格でのくじ引きとなることがあるため、予定価格は事後公表にすべきとの意見もある。

④ 広島には大手ゼネコンなどの支店や営業所もあり、競争が激しい。建設業界からは、特に広島市発注工事の落札率が低く、6割程度ではないかとの見方もある。

4.2　論点と提言

4.2.1　質の高い公共事業の確保と技術・経営に優れた会社の育成

① 建設企業、特に土木を中心とした建設企業にとっては、公共事業発注者の入札・契約制度のあり方が、地域で存続できる建設企業の決定要因になる面が少なからずある。したがって、発注者としての政府・自治体が建設企業のあり方を誘導することができ、また、適切な誘導を行う責任も負うと考えることができる。

② 質の高い公共工事が必要であるが、過当競争の現状の中で、質の高い工事を行う建設企業に存続してもらえるか懸念がある。工事成績の重視、資格者の配置、適正な施工体制の確保などの条件を、より有効に働かせるべきではないか。

③ 従来の公共事業の入札・契約の仕組では、地域社会の存続に必要で頼りになる「技術者・労働者、機材を恒常的に確保している企業」より、「必要な時だけ調達」する身軽な企業の方が、経営事項審査などで有利な傾向があった。それを変える必要がある。国交省も機材を保有する企業を経審上で加点を始めるなどの対応をとっている。

④ 例えば野田市では、一定額以上の賃金を支払える工事を発注しなければ、優良な公共工事とそれを担う優れた建設企業が確保できず、地域が駄目になると判断している。このような方向に価値判断を変えるべきである。

提言：建設企業の経営環境が厳しくなる中で、行政は、不良・不適格業者を排除することはもちろん、技術・経営に優れた企業を選別し、質の高い公共工事を行う建設企業を一層大事にすべきである。建設業界としてはその必要性をさらに強くＰＲしていくべきである。

A) 資格を保有し地域の特性や現場を熟知した技術者がしっかりと現場を見る施工体制を確保するため、行政及び建設業界は、「資格を保有する技術者の常時直接雇用の維持」などを徹底する。

B) 行政は、公共工事の入札契約で、工事成績を更に重視していく。

C) 行政は、入札参加資格に、資格者の常時雇用、建設機材の常備などを積極的に考慮していく。

D) 行政は、経営事項審査における「完成工事高の水増しの防止」などの不正行為の排除を徹底し、また、同審査における技術・経営面での加点措置の効果を強める検討をする。

E) 行政及び業界団体は、優良な建設企業を支援するため、表彰制度を設けたり、広報紙などに優良企業の広報を載せたりする。

4.2.2 入札・契約制度における地域での必要性への配慮

① 総合評価方式でも、簡易型や特別簡易型は、施工経験など定型的な要素を少し乗せるだけなので、地域社会の存続に必要とされる建設企業を残すためには不十分であり、緊急時の即応性、地域特性の熟知、地域保全に対する意識の高さなどを考慮した別の要素を入れるには本格的な総合評価方式にする必要がある。

② 地方部の建設業の成り立ちや社会での役割は都市部と違うところがあり、また、行政側の人員体制の差もあるので、例えば、中山間部で一般競争の総合評価方式を導入しても、おそらく簡易な方式しかできず、地域に必要とされる建設企業を重視するような方法は成り立たちにくい。

③ 指名競争入札は、発注者の恣意性を排除しにくく透明性に劣る可能性はあるが、悪い面ばかりではなく良い面もある。例えば、発注者として地域社会の存続に不可欠な建設企業に当てはまる建設企業の落札機会を、指名により安定化・平準化できた面がある。指名基準の客観性を高めるなどの配慮をして、指名競争入札をうまく使って建設産業を誘導することは可能ではないか。しかし、なぜ指名競争入札が合理的なのかという点については、発注者は納税者に対して厳格な説明責任を負うべきであろう。

④ 各地域で行われる公共工事でも、高い技術力を必要とする工事、高額でコスト縮減が不可欠な工事などは、一般競争入札により多くの建設企業の入札を広く募るべきである。しかし、それを地域のすべての工事に適用してしまえば、地域社会の維持に必要な建設企業を確保することは難しくなる懸念がある。行政としてもその点を踏まえ、これら2つの面を認識して、入札・契約制度を企画・実施すべきである。

提言：入札・契約制度について、地域社会の存続に必要な建設企業の属性を明確にしたうえで、それに合致する建設企業を適切に評価できる入札・契約方式を積極的に実施する。具体的には、

A) 国は、地方自治体が発注者として地域社会の存続に必要な建設企業の適切な評価に当たって、一定の客観性・透明性のある指名競争入札の活用が合理的な場合については、その導入についての厳格な説明責任を果たしたうえで、その運用体制を指導する。

B) 一部の建設工事について、建設工事の競争参加資格や参加者名簿を用いて、地域社会の存続に必要な地域貢献の意欲とその実施能力が高い企業を評価し、該当企業に発注している県があり、行政はこれを参考に検討する。この場合、評価基準は客観性を確保すべきで、努力をすれば広い範囲の企業が合致可能なものが望ましく、評価を受ける機会はできるだけ頻繁にし、評価プロセスと結果を公表すべきである。また、なるべく応急的な対応力を確保する面からは、下請を地域企業に限る、下請の次数を少なく制限することなども考えられる。

4.3 公共施設等の維持管理体制の確保の必要性の認識

① 国や業界団体は、地方自治体、特に市町村に対して、公共施設や民間の住宅・建築物の適切な維持管理の必要性を踏まえ、それを担う能力を有する地域の建設企業の必要性を理解してもらうことが必要である。

提言：地方自治体、特に市町村に対して、公共施設や民間の住宅・建築物の適切な維持管理のために地域で頼りになる建設企業の必要性を理解してもらうため、業界団体は、国及び県などと連携して、その意義を強調していく。

５．建設業就業者の過剰、若年者の不足

5.1　背景・現状

5.1.1　総論

① 建設投資額（実質）と建設業就業者数のグラフを重ねると、最近の建設投資額の減少の度合よりも就業者数の減少の度合が少ない（図表5-1）。1人当たりの建設投資額が近年一貫して低下していることからも（図表5-2）、基本的に建設業就業者は過剰であると考えられる。

図表5-1　建設就業者数と建設投資額（実質）

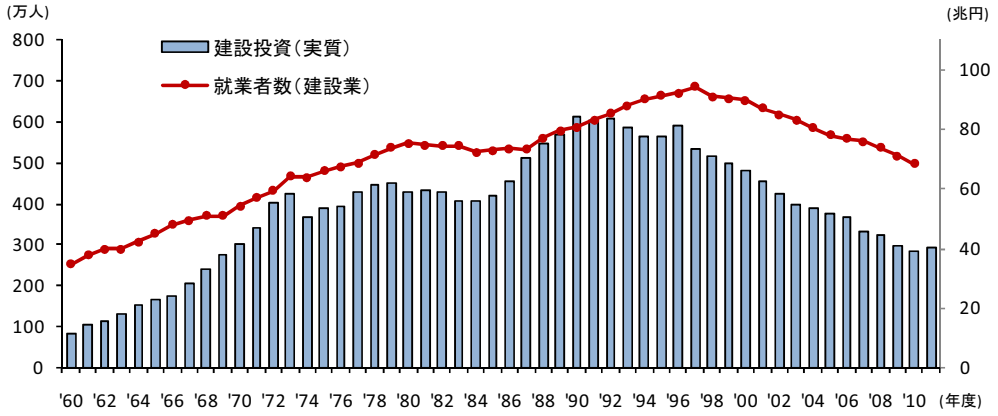

出典：総務省労働力調査、国土交通省「建設投資見通し」（2009年度まで）、（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し」（2011年1月発表：2010及び2011年度）
注　：就業者は暦年の月平均値。建設投資額は年度値

図表5-2　建設就業者一人当たり建設投資額（実質）

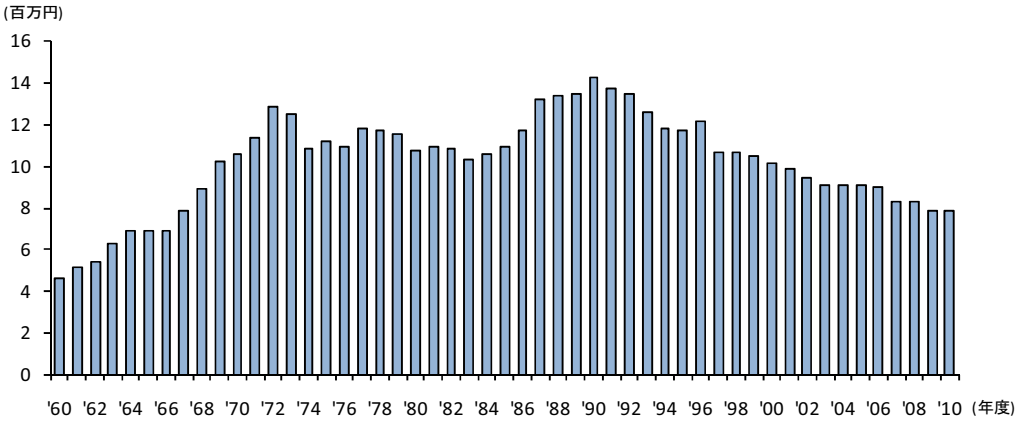

注　：前図表と同様。

② 一方、建設業就業者は現在かなり高齢化しており（図表5-3）、あと5～10年の間に、建設工事現場での就労の難しさが増す60歳を過ぎる就業者が多くなるとみられる。平成2000年度から2005年度までの建設市場環境が継続するという仮定の下で試算した建設経済研究所の将来推計では、高齢層の退職者がかなり出るはずである（図表5-4）。特に、中山間部では高齢化が進み、既に数も減ってきている。

図表5-3　就業者の年齢階層別構成比

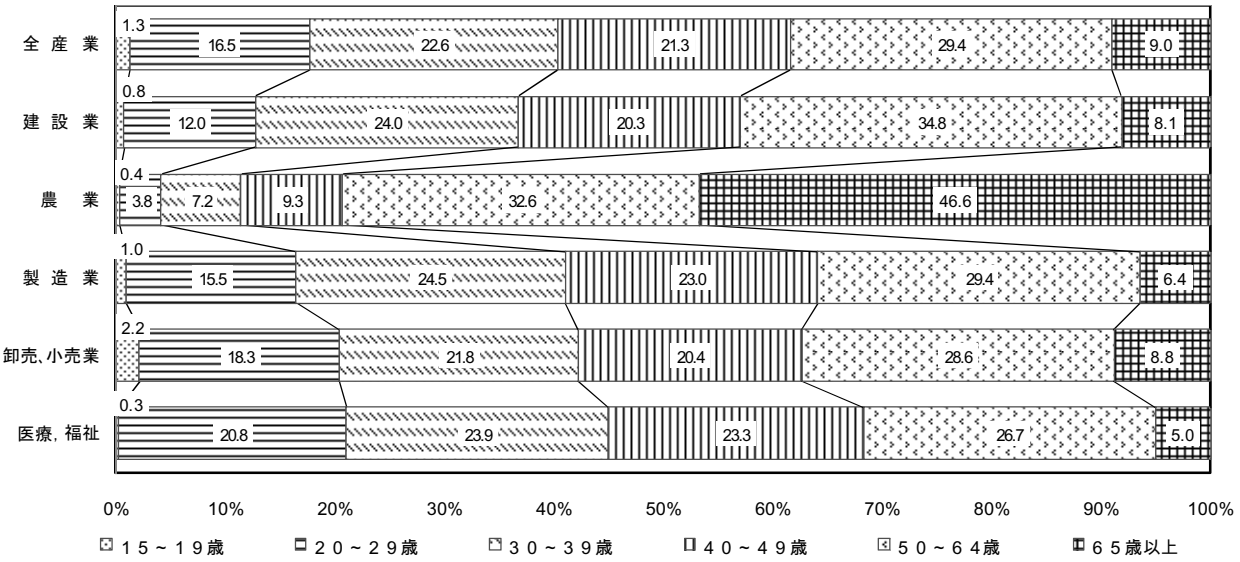

出典：総務省「労働力調査」
注　：平成21年の年間平均値により計算。

図表5-4　建設業就業者の将来推計（全国計）00-05変化率

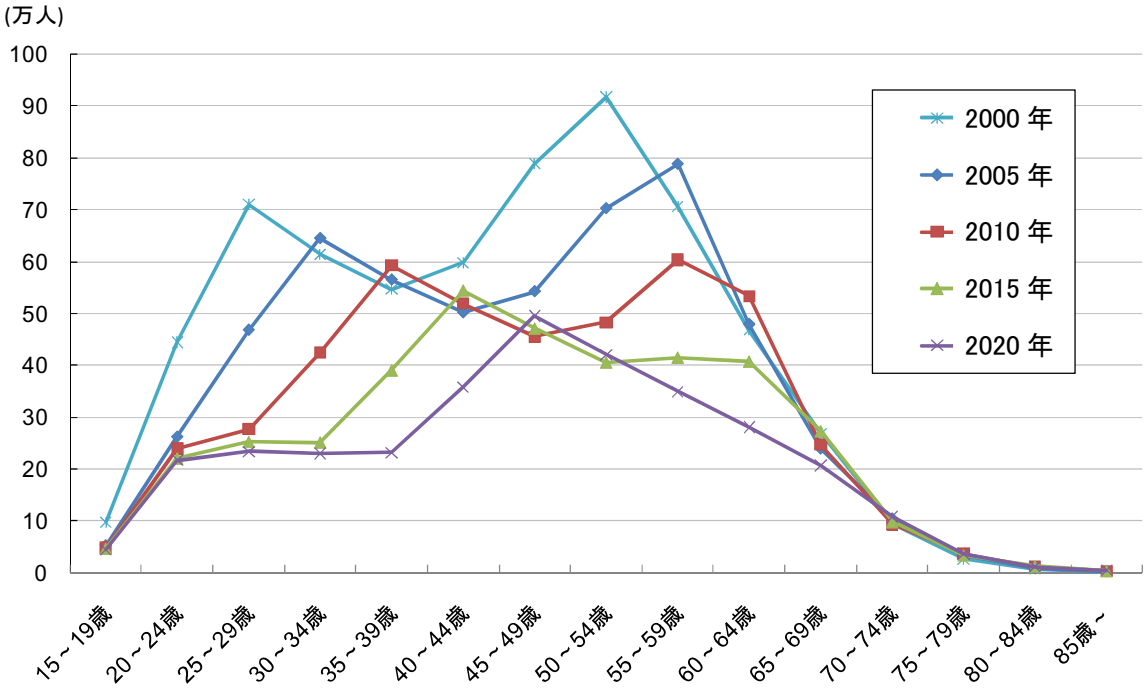

出典：国勢調査より建設経済研究所作成

③　近年の政府の調査においても、建設企業からの退職者は建設企業に就業する場合が多かったが、建設工事量の減少により、一般にそれが困難になっている。そのため、特に高齢の建設企業からの退職者が建設業に就職できず、また、他の産業にも職を見いだせずに、生活保護に向かって社会問題になる懸念がある。

④　高齢者の就労継続が容易ではない建設業で就業者が高齢化している中で、建設業への新規の入職者の数が少ないことは、近い将来を見通すと大きな問題である。今後、就業者の過剰の問題よりも、若年層の不足が大きな課題になっていく可能性がある。

⑤　建設業は、現在、他業種に比較して賃金は見劣り、また、40代以降の賃金が上がりにくい特性もあって、処遇面で新規就業者が不安も抱きやすい構造にある。工業高校の土木科も学生が減っており、土木科の名前でなく総合建設科のような名前にしないと生徒が入らない状況になっている。現在でも、建築技能者の不足が指摘される地域が出ているなど、その兆候が表れている可能性もある。

⑥　行政には、建設業の雇用急減は避けたいし、雇用調整もなるべくゆっくり着地してもらいたいので、その方法を考えたいとの意見がある。特に、建設業就業者の高齢化が進んでいるので、転職・転業は難しく、雇用面のショックを吸収する方策が必要だとの認識を持っている。

5.1.2　福島県の状況

① 福島県では、建設業に新規入職者が入って来たくない、来ないといった状況になっている。工業高校の先生の話では、子供たちも志望しないし親から建設会社には行くなと言われる状況もある。2010年度、建設業協会として入職者研修を行い20数名いたが、縁故採用が多く新規採用も非常に厳しい。

② 福島県の建設現場での現地視察でも、20歳代の建設作業員は非常に珍しいとの声があった。一方、高齢者についても、継続的に仕事がないなどの理由からか離職者が多いらしく、それほど人数は多くない。全体として40代、50代の労働者が多いという意見も聞かれた。工種の面から見ると仮設工では比較的若手の労働者がいるようだが、例えば石積工など特に技能を必要とする工種の労働者について高齢化が進んでいるようである。

5.1.3 広島県の状況

① 広島県では、建設工業協会としても高校生の入職促進の活動をしており、また高校からの入職希望もあるが、企業も経営が苦しいので受入れが難しい。高校生の現場実習を依頼しても現場が少なく受入れが難しい。

② 広島県の建設現場での現地視察でも、20歳代の建設作業員は非常に珍しいとの声があった。一方、高齢者については、50歳台半ばや60歳台後半の方も多く、少ない年金を補うために働かなくてはならない状況もある。

③ 地元建設企業からは、入職者が少なく、大手のゼネコンも地元大学まで学生を探しにくるため、地元企業の採用が難しくなっているとの説明もあった。土木を学ぼうとする学生が減っているのは、業界に夢を持ちにくくなっており、賃金など雇用面での不安もあるためではないかとの意見もあった。

5.2　論点と提言

5.2.1　建設産業にどの程度の雇用者数が必要かの見極め

① 一人当たりの建設投資額はどの程度が下限と考えるべきなの、その意味で、今後、建設業就業者はどの程度まで減少するのか、などを各主体が検討し、見極めていく必要がある。

② 建設投資額から建設業の雇用者が何人であるべきなのかなど、理論的に計算ができるのではないか、との意見もあった。

提言：行政、業界団体などは、関係公益法人とも連携して、統計データとして、一人当たりの建設工事量などのデータを、地域別、職種別などで冷静に検討を継続する。

5.2.2　建設業の雇用者減少のソフトランディングと副作用

① 地域経済の混乱を避けるためには、建設業の雇用急減を避け、雇用調整もゆっくり着地させたいとの地方自治体などの意見は理解できる。

② 建設労働者の高齢化が進んでおり、高齢者は転職・転業は難しいことから、特に対策が必要となるであろう。

③ 一方、政策により雇用急減を避けると、失業のショックがなくなることから仕事が来るのを待ち続けさせることになり、再就職する機会を奪うのではないかとの考え方、行政が手を出さなくても雇用吸収されていくのでそれに任せた方が経済構造を早く転換できるとの考え方もある。

提言：地域社会の建設業就業者に関わる雇用政策について、

A) 地域の経済状況や就業構造から失業者の急増を避ける必要があるなら、地方自治体として、地方単独費の活用等によって公共投資を増やすことは、乗数効果や雇用誘発効果も高く当面の地域内の失業を減らしソフトランディングさせることに有効であるため、戦略的に実施していく意味がある。

B) ただし、就業者が不況の産業から好況の産業に移動することは、大きな流れとして当然であり、地域経済全体としても必要なことである。したがって、行政として、公共投資による建設業に対する雇用維持対策はいつまでも継続すべきではなく、財源的にも困難であるため、出口戦略は初めから考えておくべきである。

5.2.3　雇用者確保の重要性と対策

① 地域社会の存続に必要な建設企業がその役割を果たせるようにするためにも、行政、業界団体は、人材育成に積極的な建設企業が存続するようにすべきである。

② 若年者などの建設業への新規就業希望者が、自らの技術・技能を向上させてくれる建設企業に就職したいとの気持ちを、行政及び業界団体は重視すべきである。

③ 若年者が建設企業への就職を考えるような状況をつくるには、経営計画や財務がしっかりした建設企業を存続させなければならないことに関係者は留意すべきである。

提言：雇用を守る企業を優遇する。具体的には、

A) 行政は、人材育成に積極的な建設企業を存続させる政策を強める。例えば、雇用者に対する教育講座を提供している企業、丁寧なＯＪＴで人材育成を進めている企業など、技術・技能の向上に努めている企業を明確に特定し、優遇したりＰＲしたりする。

B) 行政は、業界団体と連携して、技術者や技能者の資質や能力を評価する仕組みを充実する。例えば、個人の現場経験と資格・研修履歴（技術検定試験、技術者講習など）を網羅したデータベースを構築し、発注者や建設業者が容易に見ることができるようにする。

5.2.4　余剰となった雇用の行き先

① 建設業所管部局等の行政が、建設産業から余剰の就業者をどの産業にどのぐらい割り振るといったコントロールをするのは、一般論として困難である。個々の人が自分でリスクを負って別の産業に行くべきであり、思わぬところで成功するかもしれない。産業構造の転換はマーケットが一番上手くやれる。

② ただし、行政が、建設業の技術特性を踏まえて有効と思われる行き先はどこかを考えるのは有意義である。その観点からきめの細かい対策をするならばよい。

提言：建設産業行政として、別分野への転職に関して情報提供を続けることは重要であり、有効である場合が多いので、今後も継続的に実施していく。

６．点検、維持補修、災害対応の業務と地域の建設業

6.1　背景・現状

① 公共施設のストックが増え、今後徐々に古くなることを考えれば、公共施設の点検・維持補修や除雪などの業務量は増えていくと見込まれる。

② 地域の建設企業にしか、体制面、コスト面で担うことが難しいとみられる業務として、災害対応に加え、公共施設・地域の建物などの点検や緊急的な補修があるといえる。

③ 公共施設の点検・維持補修や除雪の業務は、積算単価が安く利益率が低いため、最近では建設企業の入札参加者が少なくなってきており、不調・不落が多くなっている。特に、除雪は利益が出ないうえ、待機もあり、建設企業にとって負担が大きい。

④ 公共工事が多く発注された時代には、建設企業の地域貢献の一環として、公共工事による利益で除雪や維持補修業務の損失をカバーしていたが、公共投資が減った今はもはやそうできないとの指摘が多い。

⑤ 近年、公共施設や住宅の耐震補強の重要性が強く認識されるようになり、国、地方自治体でも耐震補強予算がある程度優先的に確保されるようになっている。

6.2　論点と提言

① 地域の建設企業にしか担うことが難しい業務として、公共施設・地域の建物などの点検や緊急的な維持管理があるので、これら業務を活用して地域に必要な建設企業の存続のための基本部分を支えることができるのではないか。ただし、そのためには、業務の採算性の改善などの見直しが不可欠である。

② 点検、維持修繕業務の「単価の低さ」は、設計労務単価の実態調査から既定事実化され、それが予定価格に反映されるという問題点がある。そこで、「単価」だけではない別の面での工夫も必要であろう。

③ 除雪や災害対応の業務については、積算対象となっている業務の範囲が狭いのも問題である。例えば、待機時間が十分に積算されていないなどの問題がある。

④ 地方自治体の公共施設の点検・維持補修業務などは、地域社会の存続のため、取り組む意欲と能力が高い建設企業が、その他の企業よりも落札しやすいよう制度変更することは、妥当性を説明できると思われる。

⑤ 建設企業にとって、公共施設や公共建築物の維持補修の業務について、発注を受身で待つのでなく、対象物件に関する情報を蓄積し、どのように維持管理していくべきかを提案していく形にまで業務を拡大できれば、業務量は増える。ただし、建設企業の既存の人材だけでは対応が難しいかもしれない。民間建築ではこのような営業活動が既に行われている場合があるので参考になるであろう。

⑥ このような提案型の業務ができる企業を地域で育て、提案できない企業は市場から退出していくのもやむを得ないといった判断をしていくことも一つの考え方ではないか。

⑦ 公共施設や住宅の耐震補強の工事は、当分の間、安定的な発注が見込めるので、地域社会の存続のために必要な建設企業の確保にも役立てる視点を持って、発注を進めてはどうか。

⑧ 以上の前提として、維持管理業務や定期的に必要な更新工事は、新規工事とは異なり、将来、地域に必ず発注される業務・工事であるため、発注量のめどが示せれば地域の建設企業の経営安定につながると考えられる。政府・自治体として、保有する公共施設の維持管理業務や定期的に必要な更新工事の需要見通しを明らかにする努力が、強く期待される。

提言：行政は、建設業界の意見も踏まえ、点検、維持補修、災害対応の業務を、地域社会の維持に必要な建設企業を活かす方向に改善する。具体的には、

A) 行政は、除雪、公共施設の維持補修、災害対応などの業務について、受注者の赤字発生を防止するため、1)コスト・プラス・フィー方式の導入、2)建設企業に負担のしわ寄せが起こりにくい共同受注方式の拡大、3)除雪機械を公共団体が自ら所有する方式の拡大、などを実施する。

B) 除雪や災害対応の業務については、待機時間などの実態と企業の実際の負担感を反映して、積算対象となる時間を広げる。

C) 行政は、公共施設や公共建築物の管理の民間開放を推進し、補修・改築工事と組み合わせる業務発注を導入する（いわば、“モニター業務”付きの補修・改築業務）。

D) 行政は、建設企業を、公共施設のストックのマネジメント（既存公共施設の総合的維持・管理）を行える主体として育成する。このため、建設企業に対するノウハウ提供、人材育成などの支援を行う。必要に応じ、不動産業、金融業等との連携や人材導入の支援も行う。

E) 行政は、学校など緊急時には避難所となる公共施設をはじめとして耐震化を積極的に進め、さらに、地域社会の存続に必要な建設企業に耐震化工事の受注の機会を十分に与えるよう努める。

F) 政府・自治体は、地域の建設企業の経営安定の視点からも、保有する公共施設の維持管理業務や定期的に必要な更新工事の需要見通しを明らかにするよう努める。

7．建設企業の業務分野の拡大・見直しについて

7.1　背景・現状

7.1.1　総論

① 国土交通省、建設業振興基金などが、これまで建設企業の新分野新市場への進出の支援を行ってきた。先進事例の紹介や専門家の派遣、相談受付などが支援策の中心である。なお、最近では、地域における建設業以外の地域ビジネスの担い手になる方向、地域で他の主体と連携していく方向などが打ち出されている。

② 建設業の新分野新市場への進出については、基本的に経営を支える収入が得られるレベルの成功例は少なく、良くても収入の足しになる程度が多いのが実情で、全般的にいえば厳しい状況である。

③ 才覚のある社長の会社は新分野進出など既に対策を取っているが、そのような努力をせず、口を開けて工事が来るのを待っているだけの企業もあるのが実態である。

④ これまでの建設企業の新分野新市場への取組みは、進出先の事業が軌道に乗った場合でも、地域での新規雇用には役立つが、建設業で働く者の再雇用にはほとんど役立たないとの見方が有力である。なお、新分野進出の成功の判断基準は、従業員の雇用を生み出すことだけでなく、企業の存続を助ける補助収入が得られれば成功といえるとの考え方もあろう。

⑤ 新分野進出であっても、施設への投資に多額のお金をかけられるのであればそれなりの収入も期待できるが、既に建設企業にはそのような投資余力が残されていないので難しいとの指摘もある。

⑥ 新分野進出先の産業の労働者の所得水準が建設業よりも低い場合が多いのが大きな課題である。例えば、福祉分野は制度的な制約もあり賃金水準が低く、経験を積んでも賃金が上がりにくい。農業も農地を保有する者には有利であるが、労働者として働く場合、相当賃金が低い。林業は工事発注単価が実質的に建設業よりもずっと安いので安い賃金しか出せない。ただし、これらの産業は、こういった制度的な問題が改善されれば有望である。

⑦ 地域で頼りになる「技術者・労働者、機材を恒常的に確保している企業」ではなく、これらを「必要な時だけ調達」する身軽な企業は、施工技術や人材育成面で優良な企業・地域貢献意識が高い企業を経営的に脅かす側面があるとともに、転業するのも簡単なはずなので、地域の建設工事から率先して退出してもらうという考え方もあるかもしれない。

7.1.2　広島県の状況

① 広島県では，建設業者の新分野進出へ向けた取組みの促進のために補助金を設け，平成19年度から平成22年度まで延べ70社程度に対し事業を実施した。この補助金の利用は、副業化による経営の安定がより必要な「資本金が低めの企業」では少なく、多少経営に余裕のある資本金がより多い企業が多かった。県では、これまでの補助事業によって新分野進出への取組み機運の醸成に一定の成果が認められたとし、今後は、住民の安全・安心を担う建設業者を念頭にターゲットを絞り込むなど、補助事業の再構築を図っている。

② 例えば、広島県の現地視察対象となった農園付き貸別荘経営については、自己所有の遊休地を農地転用で宅地化した上に別荘を建設し、滞在型の農園付き貸別荘として事業を行っている。造成から建築までの建設費用を政策金融公庫からの融資で行い、2期分までの15棟を運用している。また、世羅町役場へ事業計画を相談したところ、商工会へも紹介され、商工会からは経営革新補助金の対象となるとの助言を受けた。平成20年度に経営革新の承認を受け、新分野進出等支援補助金を施設整備費や広告費として活用した。現在3期分も計画しているが、他社が参入するのであれば、上物の建築工事を受注する代わりに、事業ノウハウや顧客紹介を行うことも可能であるとのこと。

③ もう一つの広島県での現地視察の対象となったキムチ製造販売については、公共事業の土木工事を中心に建設事業を続ける事業者であったが、平成19年度頃から競争が激化し、入札も最低制限価格での抽選による落札者決定という状況下で、建設業のみでは先行きの見通しが立たなくなった。そんな折りに、民間土木工事の発注者からキムチ製造を薦められたことが契機となった。韓国でキムチ製造のノウハウを学んだ後に、設備投資資金を県費預託融資に通常融資を組み合わせて調達し、平成21年4月から本格的に製造を開始した。また、広島県の中小企業経営革新における新分野進出等支援補助金を活用し、パッケージやパンフレットなどを制作した。いろいろと問題も発生し、現在のところ利益を出すまでには至っていない。事業立ち上げ当初は建設業から3名を回し、地元から採用した7名を加え10名で行っていたが、現在は全員地元採用の7名による体制である。

7.1.3　福島県の状況

① 福島県において、国土交通省の支援スキームである「元気回復事業」の現地視察を桑折町で行った。建設業と林業及び観光関連分野が連携し、まちづくりと連動した地域貢献型ビジネスを行っている。詳しくは8.2.2⑤を参照。

② 福島県においては、県としての新分野進出支援事業である、「意欲ある建設業チャレンジ支援事業」を平成22年度から22年度まで実施している。事業概要はパンフレット参照（福島県建設産業室ホームページ)。実績は次のとおりである。

1）建設業新分野進出事前調査支援事業　　10社
2）中小企業経営革新計画事業　　7社
3）建設業新分野進出認定事業　　110事業
4）建設業新分野進出優良企業表彰事業　　15事業

また、平成23年度からは、上記事業をきめ細かにした「地域に根ざした建設業新分野進出応援事業」を実施予定（概要省略)。

7.2　論点と提言

7.2.1　総論

① 今後、地域の建設投資の増額が見込みにくい中で、建設企業は積極的に自らの新たな業務の確保のための調査・検討を行っていく必要がある。しかし、一般に、建設企業の新分野新市場への進出は、成功するのが容易ではないとの認識を持って、支援策を考えていく必要がある。

② 建設関連分野で、自社の技術、ノウハウ、資産、経験が活かせるものへの進出の方が比較的成功しやすいとみられる。

③ 経営者の強い意志や粘り強い努力で、全く違う分野への進出に成功する例もあるが、その場合に、他社が模倣するのは基本的には困難とみられる。

④ 新分野新市場への進出にある程度成功している企業からは、行政からの情報提供がきっかけとなった、大変役に立ったとの意見を聞くことも少なくない。

提言：建設企業の新分野進出については、

A) 今後、地域の建設投資の増額は見込みにくいことから、建設企業は積極的に自らの新たな業務の確保について、積極的な調査・検討を行い、業界団体も引き続きその支援を行う。

B) 新分野進出に関する行政からの情報提供は、建設企業側からの評価を十分踏まえつつ、引き続き積極的に継続して実施していく。

7.2.2　環境・エネルギー関連、高齢者対応リフォーム

① 環境・エネルギー分野は、住宅エコポイントによる改修工事の促進が成果を上げている。今後も地球温暖化対策としての改修工事は、政府が促進を続けると見込まれ、有望分野であろう。ただし、CO_2の削減が住宅やビルの改修工事に結びつきやすい都市部と異なり、地方部でどの程度の需要となるのか見えにくい面もある。

② 地方部の方が高齢者比率は高いので、高齢社対応リフォームは有望と考えられるが、地方部では人口密度が低く、工事量が期待できるか慎重に考える必要がある。なお、高齢者は一般に耐震改修詐欺を恐れており、無駄な工事までさせられてしまうという懸念も持っているので、これらを払拭する方法を考えるなど、市場掘り起こしには工夫が必要である。

③ 土木工事が中心の建設企業にとっては、このような設備系・建築系の仕事にどの程度乗り出せるのか、乗り出すメリットがあるかを議論する必要がある。

提言：これらリフォームにおいては、

A) 環境・エネルギー関連のリフォームについては、建設業界及び地元行政として、その需要動向の把握に努め、個々の建設企業と情報共有を進める。

B) 高齢者対応のリフォームについては、顧客の安心と満足を得られるような営業方法や施工物件の品質確認方法を個々の建設企業や業界団体として工夫していく。例えば、住民に信頼されている行政や市民団体など第三者の関与も考えられる。

C) 土木工事中心の建設企業が、設備系、建築系の建設工事に進出することを、行政、業界団体として支援する。

7.2.3　その他

（1）福祉事業分野（高齢者対応の住宅リフォーム以外）

① 建設企業が参入する場合に、建設工事を期待する場合も多いと思われるが、期待は控えめに持つべきであろう。事業採算を高めるためには投資額の抑制が必要で、お金がかかる建設工事を抑制しないと事業の採算が成り立たないという場合が多いと思われる。

② 福祉施設が雇い入れる雇用者の属性は、女性や若い男性に対して高いニーズがある一方で、既存の建設企業の若くはない男性労働者にはニーズが少ないことが多い。

③ 雇用者の給料などの待遇が、業務のきつさに比べて低すぎたり、経験を重ねても昇給しなかったりすることも、建設企業の参入が増えない理由だとみられる。

④ ただし、全体的な方向としては、今後業務量が拡大する分野であるので、注目を続けるべきである。

（2）農業分野

① 全般に、雇用者として農業分野に入った場合、現在の農業の収入が、建設業での収入に比べて相当低いことが、農業分野への進出での大きな課題となっている。

② 農業機械と建設機械の類似性から、農業は建設業から進出しやすいとの意見もある。一方、耕作放棄地の復旧は土木工事だが、それが済んでからの農作業では、農業機械と建設機械とは全然違うとの意見もある。建設機械の有効利用（農地の耕運、酪農飼料の混合）ができるのか、個々に検討を要するであろう。

③ 農業に詳しい建設業関係者からは、ハウス栽培などの設備投資を多く行う事業モデルと、露地でコストを低く抑える事業モデルがあり、前者は建設企業の財務悪化が進んでいるので困難であり、後者も建設企業の給料水準で雇用すると農産物の価格競争力を失うので困難との説明であった。

④ 建設企業の仕事が少ない時期に、農業を行って少しでも給与の足しになる収入を得るのがよいという意見がある一方、農業ではなく建設工事の需要創出などに労力を振り向けた方がよいという意見もある。

（3）林業分野

① 林業への進出は、業務内容に建設業との類似性がある部分が多いので、一定の訓練を経れば建設労働者の雇用を維持できる可能性が高いとみられる。

② 政府は林業に地域経済の活性化の役割を期待している。また、各地で地方自治体の推進の取組が進められている。ただし、政府・自治体の予算による林業業務の発注で生きていくのは、公共工事と同様、予算制約の限界を考えざるを得ない。この意味で、民間事業としての林業業務の動向が注目される。環境対策との関係で木材のサーマルリサイクルなども注目される。

③ 建設企業は、林業の作業道の整備を従来から受注しているが、行政の発注の場合、一般の土木工事に比べ採算性が悪いといわれる。この改善がないと採算が合わないとの意見が多い。

④ なお、地方自治体が、発注する建設工事において木材調達を地域産品優先にすることも拡がっているようである。

提言：これら分野については、現状では、建設企業が転ずるには難点も多いが、今後業務の拡大が見込まれる分野なので、建設企業・業界団体として高い関心を持って情報収集するとともに、行政としても例えば福祉事業分野の制度改善などについて、建設業界への情報提供を継続する。

８．新たな社会動向を踏まえた業務拡充への努力

この章では、以上で取り上げた事項以外で、日本社会の大きな流れを見ていく場合に、建設企業の新たな業務拡充につながる可能性があり得るものを取り上げる。建設企業、建設産業として、社会情勢の動向を見据えて新分野に進出・転業するという視点も重要である。

8.1　大都市からの転居（ＵＪＩターン）や二地域居住の動き

① 都市部が抱える様々な問題の解決するために、農山村が有している機能を活用する農山村交流が注目されてきている。

② 都市の居住者には、“古民家暮らし”や二地域居住への関心が高まっており（図表8-1)、かなりの広さの家庭菜園が人気となるなど、農作業のある暮らしを求める人も多い。

③ 都市側における農山村との交流に対する意識については、次のような状況である。

ｱ) 国土交通省の調査によれば、農山村との交流に対する潜在的なニーズは大きい。例えば、二地域居住人口[1]は2030年において1,080万人になると推計されている。また、グリーン・ツーリズムに対する関心も高まっている。

図表8-1　二地域居住人口（現状推計と将来イメージ）

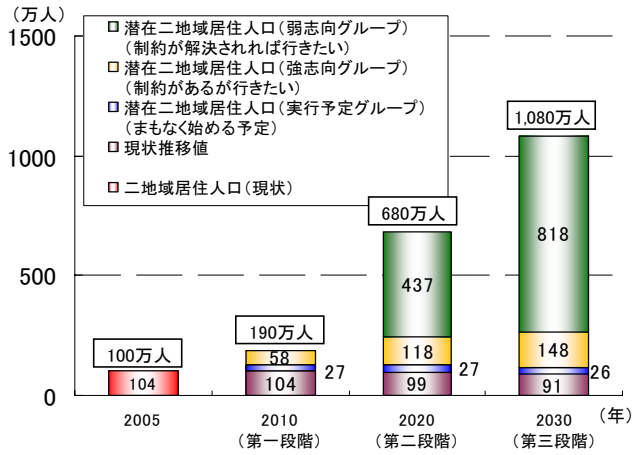

※二地域居住人口とは、都市住民が、年間で一ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」者からなる人口

出典：国土交通省資料より建設経済研究所作成

1　都市住民が年間で1ヶ月以上の中長期、定期的・反復的に農山村等の同一地域に滞在する人口

ｲ) 内閣府が行った「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」によると、交流が必要であるという回答は、全年代において7割以上を占め、まもなく退職期を迎え始める50歳代は、農山漁村との共生・対流というライフスタイルに関心があると回答している率が他の世代に比べ高い結果となっている。20歳代においても都市と農山漁村の交流について必要性を感じている。（図表8-2）

図表8-2　都市と農山漁村の共生・対流に関する意識（年代別）

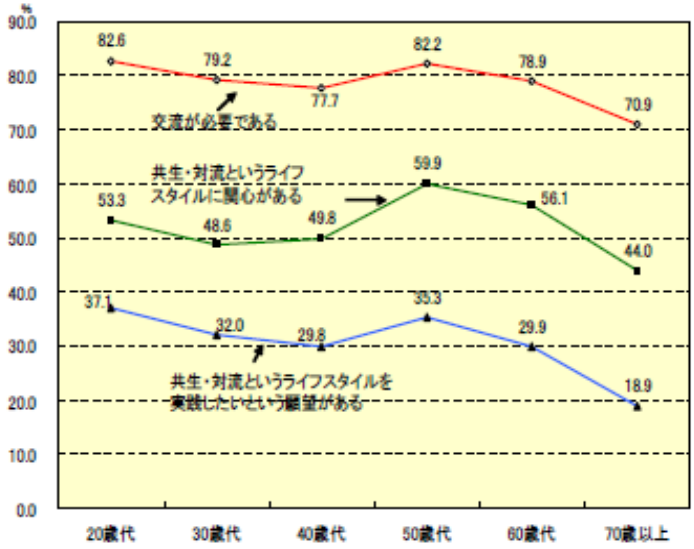

出典：内閣府政府広報室「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」
注１：（調査対象）全国20歳以上の者3，000人。
注２：平成17年11月24日～12月4日に実施。
注３：交流の必要性、ライフスタイルへの関心、実践の願望は全員に聞いたもの。

ｳ) （財）建設経済研究所では、二地域居住・地域間交流の主な受け入れ先になると考えられる東京圏近隣の7県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県）内の市町村および北海道・高知県内の市町村を対象としたアンケート調査を行った。二地域居住・地域間交流について、市町村が具体的取り組みを行っているかに関しては、過半数の市町村が実際に行っている（図表8-3）。また、東京圏周辺県の方が二地域居住・地域間交流に係る取り組みが進んでいる。

図表8-3　二地域居住・地域間交流に係る取り組みの有無

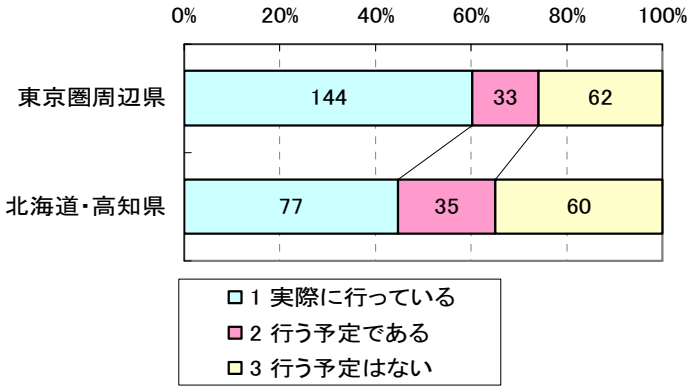

出典：（財）建設経済研究所調べ

ｴ)　近年、都市側からのイニシアティブにより農山村と交流を行う様々な活動が行われている。活動の主体については、市町村をはじめとする公的主体のみならず、NPO、大学、民間企業といった民間主体による活動が活発になってきている。活動に参加する企業についても、外資系、一部上場の大企業からベンチャー企業的な中小・個人企業まで様々である（図表8-4）。

図表8-4　都市側からのイニシアティブによる農山村との交流事例

	公的主体	民間主体
教育	①セカンドスクール（武蔵野市） 小5・中1が1週間の農村体験。 ②山村留学（育てる会） 小中学生が1年間農山村の小中学校に通学。	③若年者就労支援（育て上げネット） NPO法人による農作業体験を通じたニート立ち直り支援。 ④田んぼの生き物調査（JA） 農業団体のCSR活動の展開。
交流活動	⑤区民健康村（世田谷区） ・都市住民のための交流施設を農山村に建設。 ・都市と農山村の地方公共団体の縁組による双方向交流。「第二のふるさとづくり」。 ・小5が3日程度の移動教室を実施。 ・初級者～ベテランまでの多彩な事業メニュー。 ・週末には農村へのシャトルバスを運行。 ・年間予算約4億円。	⑥ボラバイトの斡旋（ボラバイト.com） ボランティア＋アルバイト。 ⑦谷津田再生（アサザ基金＋NEC） 企業によるNPO支援。社員の一体感を醸成、企業イメージの向上、将来のビジネスシーズを創出。 ⑧全社員参加の棚田保全（アストラゼネカ） NPOの仲介により外資系企業の従業員3000名が全国50箇所の棚田で1週間農作業に従事。社員の一体感を醸成。 ⑨大学による農村活性化への参画（作新学院大学） 大学が竹林を生かした地域活性化構想の策定に参画。地域の農作業にも参加。

出典：（財）建設経済研究所調べ

8.2　地域活性化等のプロジェクト

① 近年、各地域において、社会の活性化、観光振興、魅力づくりなど、地域に眠る資産を活用して地域を盛り上げようとするプロジェクトの努力が続いている。

その一つの背景には、アジアの新興国をはじめ、外国からの観光ニーズ（ゴルフ場、スキー場、リゾート・ホテル、別荘地など）の高まりがある。政府は、観光立国基本法（平成19年1月施行）に基づき、平成19年6月に「観光立国推進基本計画」を策定した。この中の基本的目標の一つとして、訪日外国人旅行者数を2010年までに1,000万人にすることが明記されている。

訪日外国人旅行者数は、日本政府観光局の統計によると、2006年の733万人から増加を続けていたが、国際金融危機の影響により2008年8月に減少に転じ、その後の世界経済の回復を受け2009年11月からは前年同月比プラスを維持している。

また、アジアからの来客数は全体の7割以上を占め、とりわけ中国の占める割合は2008年の12%から2010年（11月末時点推計値）は17%と、尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件の影響により2010年10月以降前年同月比マイナスとなってはいるが、総じて増加傾向を強く維持している。

② 影響に賛否両論があるものの、韓国、中国等からの日本のゴルフ場や山林など不動産への投資も増加している。林野庁・国土交通省が実施した「外国資本による森林買収に関する調査」（平成22年12月）によれば、北海道を中心に25か所、558ヘクタールの森林が買収されている。

③ 建設企業としても、このような動向に注目していくべきである。

図表8-5　訪日外客数の推移

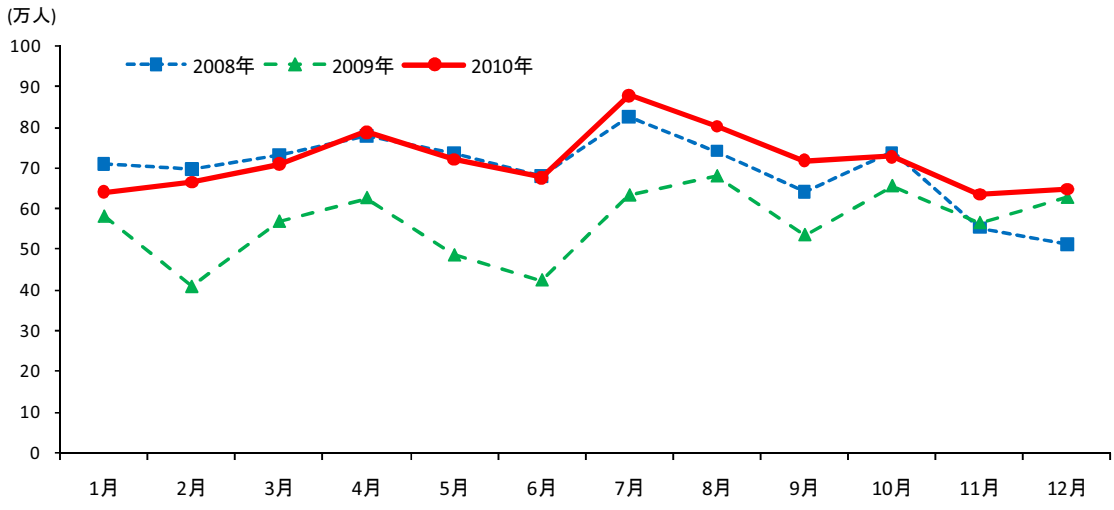

出典：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」、図表8-7まで同様

図表8-6　訪日外客数の推移（アジア）

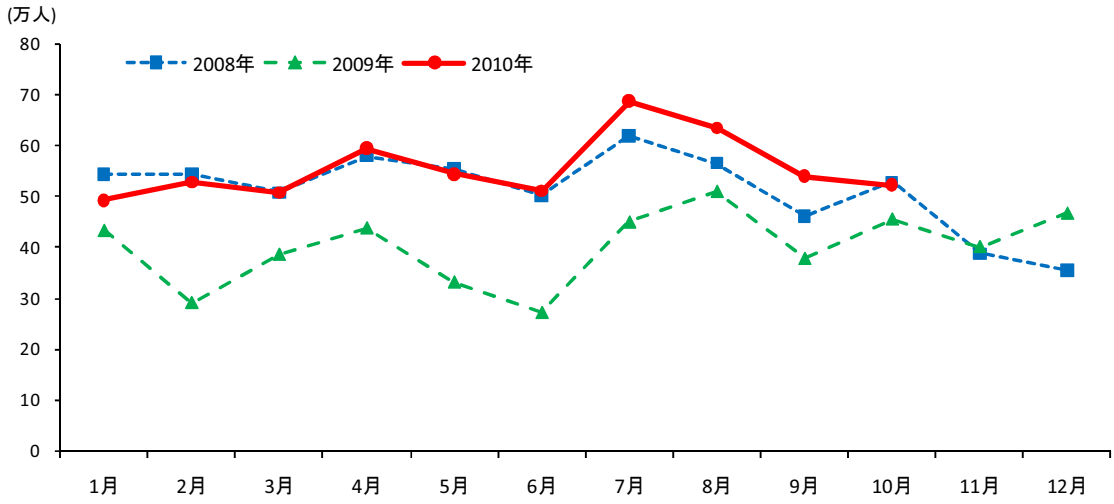

図表8-7　訪日外客数の推移（中国）

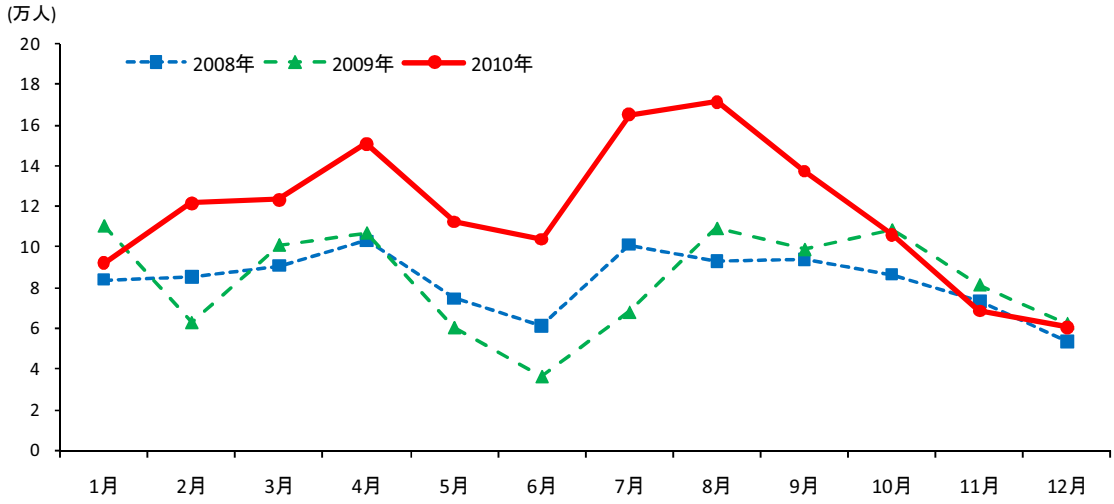

8.2.1　地域社会活動の担い手としての建設企業

① 地方によっては、既に建設業以外の産業（商業、工業など）の衰退がより厳しく、地元経済団体としての活動を建設業が主に担わざるを得ない地域もかなり存在している。そのような場合、建設企業が建設工事などの建設産業の役割を超えて地域の様々な業務ニーズに応えることが必要となっている。

② 建設企業にとって、このような地域から担うことを期待される様々な業務ニーズが新たな業務の機会として期待されることもあることが注目される。

③ 建設企業も主体的に参画している地域活性化の諸活動の例をみると、公共投資が削減される中で、行政からの様々な種類の補助金を活用して、地域の地道な活動を何とか継続してきている例がある（後述の国土交通省の「建設業と地域の元気回復事業」でもその例が見られた)。

④ このような地域の活動を存続させるには、多額でなくても継続性のある資金支援の仕組を検討する必要がありそうである。また、そのような活動が他地域からの注目を集めることで支援される場合には、建設産業が他地域と連携することでも支援ができると考えられる。

8.2.2 建設企業を含むプロジェクトの推進

① 国土交通省は、2009年に「建設業と地域の元気回復助成事業」の募集を開始した。

② この事業は、建設業に新分野に進出することを促すだけでなく、地域の他事業者との連携により、建設業のノウハウを活かしながら貢献することが期待されている。

③ この事業では、地域ごとに建設業団体、地方公共団体等からなる協議会を実施主体として組織し、連携事業を効果的かつ円滑に推進するための計画等を検討するとともに、業務実施の支援を行うこととなっている。

④ 公募は、第1次公募（平成21年3月26日～5月25日)、第2次公募（平成21年9月1日～9月30日）の2回に分けて行われ、事業テーマ別に図表8-6に示す件数の事業が選定された。観光に関するテーマが合計で42件あり、観光事業の観点から新たな取組みを行う方向性が見られる（図表8-8)。

図表8-8 元気回復事業選定結果

事業テーマ	1次	2次	合計
農 業	24	12	36
林 業	25	4	29
水産業	7	2	9
観 光	25	17	42
環 境	17	9	26
福 祉	1	0	1
その他	5	9	14
合 計	104	53	157

出典：(財）建設業振興基金ホームページより作成

⑤　図表8-9に3事例を抜粋して紹介する。

図表8-9　観光分野の「建設業と地域の元気回復助成事業」の選定例

事業主体・事業名	事業背景	事業概要
福島県 桑折町建設業の活力再生と街づくり推進協議会 桑折宿復興を目指した「おもてなしの環境経済システム」構築プロジェクト ～建設業と林業及び観光関連分野との連携事業～ ＊【2】資料編参照	建設業が3割減少、製材所は6箇所中5箇所が閉鎖、桑折宿にあった店舗も空き店舗が増加するなど、建設業、林業、商業を中心に地域の衰退が著しい状況にある。	○集客の仕掛け ・竹灯籠祭りの開始、商店会との連携による店先博物館の開催 ○おもてなしの環境づくり ・店先の坪庭・縁台・竹の門飾り・竹のプランター・黒板の製作と販売 ○新たなビジネスの展開 ・坪庭の植木レンタル更新サービス、竹のチップパウダー製作と販売、チップパウダー製作の受託業務
東京都 八丈島活性化協議会 自然エネルギーで走る電気自転車とサンゴ養殖を活用したエコツーリズム事業	来島者が減少する中、新たな観光資源を創出し、観光地としての魅力を向上することが喫緊の課題となっている。	1．自然エネルギーによって充電した電動自転車によるエコツーリズム事業 （1）観光協会敷地内に小型風力発電機及び電動アシスト自転車充電設備の設置 （2）電動自転車レンタルサイクル事業の試験的操業 （3）エコツーリングマップ作成とエコツーリズム認定システムの構築 2．サンゴ養殖事業 八丈島の新たな観光資源としてサンゴの植え付け体験を提供し、エコツーリズムの中に組み込んでいく
静岡県 熱海市観光まちづくり・防災まちづくり推進協議会 パーク＆サイクル・クルーズ（熱海型新交通システム）導入による「観光・防災まちづくり」推進事業	「国際観光温泉文化都市」という名にふさわしいまちづくりを進めているが、宿泊客数・宿泊施設数ともにピーク時から半減し、まちのにぎわい・活力が失われている。	○熱海型地域交通システムの検討 ・鉄道、バス、タクシーの既存公共交通に加え、海上タクシー、電動アシスト自転車を利用した回遊性向上の検討 ○「海上タクシー」社会実験 ・海上タクシーの運航と寄港地でのにぎわいづくり(オープンカフェ・まちあるきイベント等)及び防災的活用 ○「レンタサイクル」社会実験 ・電動アシスト自転車を活用したレンタサイクル事業により観光拠点へのアクセス向上 ・自転車観光に関するハード整備とソフト対策の実施

出典：(財) 建設業振興基金ホームページより抜粋

⑥ このうち、本検討委員会が現地視察を行った、福島県桑折町の事例については、近年、建設業が3～4割減少、6箇所あった製材所はこの20～30年で5箇所が閉鎖、桑折宿にあった店舗も空き家が増えてきており、地域の衰退が激しい。このように、地域の産業が衰退していく中、比較的体力を残している建設業が中心になって、何とか事業を継続しているといった地域社会の背景がある。図表8-10の写真は、まちづくり＋0.の1つとして整備された奥州街道と羽州街道の追分（分岐点）である。

図表8－10　桑折宿復興の取組みの一例



8.3　その他の注目される動向

① コンパクト・シティの形成が、地方部の人口減少、地方自治体の財政状況の悪化、CO_2削減の観点などから、地域社会に求められている。高齢者が住みやすい都市中心部の形成などにニーズが生じている。

② 今日の日本では、金融機関や企業部門で保有資金が増加し、有利な投資先が不足しているため、国債購入などに資金が回っている。これを収益性のある不動産事業に結び付ければ、新たな民間建設需要を喚起できると思われる。

提言：以上のような社会情勢の動向を踏まえた建設企業の業務展開として、

A) 行政及び建設業界は、日本、地域の魅力として、名所・旧跡等以外に、訪問者のニーズを重視して景観、街並み（旧街道、豪農の家など）や産業遺産（製糸工場、疎水施設など）などの価値にも目を配る。そして、その活用について、建設企業が主要な役割を果たしていく。

B) 既存の資産を活かすことを建設企業としても提案していく。ゴルフ場、スキー場、マリーナ、テーマ・パーク、リゾート・ホテルなどの用途変更や更新等が行われるに際しては、建設企業の維持・更新の技術や、地域の需要を反映するノウハウを活用する

よう働きかける。（リゾート・ホテルにディ・サービス・センターを併設して、有料老人ホームに転用するなど）

C) 韓国や中国などから日本のゴルフ場、山林等の不動産に投資される場合には、クラブハウス、レストランの改築や別荘地開発などの新たな建設需要が発生することが多いので、日本の法令に習熟した地元建設企業側から積極的な営業を行う。

D) コンパクト・シティの実現に資する街づくり（駅前のワンルーム・マンションを借り上げ、冬期の高齢者用シェルター・ホームにするなど）に建設企業も主体的に取り組む。

E) 不動産特定共同事業、不動産証券化事業などの手法を建設企業としても利用して、全国または地域の個人投資家や金融機関、ファンドなどの投・融資を呼び込む。

F) 建設企業も主に担っている地域活性化等の諸活動への補助金等の資金支援について、行政の支援として少額でもよいので継続的に実施していく方法を検討する。（現地視察した桑折町の事業主体からも重要性が指摘された。）

G) 地域の諸活動の担い手として活躍している建設企業の顕著な例を収集し、先行事例として積極的に情報提供する行政の取組みは大変有益との評価があるので、これを継続していく。また、建設業界としても、建設企業、建設業界団体が相互に広域的にネットワーク化して、情報共有や広報を行っていく。

H) なお、新分野進出には一般にリスクが大きく、また、建設企業が必ずしも得意分野ではない販路の確保をあらかじめ考えることなども必要であることの認識も、引き続き、行政、建設業界とも継続して持つようにしていく。

「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」

「地域建設産業サポート分科会」報告書

資料編

１．福島県に関わる状況

1.1　統計データ

1.1.1　建設投資の動向・見通し

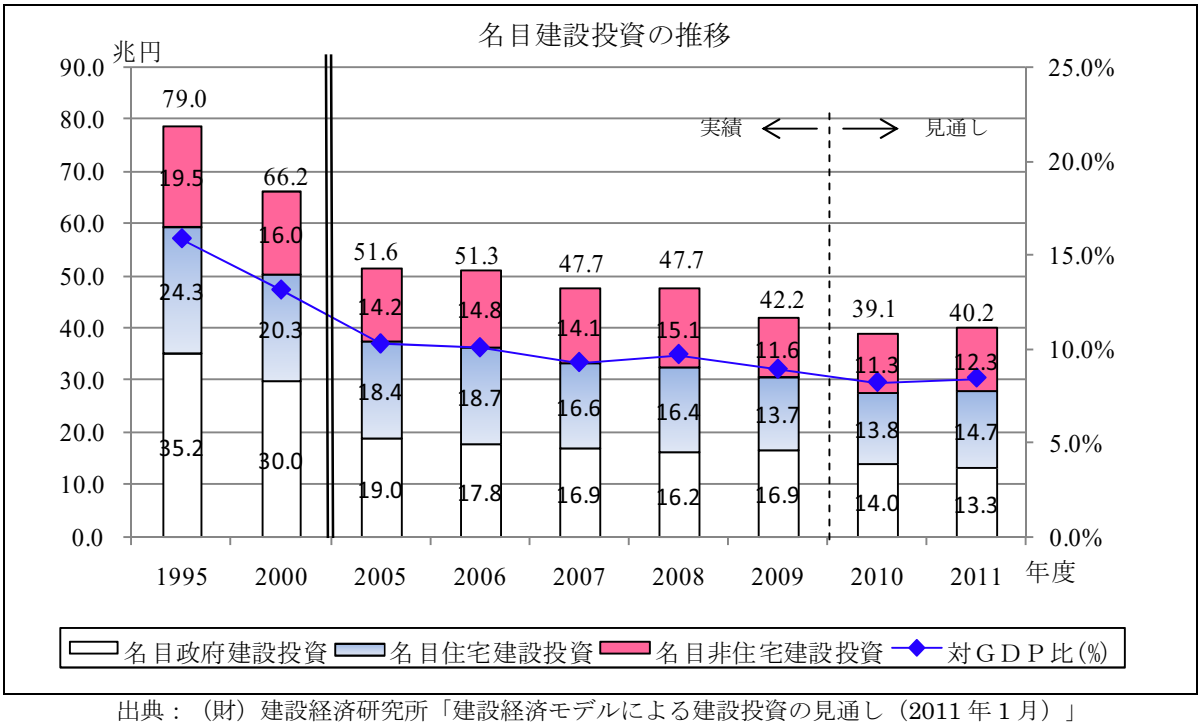

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 1 月）」

注：2009 年度までは、国土交通省「平成 22 年度建設投資見通し」より。

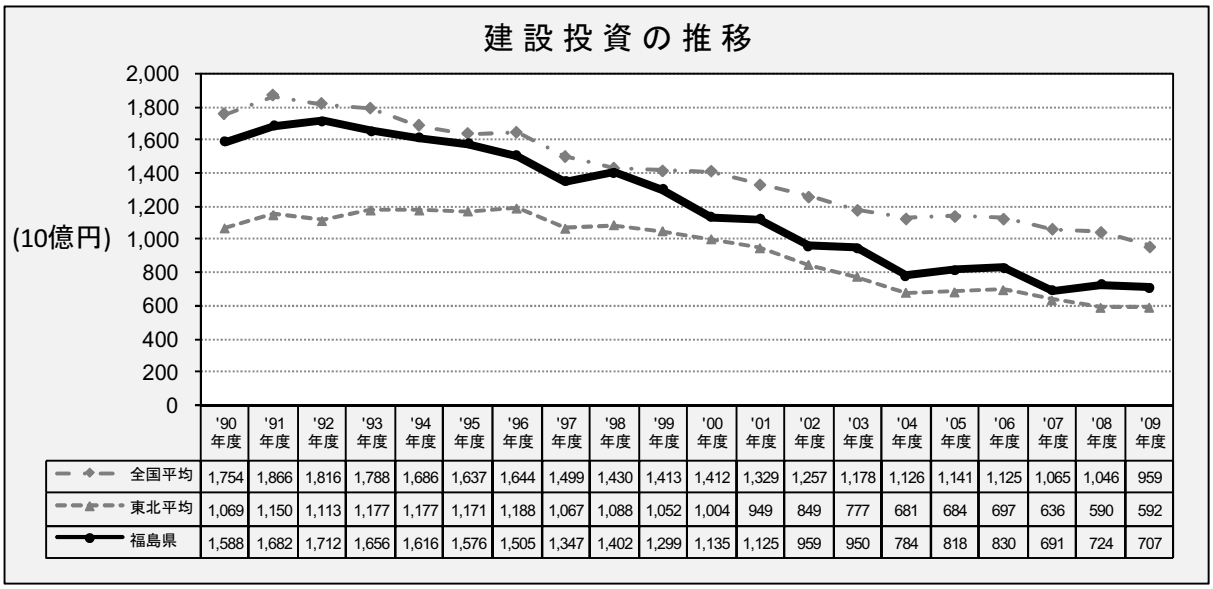

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度
全国平均	1,754	1,866	1,816	1,788	1,686	1,637	1,644	1,499	1,430	1,413	1,412	1,329	1,257	1,178	1,126	1,141	1,125	1,065	1,046	959
東北平均	1,069	1,150	1,113	1,177	1,177	1,171	1,188	1,067	1,088	1,052	1,004	949	849	777	681	684	697	636	590	592
福島県	1,588	1,682	1,712	1,656	1,616	1,576	1,505	1,347	1,402	1,299	1,135	1,125	959	950	784	818	830	691	724	707

出典：国土交通省「建設総合統計」

1.1.2　県内経済における建設産業の推移

(1)　県民経済計算における建設産業生産額

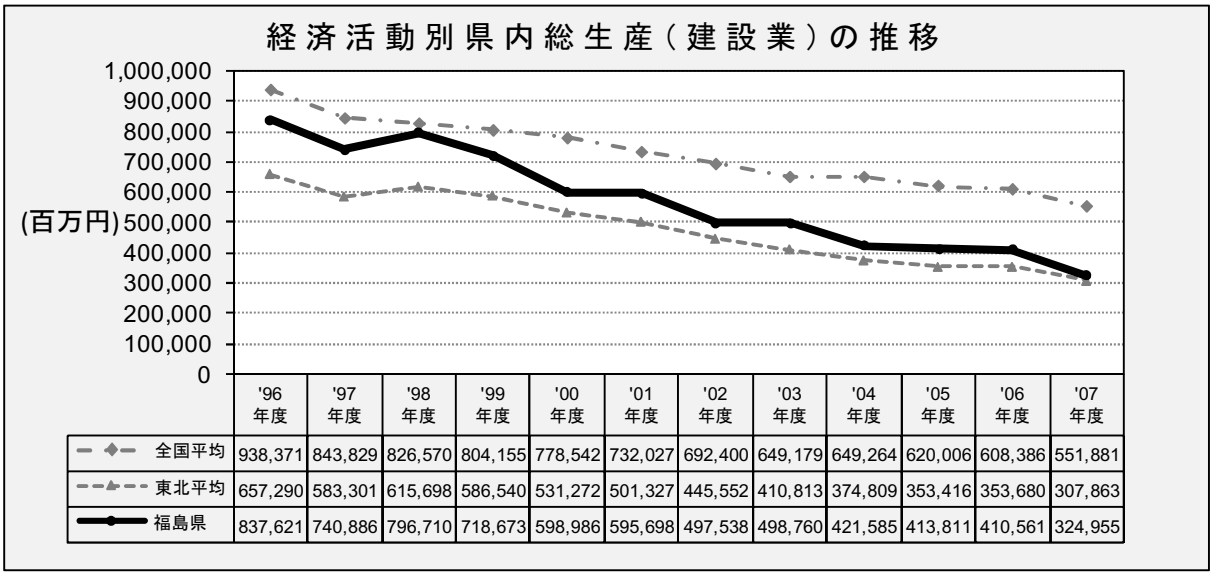

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度
全国平均	938,371	843,829	826,570	804,155	778,542	732,027	692,400	649,179	649,264	620,006	608,386	551,881
東北平均	657,290	583,301	615,698	586,540	531,272	501,327	445,552	410,813	374,809	353,416	353,680	307,863
福島県	837,621	740,886	796,710	718,673	598,986	595,698	497,538	498,760	421,585	413,811	410,561	324,955

出典：内閣府「県民経済計算」

(2)　県民経済計算に占める建設産業生産額の割合

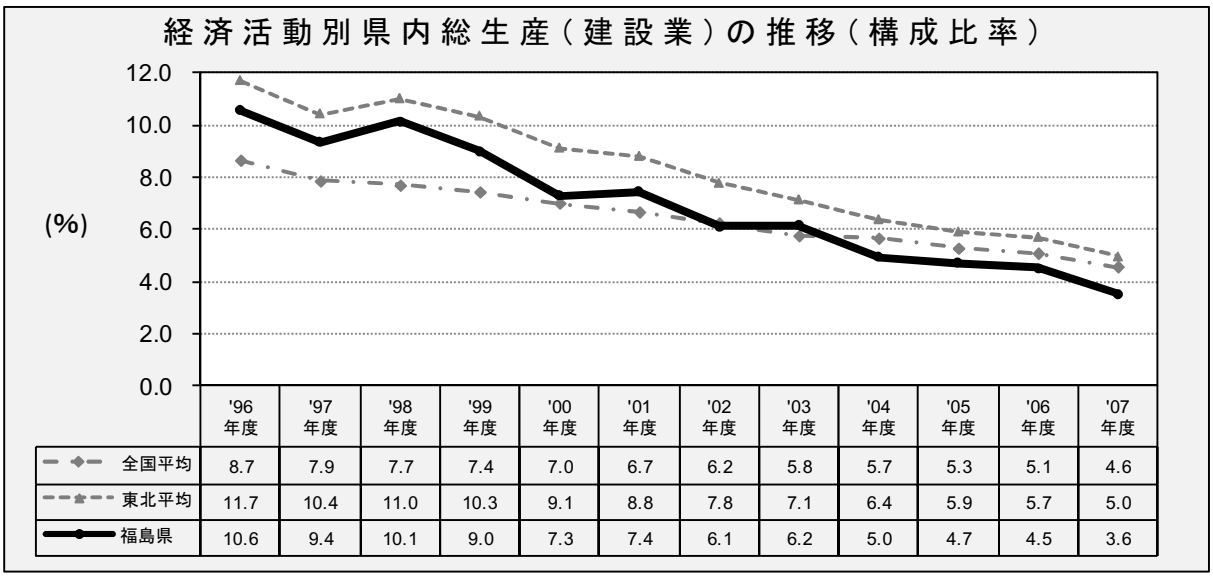

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度
全国平均	8.7	7.9	7.7	7.4	7.0	6.7	6.2	5.8	5.7	5.3	5.1	4.6
東北平均	11.7	10.4	11.0	10.3	9.1	8.8	7.8	7.1	6.4	5.9	5.7	5.0
福島県	10.6	9.4	10.1	9.0	7.3	7.4	6.1	6.2	5.0	4.7	4.5	3.6

出典：内閣府「県民経済計算」

(3)　産業構成比

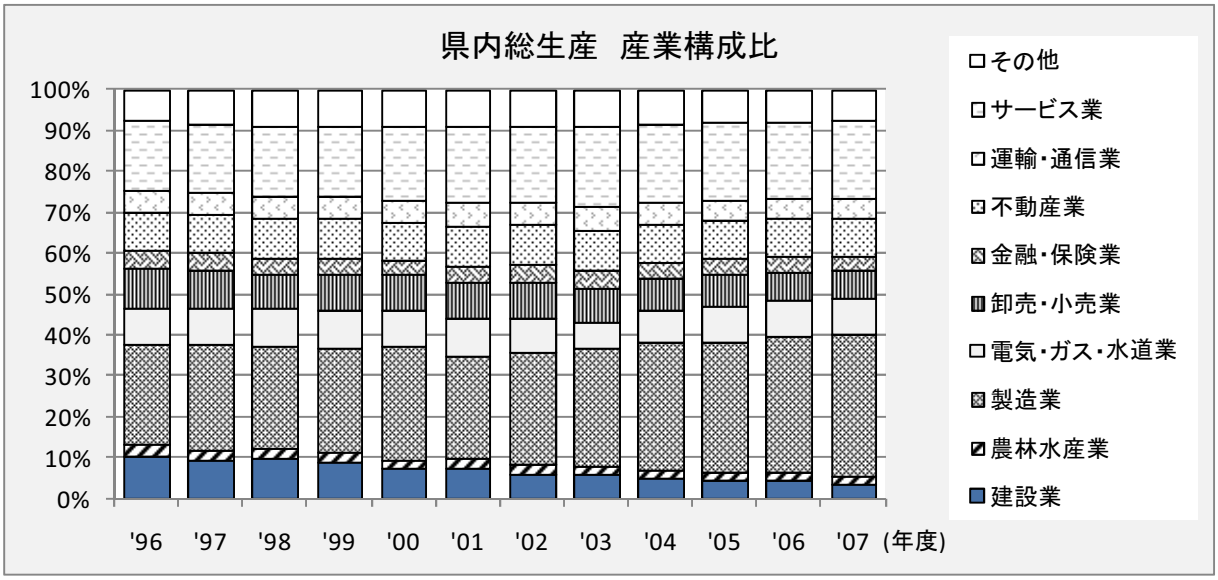

出典：内閣府「県民経済計算」

1.1.3　事業費・工事費の推移

(1)　普通建設事業費の推移

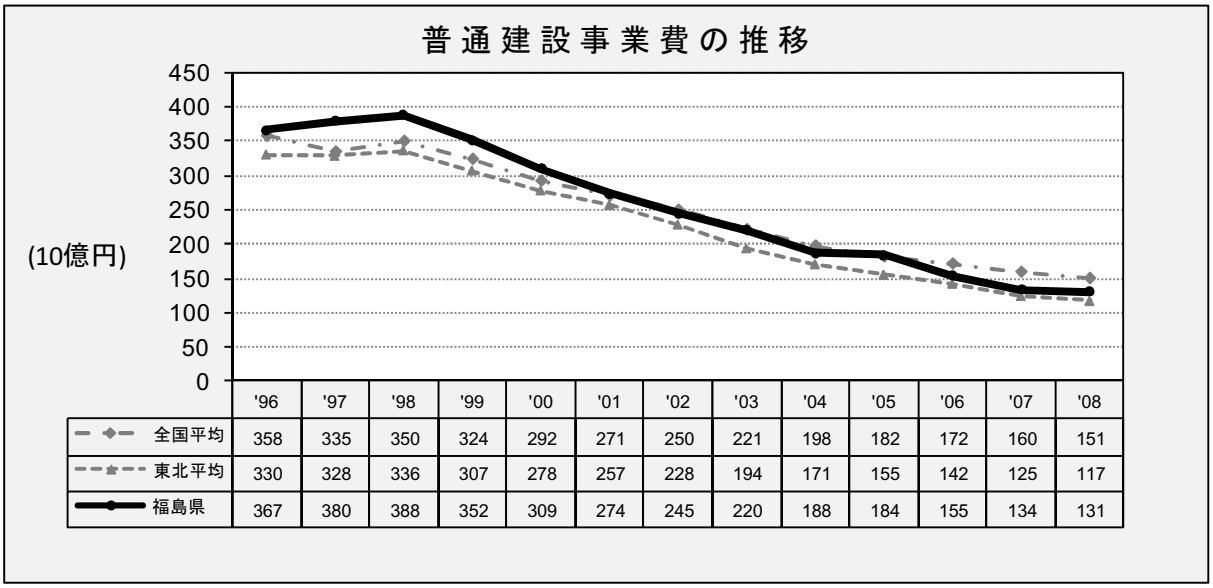

	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08
全国平均	358	335	350	324	292	271	250	221	198	182	172	160	151
東北平均	330	328	336	307	278	257	228	194	171	155	142	125	117
福島県	367	380	388	352	309	274	245	220	188	184	155	134	131

出典：総務省「地方財政統計年報」

(2)　工事費の推移

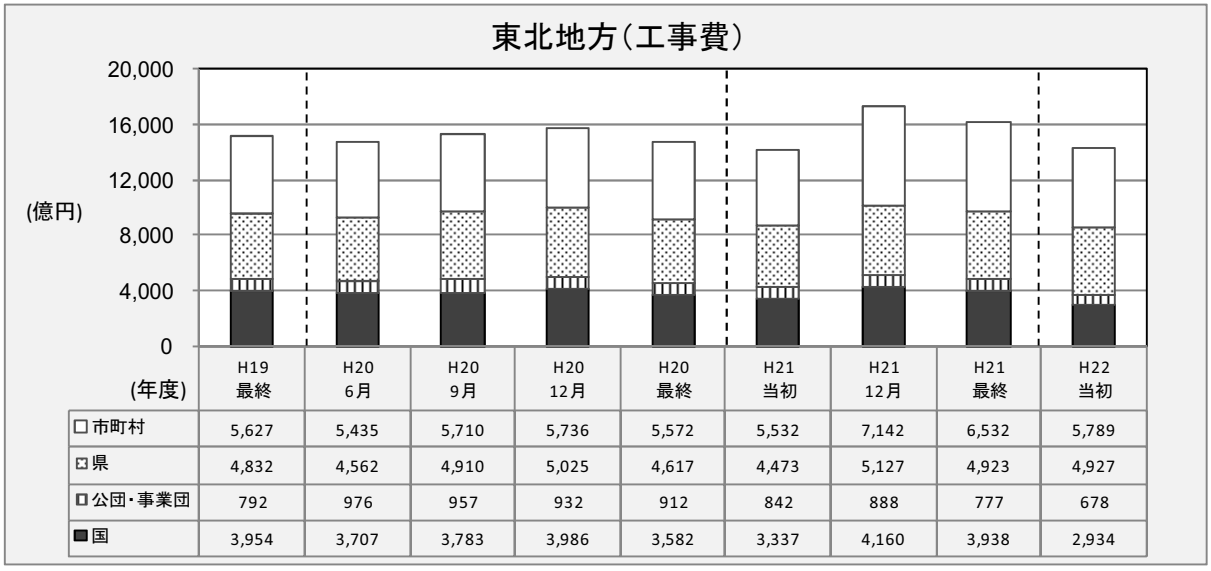

(年度)	H19 最終	H20 6月	H20 9月	H20 12月	H20 最終	H21 当初	H21 12月	H21 最終	H22 当初
市町村	5,627	5,435	5,710	5,736	5,572	5,532	7,142	6,532	5,789
県	4,832	4,562	4,910	5,025	4,617	4,473	5,127	4,923	4,927
公団・事業団	792	976	957	932	912	842	888	777	678
国	3,954	3,707	3,783	3,986	3,582	3,337	4,160	3,938	2,934

出典：公共工事施行対策東北地方協議会

注　：工事費は事業費から用地補償費、調査費、事務費を除いた額で、前年度からの工事繰越額を含む。

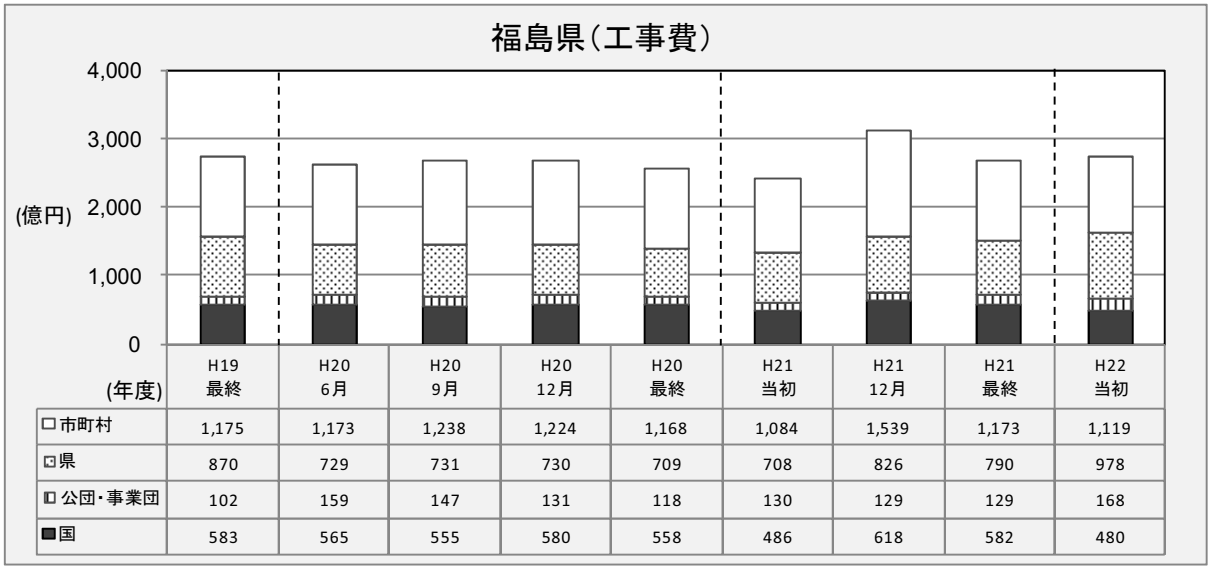

(年度)	H19 最終	H20 6月	H20 9月	H20 12月	H20 最終	H21 当初	H21 12月	H21 最終	H22 当初
□市町村	1,175	1,173	1,238	1,224	1,168	1,084	1,539	1,173	1,119
▨県	870	729	731	730	709	708	826	790	978
▥公団・事業団	102	159	147	131	118	130	129	129	168
■国	583	565	555	580	558	486	618	582	480

出典：公共工事施行対策東北地方協議会

1.1.4　労働、雇用情勢

(1)　労働者数

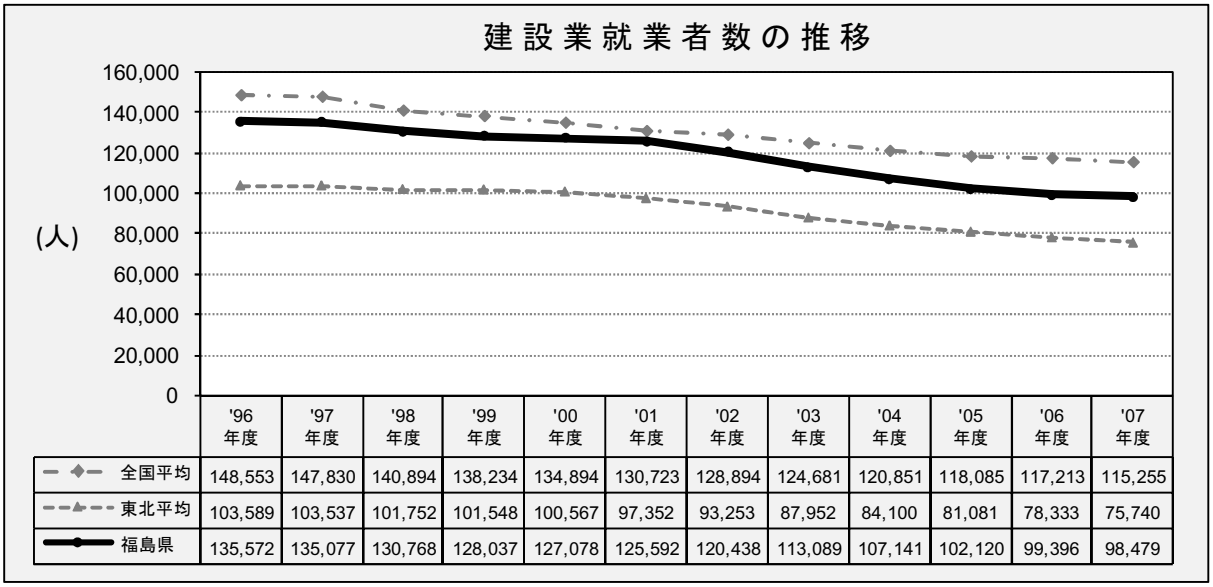

	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度
全国平均	148,553	147,830	140,894	138,234	134,894	130,723	128,894	124,681	120,851	118,085	117,213	115,255
東北平均	103,589	103,537	101,752	101,548	100,567	97,352	93,253	87,952	84,100	81,081	78,333	75,740
福島県	135,572	135,077	130,768	128,037	127,078	125,592	120,438	113,089	107,141	102,120	99,396	98,479

出典：総務省「国民経済計算」「県民経済計算」

注　：就業者数の推計については、基本的に『国勢調査』（総務省）を用いて推計を行っている。

(2)　賃金

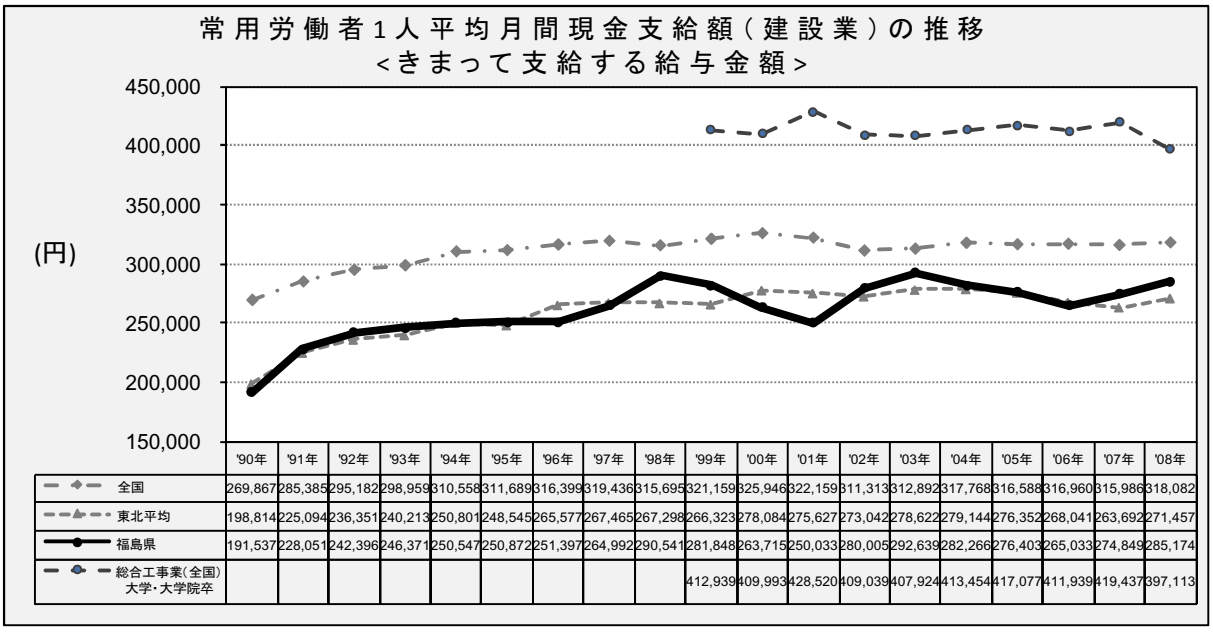

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年
全国	269,867	285,385	295,182	298,959	310,558	311,689	316,399	319,436	315,695	321,159	325,946	322,159	311,313	312,892	317,768	316,588	316,960	315,986	318,082
東北平均	198,814	225,094	236,351	240,213	250,801	248,545	265,577	267,465	267,298	266,323	278,084	275,627	273,042	278,622	279,144	276,352	268,041	263,692	271,457
福島県	191,537	228,051	242,396	246,371	250,547	250,872	251,397	264,992	290,541	281,848	263,715	250,033	280,005	292,639	282,266	276,403	265,033	274,849	285,174
総合工事業(全国)										412,939	409,993	428,520	409,039	407,924	413,454	417,077	411,939	419,437	397,113
大学・大学院卒																			

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」（全国、東北平均、福島県）

「賃金構造基本調査」（大学・大学院卒）

注１：毎月勤労統計調査は、常用労働者５人以上の約 180 万事業所(事業所･企業統計調査)から抽出した約 33,000 事業所を対象にした調査の結果を使用している。

注２：賃金構造基本調査は、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（62,302 事業所、有効回答 45,010 事業所）の常用労働者についての集計結果を使用している。

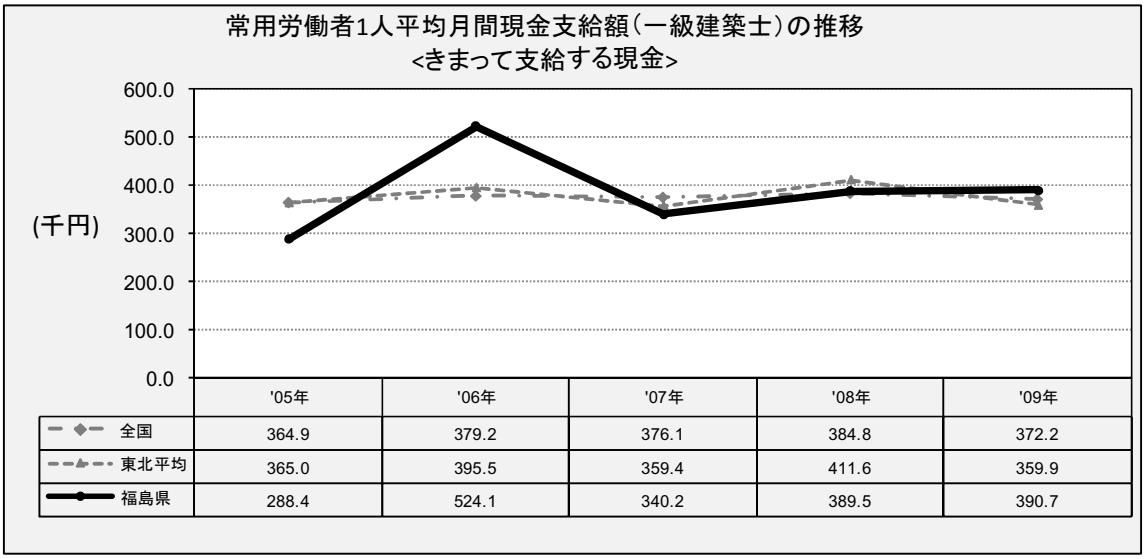

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	364.9	379.2	376.1	384.8	372.2
東北平均	365.0	395.5	359.4	411.6	359.9
福島県	288.4	524.1	340.2	389.5	390.7

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

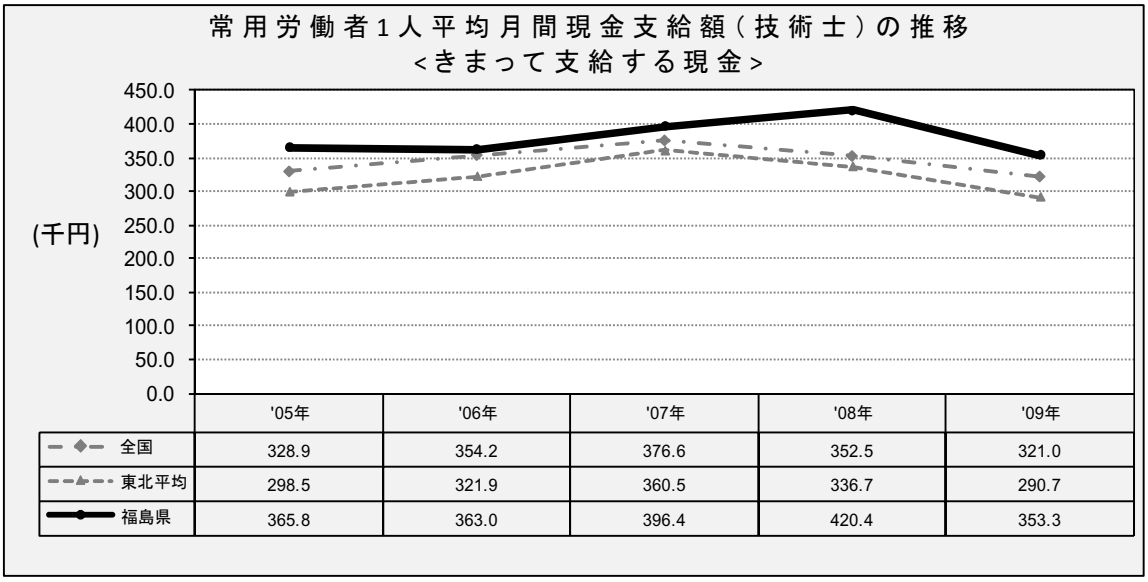

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	328.9	354.2	376.6	352.5	321.0
東北平均	298.5	321.9	360.5	336.7	290.7
福島県	365.8	363.0	396.4	420.4	353.3

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

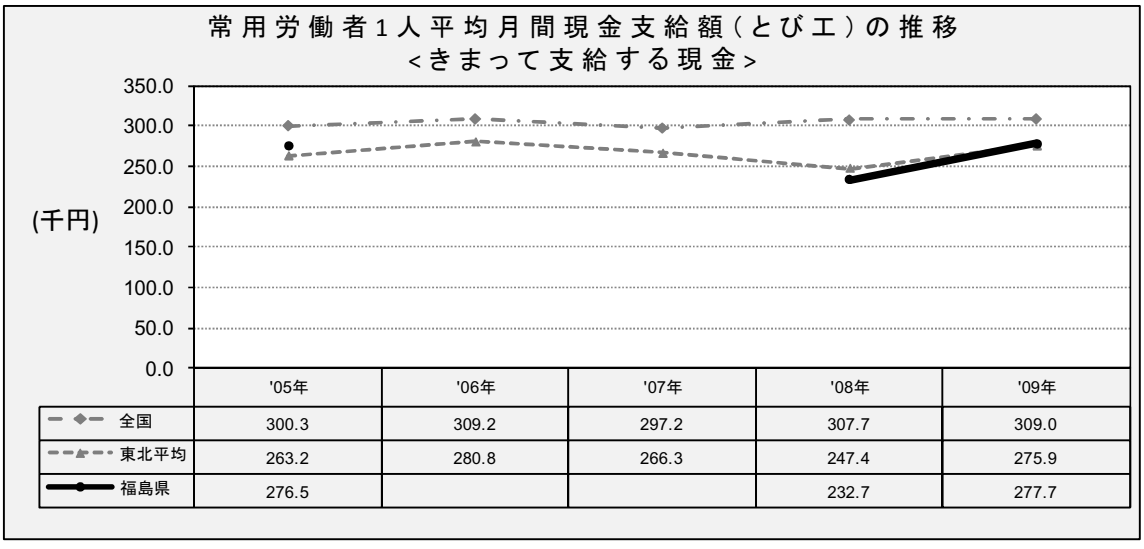

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	300.3	309.2	297.2	307.7	309.0
東北平均	263.2	280.8	266.3	247.4	275.9
福島県	276.5			232.7	277.7

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

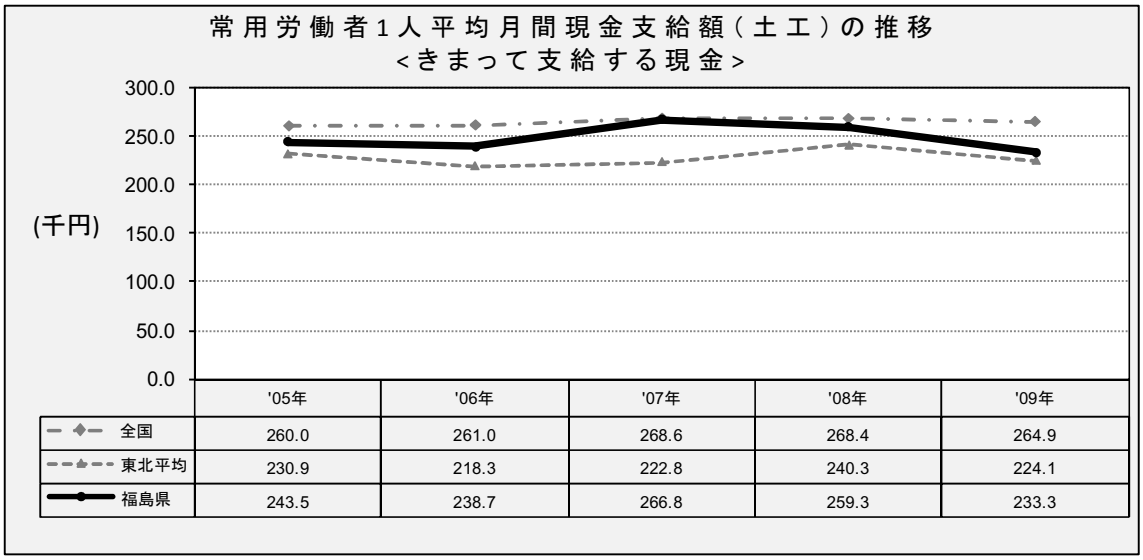

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	260.0	261.0	268.6	268.4	264.9
東北平均	230.9	218.3	222.8	240.3	224.1
福島県	243.5	238.7	266.8	259.3	233.3

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

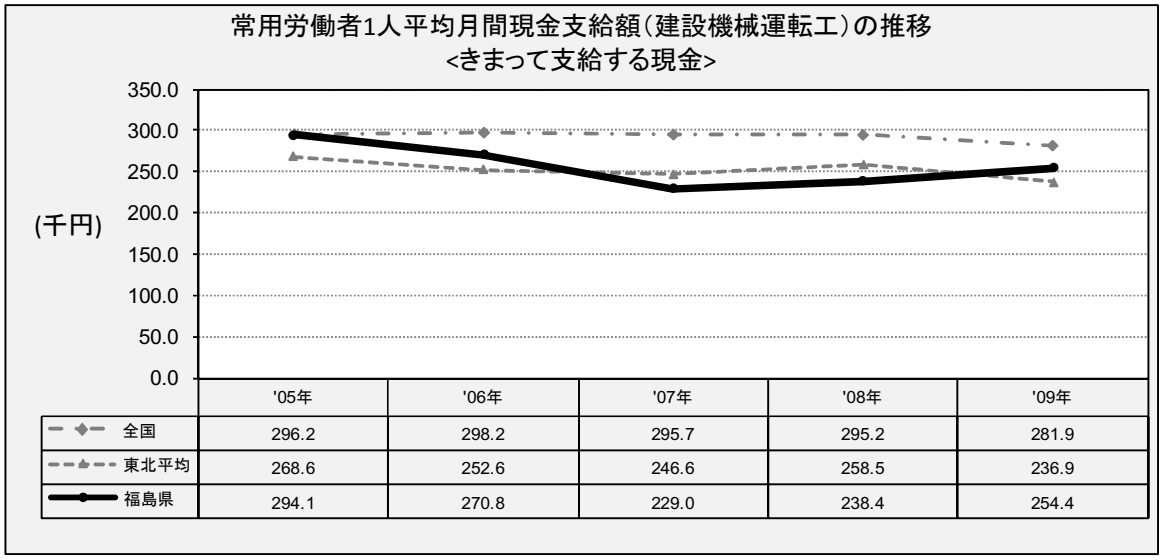

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	296.2	298.2	295.7	295.2	281.9
東北平均	268.6	252.6	246.6	258.5	236.9
福島県	294.1	270.8	229.0	238.4	254.4

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

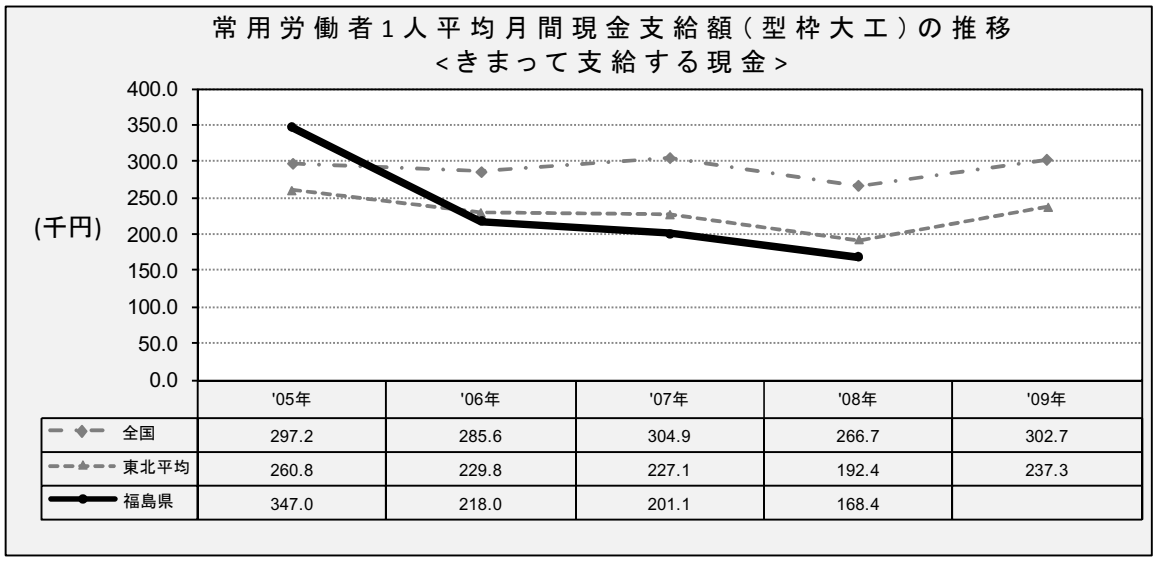

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	297.2	285.6	304.9	266.7	302.7
東北平均	260.8	229.8	227.1	192.4	237.3
福島県	347.0	218.0	201.1	168.4	

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

(3) 労働時間

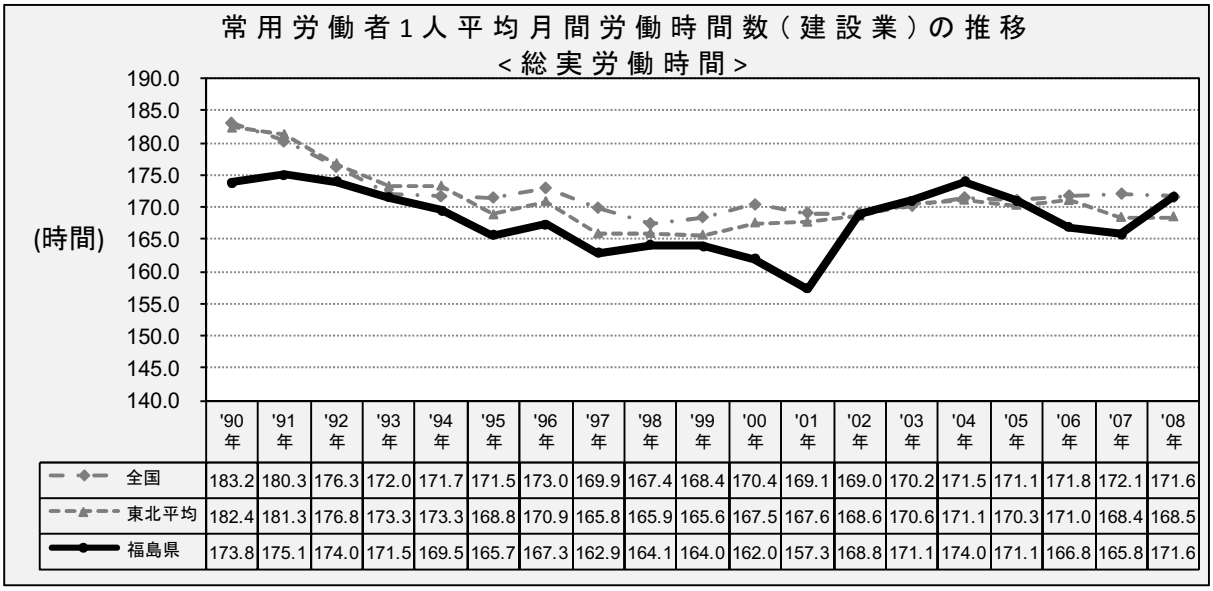

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年
全国	183.2	180.3	176.3	172.0	171.7	171.5	173.0	169.9	167.4	168.4	170.4	169.1	169.0	170.2	171.5	171.1	171.8	172.1	171.6
東北平均	182.4	181.3	176.8	173.3	173.3	168.8	170.9	165.8	165.9	165.6	167.5	167.6	168.6	170.6	171.1	170.3	171.0	168.4	168.5
福島県	173.8	175.1	174.0	171.5	169.5	165.7	167.3	162.9	164.1	164.0	162.0	157.3	168.8	171.1	174.0	171.1	166.8	165.8	171.6

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(4) 労働日数

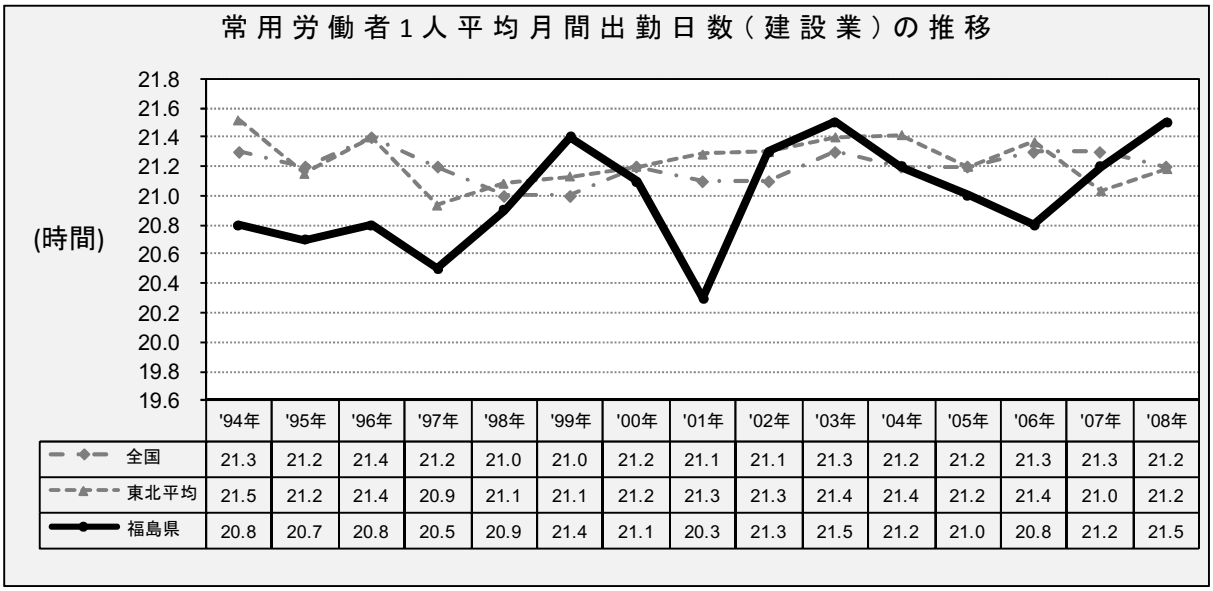

	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年
全国	21.3	21.2	21.4	21.2	21.0	21.0	21.2	21.1	21.1	21.3	21.2	21.2	21.3	21.3	21.2
東北平均	21.5	21.2	21.4	20.9	21.1	21.1	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.2	21.4	21.0	21.2
福島県	20.8	20.7	20.8	20.5	20.9	21.4	21.1	20.3	21.3	21.5	21.2	21.0	20.8	21.2	21.5

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(5)　完全失業率、有効求人倍率

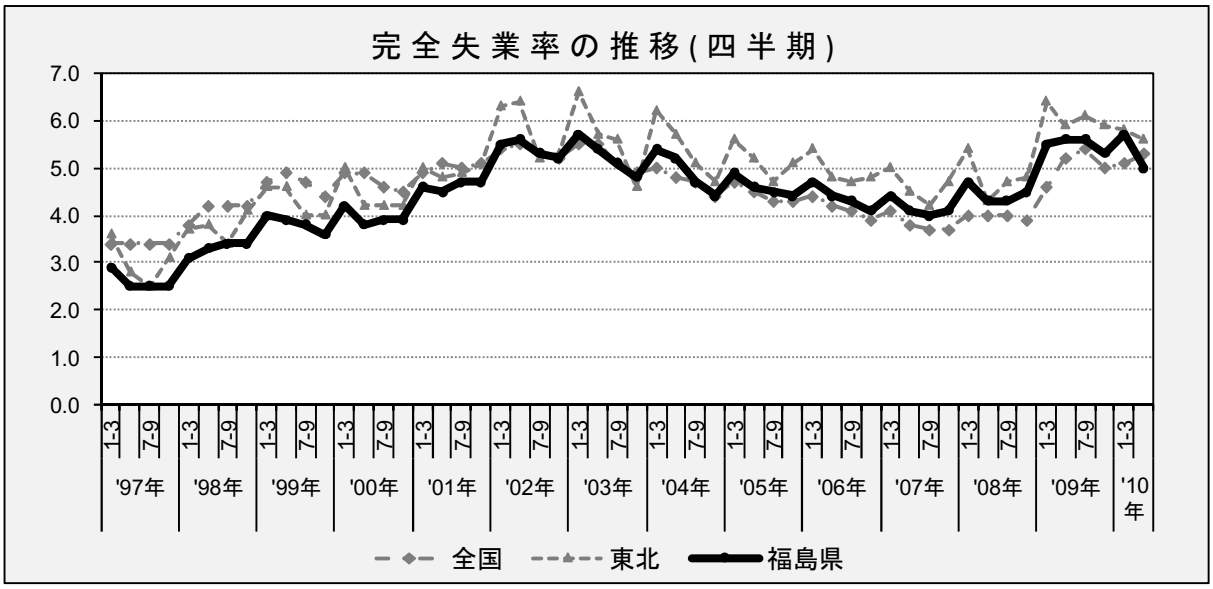

出典：総務省「労働力調査[1]」

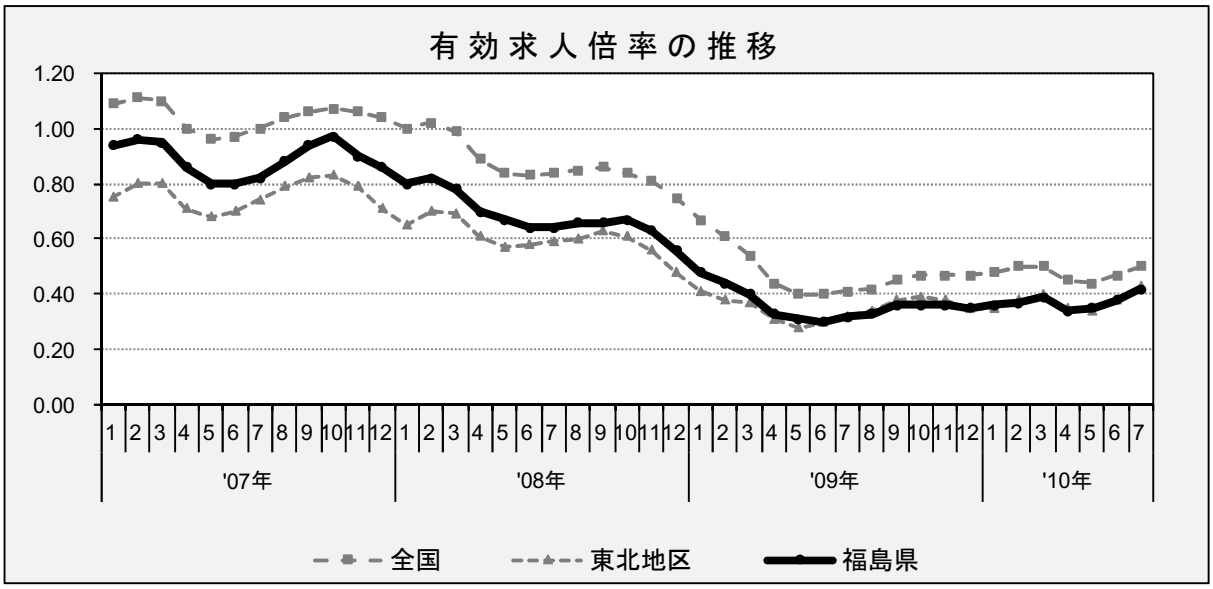

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

[1]　全国およびブロック別は原数値、都道府県別のデータは<参考>労働力調査（基本集計）都道府県別結果を使用。労働力調査は，都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道及び沖縄県を除く。)、標本規模も小さいことなどにより，　全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから，結果の利用に当たっては注意を要する。

1.1.5　建設企業数

(1)　建設業許可業者数の推移

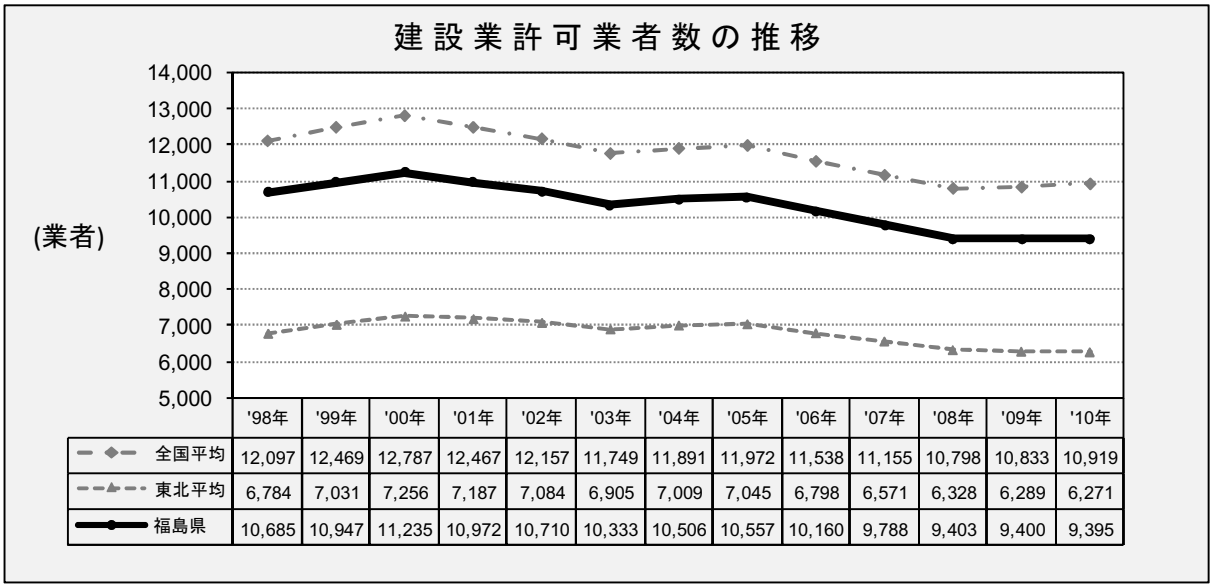

	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	12,097	12,469	12,787	12,467	12,157	11,749	11,891	11,972	11,538	11,155	10,798	10,833	10,919
東北平均	6,784	7,031	7,256	7,187	7,084	6,905	7,009	7,045	6,798	6,571	6,328	6,289	6,271
福島県	10,685	10,947	11,235	10,972	10,710	10,333	10,506	10,557	10,160	9,788	9,403	9,400	9,395

出典：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

注　：許可業者数については各年３月末時点の数である。

(2)　建設企業数の推移

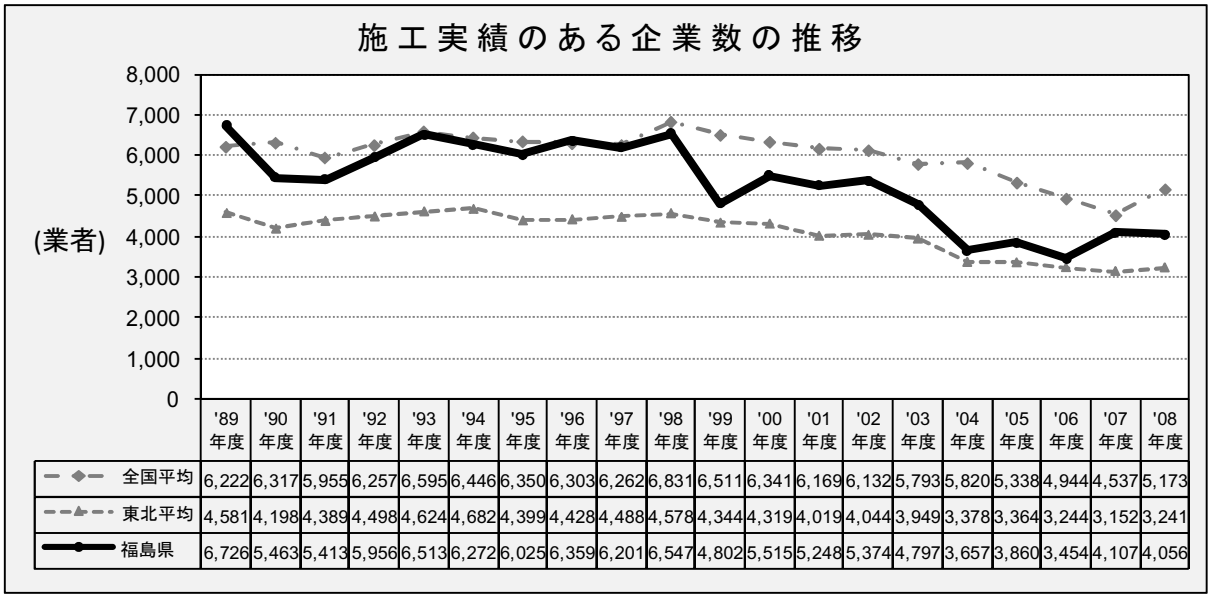

	'89年度	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度
全国平均	6,222	6,317	5,955	6,257	6,595	6,446	6,350	6,303	6,262	6,831	6,511	6,341	6,169	6,132	5,793	5,820	5,338	4,944	4,537	5,173
東北平均	4,581	4,198	4,389	4,498	4,624	4,682	4,399	4,428	4,488	4,578	4,344	4,319	4,019	4,044	3,949	3,378	3,364	3,244	3,152	3,241
福島県	6,726	5,463	5,413	5,956	6,513	6,272	6,025	6,359	6,201	6,547	4,802	5,515	5,248	5,374	4,797	3,657	3,860	3,454	4,107	4,056

出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

注　：業者所在都道府県別：主たる営業所（いわゆる本店、本社）の所在する都道府県別に調査結果を集計した数値を使用している。

1.1.6　倒産

(1)　建設業の倒産数の推移

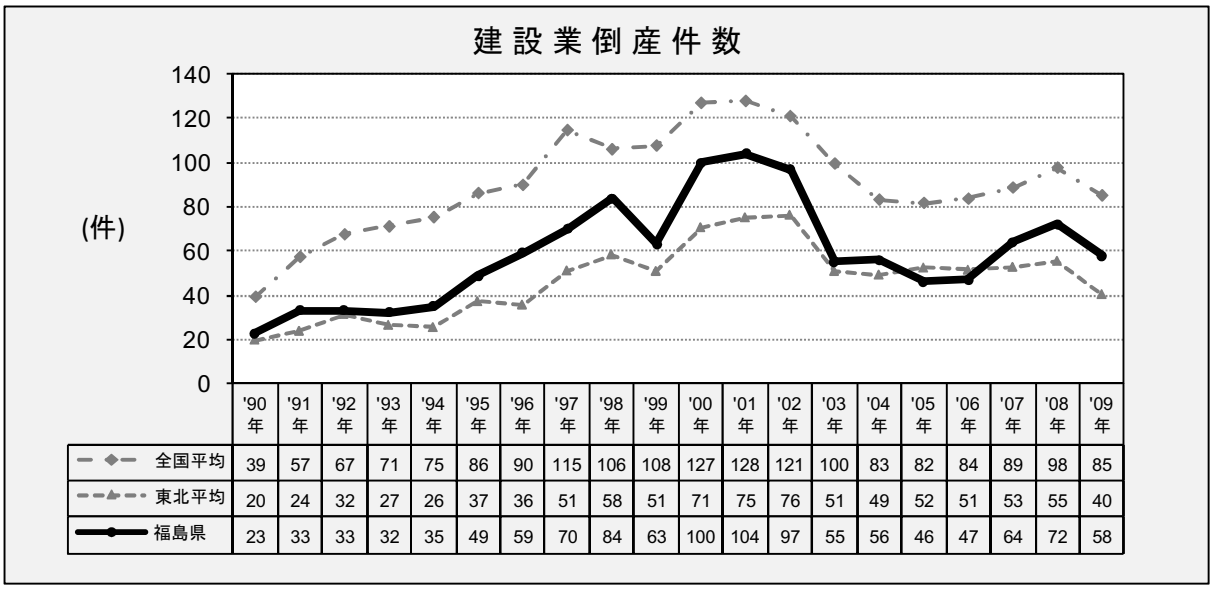

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	39	57	67	71	75	86	90	115	106	108	127	128	121	100	83	82	84	89	98	85
東北平均	20	24	32	27	26	37	36	51	58	51	71	75	76	51	49	52	51	53	55	40
福島県	23	33	33	32	35	49	59	70	84	63	100	104	97	55	56	46	47	64	72	58

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

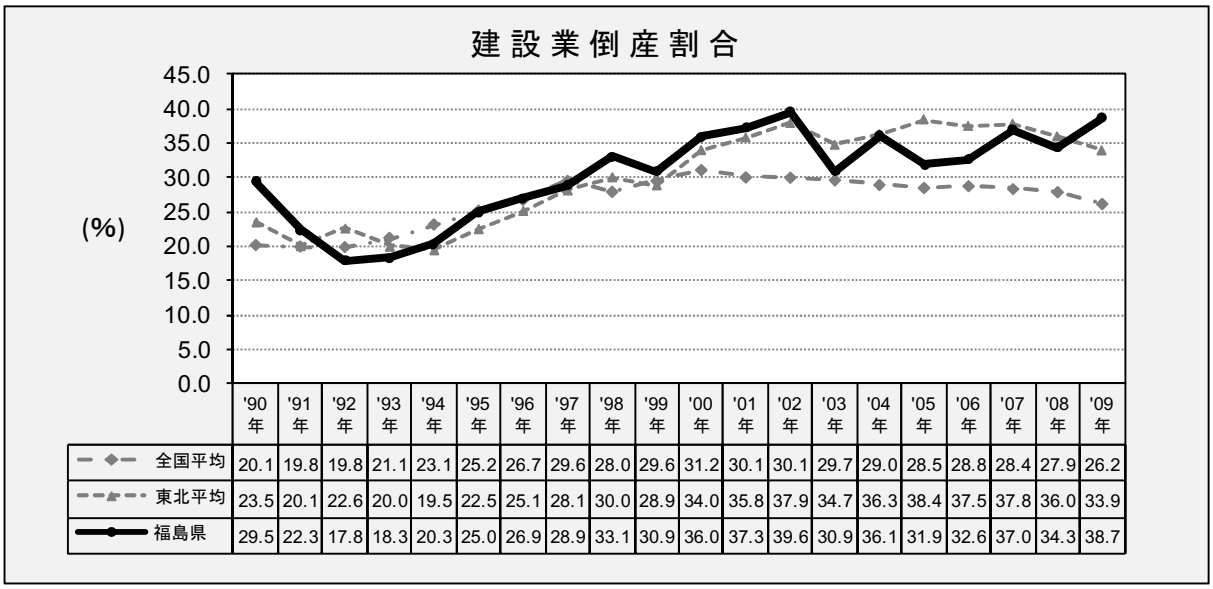

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	20.1	19.8	19.8	21.1	23.1	25.2	26.7	29.6	28.0	29.6	31.2	30.1	30.1	29.7	29.0	28.5	28.8	28.4	27.9	26.2
東北平均	23.5	20.1	22.6	20.0	19.5	22.5	25.1	28.1	30.0	28.9	34.0	35.8	37.9	34.7	36.3	38.4	37.5	37.8	36.0	33.9
福島県	29.5	22.3	17.8	18.3	20.3	25.0	26.9	28.9	33.1	30.9	36.0	37.3	39.6	30.9	36.1	31.9	32.6	37.0	34.3	38.7

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

1.2　福島県建設企業の経営分析データ（経営分析分科会からの提供資料）

（1）売上高営業利益率

福島県全体の売上高営業利益率は、過去 3 年間マイナスで推移している。2007 年度は、東北ブロックとほぼ同様であった値（－2.30%）は、2008 年度に大きく低下し、2009 年度は－3.45%と全国（－2.82%）、東北ブロック（－2.73%）と比較して低くなっている。

業種別では、「土木」、「職別」が低く、特に職別は 2008 年度に大きく低下した。「土木」、「建築」、「職別」の 2009 年度の値は、2008 年度と比較して若干回復している。

売上高別では、売上高階層が大きくなるほど値が高くなる傾向にある。2009 年度の福島県は、「20 億円以上」のみプラスとなっており、全国では「3 億円以上」からプラスに転じていることから、県内建設業界の収益性は非常に厳しいといえる。

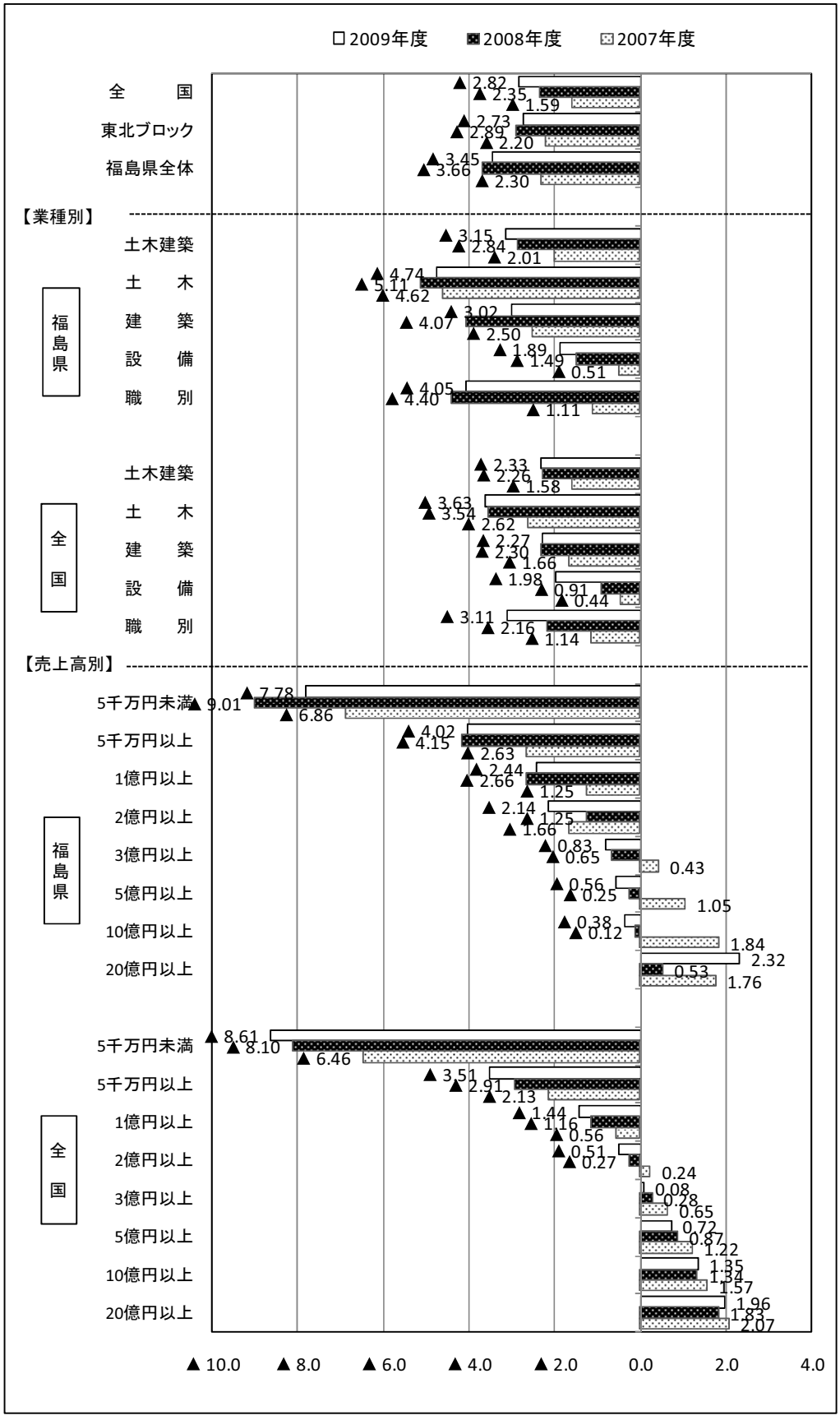
□2009年度
2008年度
2007年度
全　国
東北ブロック
福島県全体
【業種別】
福島県
土木建築
土　木
建　築
設　備
職　別
全国
土木建築
土　木
建　築
設　備
職　別
【売上高別】
福島県
5千万円未満
5千万円以上
1億円以上
2億円以上
3億円以上
5億円以上
10億円以上
20億円以上
全国
5千万円未満
5千万円以上
1億円以上
2億円以上
3億円以上
5億円以上
10億円以上
20億円以上
▲10.0
▲8.0
▲6.0
▲4.0
▲2.0
0.0
2.0
4.0

（２）売上高経常利益率

「売上高経常利益率」の傾向は、「売上高営業利益率」と同様であるが、値は上昇している。これは、利息等の出入りが主である営業外損益がプラスとなっているためである。

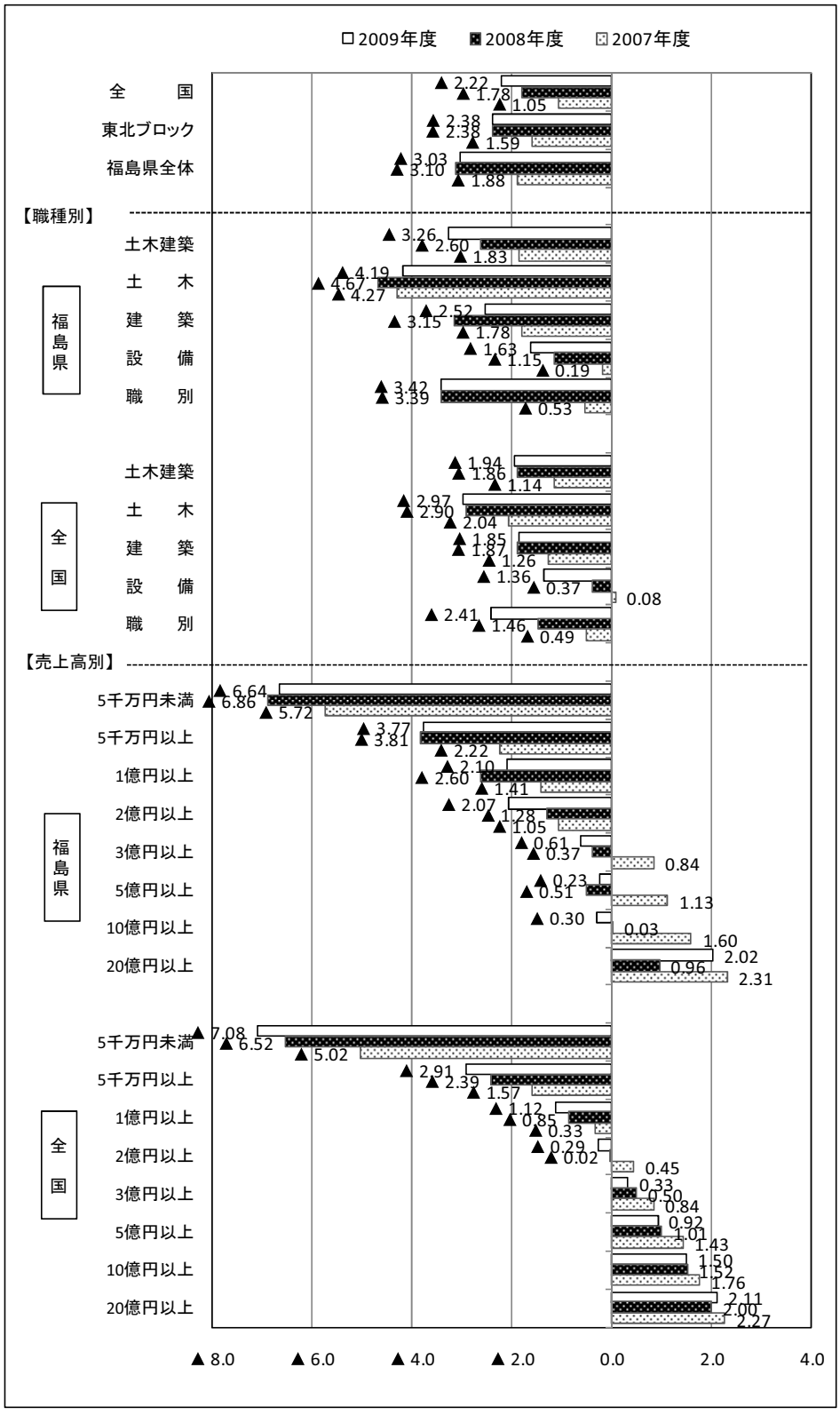

（３）借入金依存度

「借入金依存度」は、福島県は全国、東北ブロックと比較しても高く（悪く）なっており、特に売上高階層が小さくなるほど借入金等の他人資本に依存している傾向となっている。

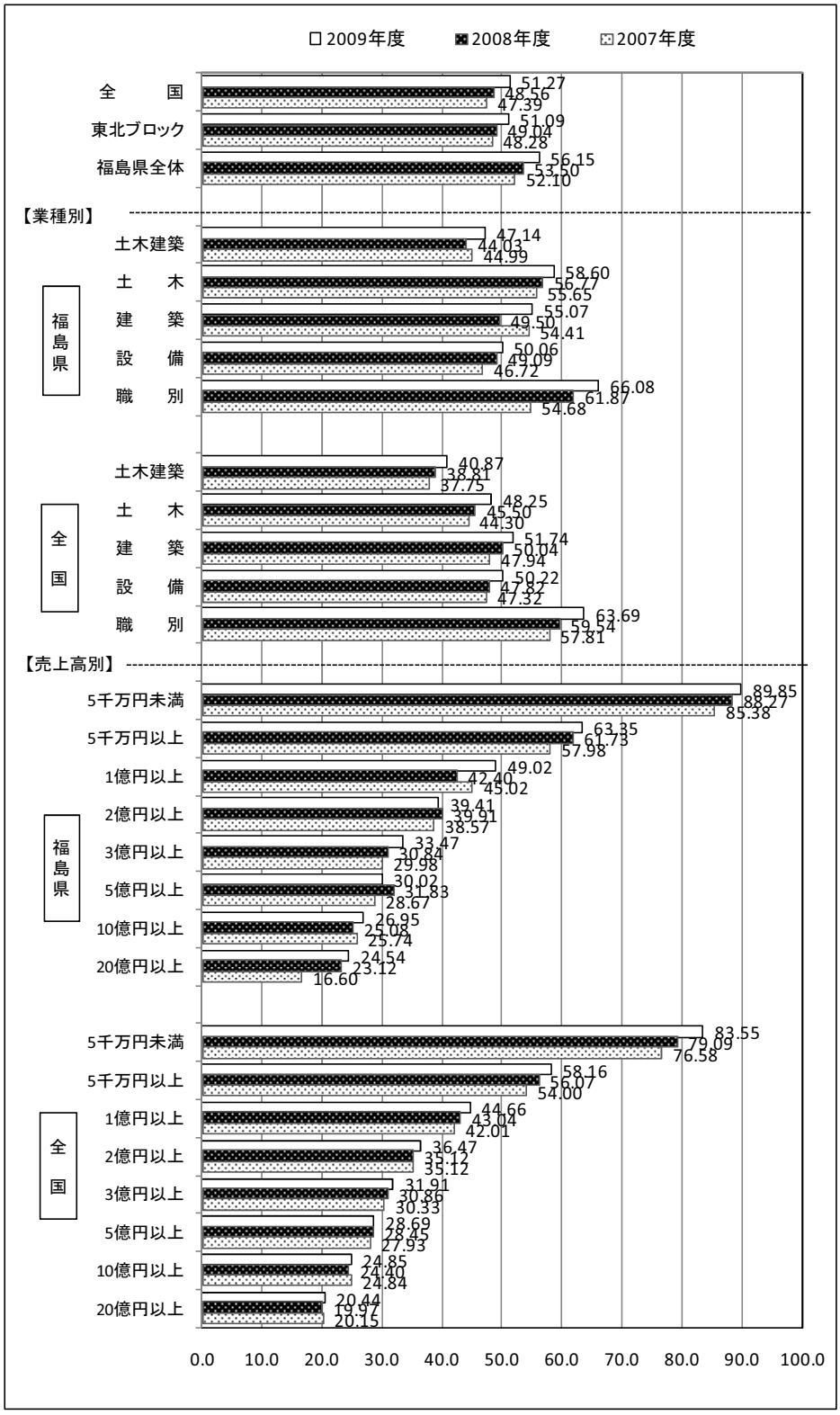

1.3　現地視察記録

建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会
地域サポート分科会　福島県現地視察報告

参加者

検討委員会委員・分科会委員

成蹊大学　経済学部　教授	井出 多加子
日本大学　経済学部　教授	中川 雅之
井村公認会計士　社会保険労務士事務所	井村 登
(財)建設業技術者センター　理事	大竹 重幸
(財)建設業情報管理センター　理事	赤井 裕司
(財)建設業情報管理センター　企画業務部　次長	小川 栄一
広島県　土木局　総務管理部　建設産業課　専門員	天川 充弘
(社)群馬県建設業協会　専務理事	田村 孝夫
(財)建設業技術者センター　業務部　調査役	田口 芳一
(財)建設業情報管理センター　東日本支部　支部長	安井 康夫
(財)建設経済研究所　研究理事	山口 悦弘
(財)建設経済研究所　研究理事	丸谷 浩明

福島県

福島県　土木部　次長	沼田 典雄
福島県　土木部　技術管理課　建設産業室　室長	高橋 晶彦
福島県　土木部　技術管理課　建設産業室　主幹	柳沼 利行

事務局

(財)建設経済研究所　総務部　次長	米沢 隆司
(財)建設経済研究所　研究員	三浦 悟郎
(財)建設経済研究所　研究員	比江島 昌
(財)建設経済研究所　研究員	保立 豊

現地視察日程

日　時　11 月 10 日（水）14:00～15:00
内　容　現場視察「福島工業高校耐震対策事業」
対応者　福島県　県北建設事務所
　　亀谷建設株式会社

日　時　11 月 10 日（水）15:45～18:00
内　容　意見交換会

日　時　11 月 11 日（木）9:10～10:30
内　容　現場視察「桑折町元気回復事業」
対応者　桑折町商工会建設部会

日　時　11 月 11 日（木）11:10～11:55
内　容　現場視察「広域河川改修事業（桜川）」
対応者　福島県　県中建設事務所
　　菅野建設工業（株）

日　時　11 月 11 日（木）13:45～14:45
内　容　現場視察「地域自立活性化事業（飯野三春石川線）」
対応者　福島県　県中建設事務所
　　株式会社　トリアス

現地視察記録「福島工業高校耐震対策事業」

１．工事概要

工　事　名　福島工業高校耐震改修２期（建築・機械）工事
工 事 種 別　建築工事
工　　期　平成 22 年 7 月 7 日～平成 22 年 12 月 3 日
工 事 箇 所　福島県森合字小松原地内
発　注　者　福島県立福島工業高校
請　負　者　亀谷建設株式会社
目　　的　建物の耐震強度を満足させるための補強工事である。
工 事 概 要　既存特別教室棟 S 造 3 階部分の撤去　411.40m²
RC 造耐震壁の設置　2 箇所
S 造ブレース（K 型）の設置　4 箇所
スリット　1 箇所（1 階）
3 階撤去に伴う 2 階屋根部分の S 造梁（5 箇所）+RC 造スラブ新設
耐震改修に伴う各所補修



２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

(2) 現場の組織・人員体制

●年齢構成

各年齢別の分布は以下のようになっている。

年　齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	備　考
人　数	4	23	41	23	40	23	4	合計
構成比	2.5%	14.6%	25.9%	14.6%	25.3%	14.6%	2.5%	158人

＊最近では、高齢者の数は減っている。継続的に仕事が無いため離職していく人が増えたようだ。

＊若い人は、仮設工事等の技術・技能を必要としない作業に従事してもらうことが多い。

●現場の勤務状況について

現場の休日は、祝日・日曜日としているが作業内容によって、土、日曜日に限定される作業があったため、作業日とした日もあった。作業時間は８時～１７時が定刻である。

(3) 発注者とのコミュニケーション

●発注者に対する進捗状況の報告（時期、手段など）

工事報告書により１ヶ月に一度、月末までの工事報告を月の初めに行っている。

●発注者との協議方法について

軽微な事項については、口頭にて打合せを行い、記録書を作成する。それ以外の事項については、協議書を作成し、提出して回答を頂いている。

(4) 作業従事者への配慮について

気温の高い中での作業では、冷水器や自販機・洗面所も設置により水分補給がしやすい様にしている。また、作業の休憩時間を長めに取る事や具合が悪いと感じたら作業を中止して冷房のある部屋で休息を取らせる。その他にも、無理な作業工程をさけ、残業や休日作業を少なくするように配慮する。

(5) 社会貢献、環境の配慮について

社会貢献、環境への配慮については以下の様な活動を行っている。

【社会貢献事例】

①地域の清掃活動

②地域のイベント参加・協賛

③冬期の除雪作業

④道路の保全

【環境配慮事例】

①低騒音・低排出ガスの重機・機械を選定する

②産廃は、分別を徹底して品目ごとに処分する

③産廃は、リサイクルできるものはリサイクル処分をする

④粉塵の飛散防止の為に散水養生を実施する

⑤工事車両の入場は、午前 9 時以降に行う



３．その他質疑

Q：	働いている方は勤続年数の長い方が多いのか。
A：	高齢の方は勤続年数が長い人は多い。中には、サラリーマンから転職したような人もいる。
Q：	この程度の規模の工事は頻繁にあるのか
A：	全体的に工事は少なくなっている。その中でも、改修工事は増えている、と思う。
Q：	１次下請、２次下請の施工体系を構成するメンバーは固定的か
A：	工事の内容による。特殊な技術は必要な場合は、ある程度固定した施工体系となるが、一般的な工事であれば、特に固定せず過去の実績等を考慮しつつ、状況に合わせて決めている。
Q：	資材、材料の調達は県内か
A：	砕石、土砂、生コン等は現地で調達している。鉄筋などは県外からでも運搬可能な物は、今までの取引実績を考慮して調達先を決めることもある。

Q：	耐震補強工事は特別な技術を必要とするのか
A：	この工事における耐震補強は、主に耐震壁の構築であるため特別な技術は必要としない。免震、制震等の設備を設置する耐震補強工事であれば、特別な技術が必要となってくる。

現地視察記録「桑折町元気回復事業」

１．事業概要

事業名　　桑折宿復興を目指した「おもてなしの環境経済システム」

事業背景　建設業が 3 割減少、製材所は 6 箇所中 5 箇所が閉鎖、桑折宿にあった店舗も空き店舗が増加するなど、建設業、林業、商業を中心に地域の衰退が著しい状況にある

組織体制　〔建設業〕

〔商業・観光業〕桑折町商工会、桑折町商店会連合会、元気こおり本舗有限責任事業組合

〔林業〕福島県北森林組合

〔地域活動団体〕桑折地区歩いて楽しむ地域づくり懇談会、追分けまちづくり協議会

事業概要　〇集客の仕掛け

・竹灯籠祭りの開始、商店会との連携による店先博物館の開催

〇おもてなしの環境づくり

・店先の坪庭・縁台・竹の門飾り・竹のプランター・黒板の製作と販売

〇新たなビジネスの展開

・坪庭の植木レンタル更新サービス、竹のチップパウダー製作と販売、チップパウダー製作の受託業務



２．事業の説明

（１）桑折町のまちづくりの経緯

H16 年度から福島県で「元気ふくしま地域づくり交流促進事業」が始まった。それを活用し、街道を活かしたまちづくりをめざして奥州羽州街道まちづくり懇談会が発足させた。羽州街道の起点が桑折町にあったので、羽州街道を使いながらにまちづくりをしようと考えた。2002 年が徳川幕府の開府 400 周年なので、それと同時に東海道では街道でまちづくりが始まり、東北では東北街道会議が始まった。福島県でも福島県街道交流会ができた。

奥州街道と羽州街道の追分を、商家高名鑑に基づいて整備した。この追分を造ることによって、街道の存在が広まるようになった。近くに活用されていない蔵があったので、これを借りて県、町、商工会が出資して改装し「桑折御蔵」を造り、桑折町商工会と女性団体連絡協議会が組合を作って運営している。女性団体の方が「おもてなし」をしてくれている。また、桑折町のまちづくり部局と東北大の学生が協力して、カフェ図書とよんでいる喫茶店と図書館を併設した「まゆたま」を造った。

イベントとしては、「桑折宿　奥州・羽州街道まつり」を青年部が主催になって毎年 10 月を目安に実施している。桑折町の一大イベントである。

（２）元気回復事業の「おもてなしの環境経済システム」構築プロジェクトの説明

⑴事業の背景

①現状認識

桑折町は桑折地区、伊達崎地区、睦合地区、半田地区の 4 つの地区から構成されている。この町は献上桃などが有名であるが、産業の状況は、建設業が 3 から 4 割減少、6 箇所あった製材所はこの 20～30 年で 5 箇所が閉鎖、桑折宿にあった店舗も空き家が増えてきている。建設業、林業、商業を中心に地域の衰退が激しい。これまで地域に貢献してきた建設業もそれを継続していく体力が無くなってきている

②まちづくりの状況

店蔵などの古い建物等を活かした町並みづくりを行い、観光まちづくりに取り組んでいる。黒塀や屋号、縁台等の設置などの町並みづくり、まち巡りルートの整備など行うことにより、地域の魅力が向上し、継続的な集客（リピーターの獲得）につながると考えている。

③事業実施の背景

建設業がものづくりの技術を活かし、また、地場産品の利活用を図り、地域の経済循環を創出することが有望と考えられた。

⑵事業の概要

本事業は、建設業の活力再生と、これを契機とした事業展開と継続により、将来的な桑折宿の復興を目的とする。本事業では、“地産地消の経済循環創出”と“観光集客・来訪者満足度の向上”を連携させた「おもてなしの環境経済システム」の構築と検証を行う。

地産地消の経済循環事業として、地域外からの来訪のきっかけとなる地場産品を活かしたイベント、来訪者に満足感を与える「おもてなし」や「町並みづくり」を実施して、「リピーター獲得」のための地域イメージづくりを実践した。

（イベント、町並みづくり等の具体例）

①竹灯篭祭り

②おもてなしの道具立ての製作と店先博物館の開催

③坪庭のレンタル・維持更新サービス、竹チップビジネスの試行

⑶連携・組織体制・建設業の役割

県、町、商工会、建設事業共同組合、女性団体連絡協議会など各組織が連携している。

⑷実施後の効果

竹灯篭祭り、雛めぐりなどのイベント開催時の集客力は高まった。また、商店街の人たちも、以前は無関心であったが自主的に参加するようになった

建設業への収益効果については、現状効果は現れていないが、坪庭レンタルサービス、竹チップ製造などの環境経済システムが構築されてきたので、販売経路の確保が今後の課題である。



現地視察記録「広域河川改修事業（桜川）」

１．工事概要

工　事　名　広域河川改修工事
工 事 種 別　一般土木工事
工　　期　平成 22 年 7 月 13 日～平成 23 年 3 月 18 日
工 事 箇 所　田村郡三春町八幡町地内（桜川筋）
発　注　者　福島県　県中建設事務所
請　負　者　菅野建設工業（株）
目　　的　桜川では、昭和 61 年の台風 10 号による洪水で 204 戸の家屋浸水被害が発生した。その後も、平成 10 年 7 月、平成 12 年 8 月に浸水被害が続いているため、概ね 5 ヶ年で改修工事を行い、慢性化している浸水被害の解消を図る。
工 事 概 要　開削護岸工：L= 187.9m
　　函渠工：N=1 基



２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

(2) 現場の組織・人員体制

●施工体制

現場には5～8業者が入っている。専門業者が多く、土工、鉄筋、型枠、石積み、仮設関係と分かれている。

●年齢構成

仮設関係は若手もいるが、土工、石積みは高齢化が進んでいる。特に石積の技能者については、60代、70代の職人が多く、当現場にいる職人も、高齢の68歳、70歳の職人と40歳の職人の3人である。

●現場の勤務状況について

市街地なので、日曜日は工程が遅れていても作業は行わない。残業もほとんどない。最近は日が短くなっているので、作業時間は8時から16時半である。

(3) 発注者とのコミュニケーション

●発注者に対する進捗状況の報告について

毎月25日に履行報告を行っている。問題があれば、その時に発注者と協議をしながら作業を進めている。

●発注者との協議方法について

発注者の監督員も、事務所が近いこともあり、週に3回以上（ほぼ毎日のように）現場に来て、その場で適切な指示を出して頂いているので、スムーズにワンデーレスポンスで作業が進んでいる。

(4) 作業従事者への配慮について

夏の高温対策として、作業員の休憩所を設け、エアコン等も設置し、休憩時にくつろげるスペースを確保している。労働基準監督署からも快適職場の認証を受けている。

(5) 社会貢献、環境の配慮について

本現場の土質は非常に硬質なので、従来の工法で矢板を打設すると騒音が発生する懸念があるため、硬質地盤クリア工法という騒音が出ない工法を採用している。

現場が八幡通という通学路にもなっている道路に面しているため、ガードマンを配置し通行に支障がないように配慮している。安全協議会を開催するなど、街の人と積極的にコミュニケーションを図るようにしている。



(2)その他質疑

Q：	材料(石積みの石)は、どこから調達しているのか。
A：	はじめは国産の石を使っていたが、大量に必要となるため供給が追いつかず、中国から輸入するようになった。国内では、墓石を造った時に余った石を使っているので、国産のみでは供給が追いつかない。なお、現場での二次加工を無くすため、現場で使用する形に中国で加工して輸入し、そのまま石を積む方法として施工効率を向上させている。
Q：	試験施工について
A：	石積み作業について事前に試験施工を行い、石の積み方やサイズについて検討を行った。試験施工の結果を踏まえ歩掛かりを算出し、適正な工事費の算出に発注者は努めている。
Q：	現在、入場している業者は県内の業者か。
A：	施工業者は基本的に現場の地域の業者である。ただし、石積み工は、郡山から来ている。
Q：	元請の菅野建設（株）は、直接、労働者を雇用しているのか。
A：	当社は、ある程度直庸の労働者を抱えており、従業員の半分くらいは実際に現場に出て働いている。しかし、ある程度給与を抑えるなど対策をしなければ、現状の雇用を維持できない状況である。
Q：	元請として、施工機械等は自社保有しているか。
A：	当社は、県内でも保有機械は多い方である。バックホウ、ブルドーザー、ダンプなど

	一般土木作業を行える機材は整っている。
Q： A：	本件工事の入札参加者が一社だったが、その理由は何だと考えるか。 当工事は、近接工事（お寺敷地の造成）との調整が必要であったが、この工事の施工を当社が行っていた。また、市街地の搬入路が制限されるなど、厳しい施工条件があった。さらに、同時期に別の工事が複数発注されたこともあり、条件の厳しくリスクの高い当工事への応札が少なかったと考えられる。

現地視察記録「地域自立活性化事業（飯野三春石川線）」

１．工事概要

工 事 名　地域自立活性化工事

工事種別　一般土木工事

工　　期　平成 22 年 1 月 7 日～平成 23 年 3 月 10 日

工事箇所　郡山市中田町黒木地内

発 注 者　福島県　県中建設事務所

請 負 者　株式会社　トリアス

目　　的　この地域は、地蔵桜や滝桜をはじめ数多くの桜の名所になっており、開花の時期には大型バスや一般車輌で多くの観光客が訪れるが、当該工事箇所は幅員狭隘区間で、平成 8 年度防災点検では要対策箇所に指定された。そこで、幅員狭隘区間の解消を行い、観光客や一般車輌の通行の安全を確保し、観光交流を促進することを目的とする。

工事概要　1 工区

改良工：延長 L= 120.0m　幅 W=6.0(10.0)m

掘削工：掘削土量 V=29333.8m^3

オープン掘削、硬岩部についてはガンサイザー[1]使用

2 工区

改良・舗装工：延長 L= 180.0m　幅 W=6.0(10.0)m

L 型擁壁工：延長 L= 38.0m（H=2.0～5.0m）



[1] 岩石、岩盤、コンクリート等の脆性体を、薬剤の熱分解時に発生する水蒸気圧により、瞬時にしかも低振動・低騒音状態で破砕できる破砕薬剤。火薬を使用できない住宅地近傍でも施工できる。

２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

（2）現場の組織・人員体制

●施工体制

1 次下請 9 社、2 次下請 3 社の計 12 社となっている。ピーク時は、30 人ほどの作業員が入場していた。

●作業員の年齢構成について

作業員の年齢構成については、年少者（20 代以下の人）はほとんどいない、高齢者は若干いた。40 代、50 代が多かったように思う。

●現場の勤務状況について

原則、日曜は休み。土曜日は、土工中心なので平日天候が悪いときの代替日として作業をした。残業については、朝 30 分～1 時間、夕方 1 時間程度。

（3）社会貢献、環境の配慮について

近隣の住人には直接工事について説明を行った。社会貢献活動としては、草刈り、清掃等、危険防護策、カーブミラーの設置、路面の穴埋め補修をしている。

環境について、ブレイカーによる破砕時、ガンサイザー使用時の騒音に注意をしている。また、破砕の際、飛び石の防護や埃の飛散防止のため散水等を行った。

(2)その他質疑

Q：	現場に入っている業者は、県内企業が中心か？
A：	基本的には県内の業者が中心である。特殊工事に関しては県外企業 2 社に施工を要請した。特殊工事とは、ガンサイザー使用工事と、親杭横矢板の施工である。
Q：	二次下請の業態はどういったものか？
A：	土工事に含まれる排水関係の工事など、一部の作業を補うために二次下請が入っている。
Q：	本工事では一次下請が数社で二次下請が若干、という施工体制となっているが、この地域では同種の工事では同じような施工体系となるのか？

A：	この現場の施工体系は一般的だと思う。他の現場でも同様だと思う。
Q：	作業員や技能者を直接雇用しているのか？
A：	会社としては数名雇用している。しかし、今は別の現場に配置しており、当現場は技術者のみ自社の配置となっている。
Q：	施工機械は保有しているのか？
A：	ある程度は保有しているが、使用台数が多いときはリースも活用する。

２．広島県に関わる状況

2.1　統計データ

2.1.1　建設投資の動向・見通し

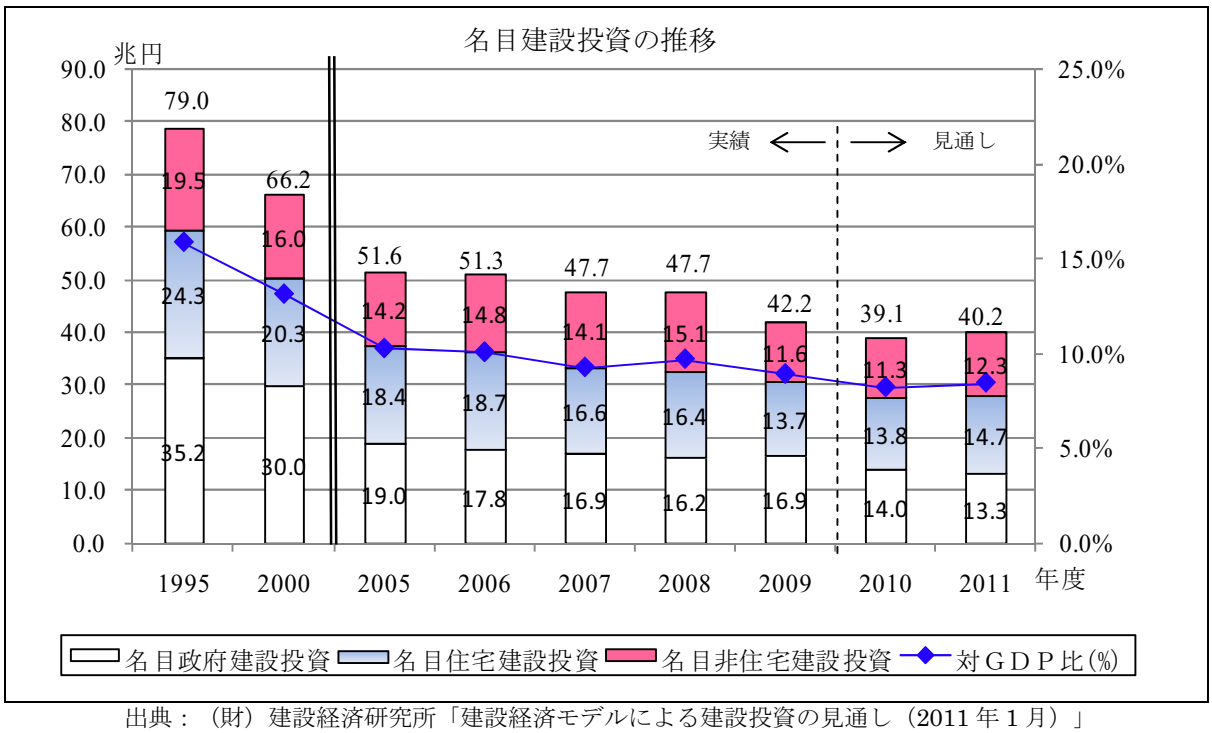

出典：（財）建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2011 年 1 月）」

注　：2009 年度までは、国土交通省「平成 22 年度建設投資見通し」より。

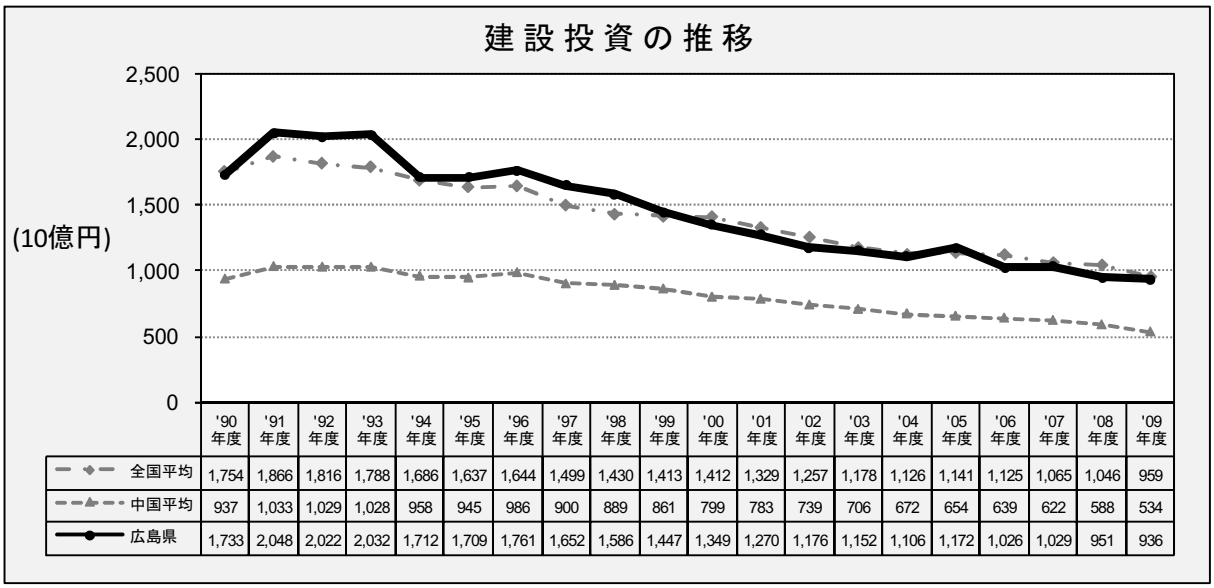

	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度	'09年度
全国平均	1,754	1,866	1,816	1,788	1,686	1,637	1,644	1,499	1,430	1,413	1,412	1,329	1,257	1,178	1,126	1,141	1,125	1,065	1,046	959
中国平均	937	1,033	1,029	1,028	958	945	986	900	889	861	799	783	739	706	672	654	639	622	588	534
広島県	1,733	2,048	2,022	2,032	1,712	1,709	1,761	1,652	1,586	1,447	1,349	1,270	1,176	1,152	1,106	1,172	1,026	1,029	951	936

出典：国土交通省「建設総合統計」

2.1.2　県内経済における建設産業の推移

(1)　県民経済計算における建設産業生産額

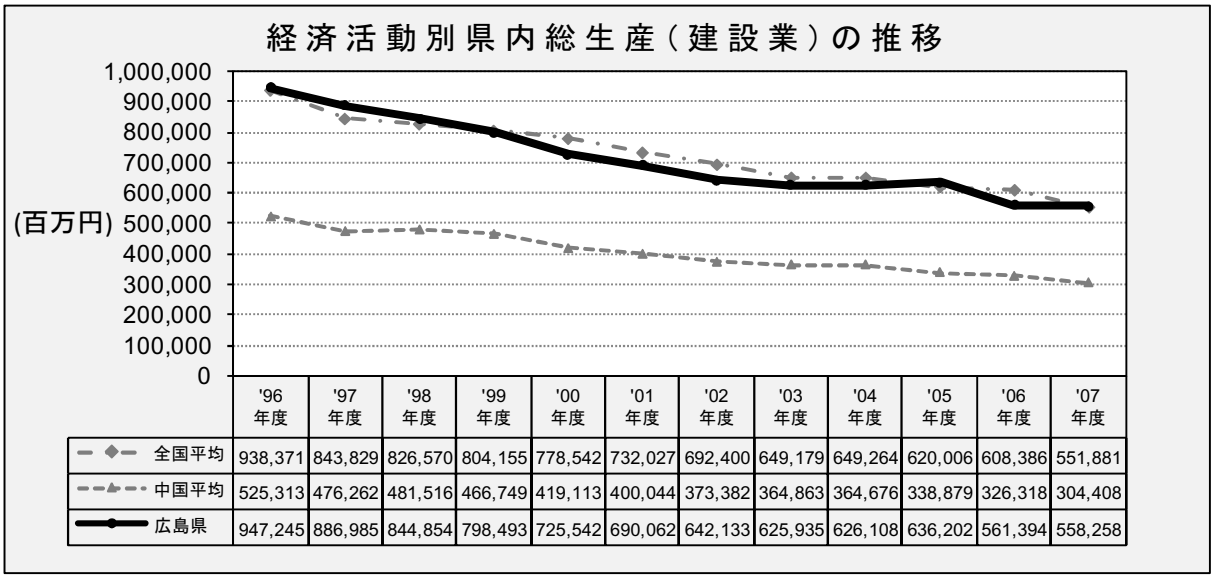

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度
全国平均	938,371	843,829	826,570	804,155	778,542	732,027	692,400	649,179	649,264	620,006	608,386	551,881
中国平均	525,313	476,262	481,516	466,749	419,113	400,044	373,382	364,863	364,676	338,879	326,318	304,408
広島県	947,245	886,985	844,854	798,493	725,542	690,062	642,133	625,935	626,108	636,202	561,394	558,258

出典：内閣府「県民経済計算」

(2)　県民経済計算に占める建設産業生産額の割合

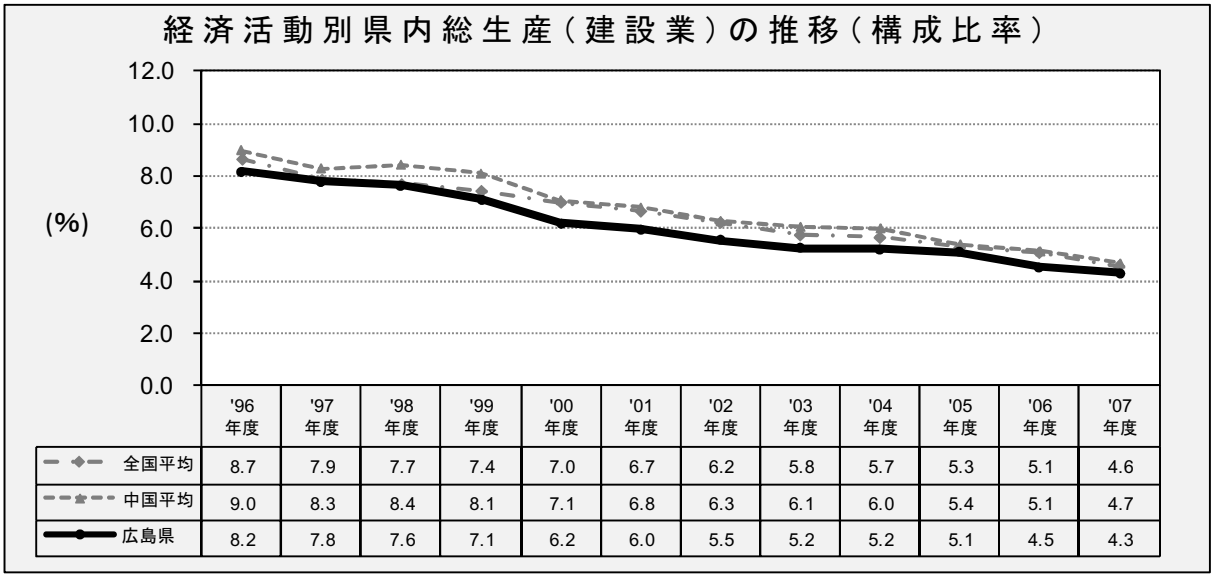

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度
全国平均	8.7	7.9	7.7	7.4	7.0	6.7	6.2	5.8	5.7	5.3	5.1	4.6
中国平均	9.0	8.3	8.4	8.1	7.1	6.8	6.3	6.1	6.0	5.4	5.1	4.7
広島県	8.2	7.8	7.6	7.1	6.2	6.0	5.5	5.2	5.2	5.1	4.5	4.3

出典：内閣府「県民経済計算」

(3)　産業構成比

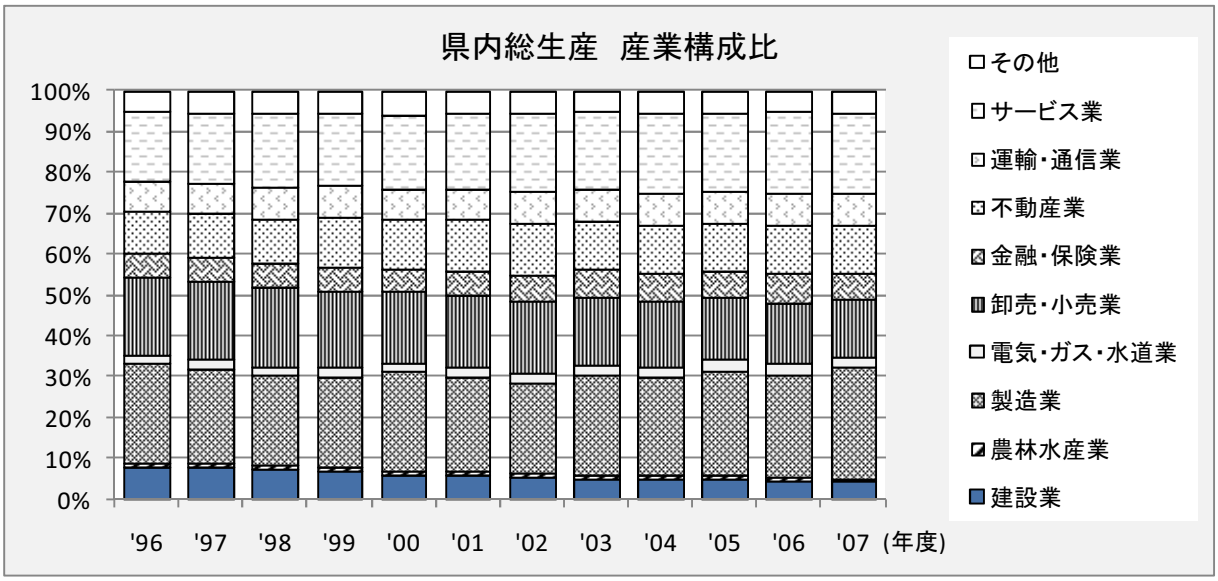

出典：内閣府「県民経済計算」

2.1.3　事業費・工事費の推移

(1)　普通建設事業費の推移

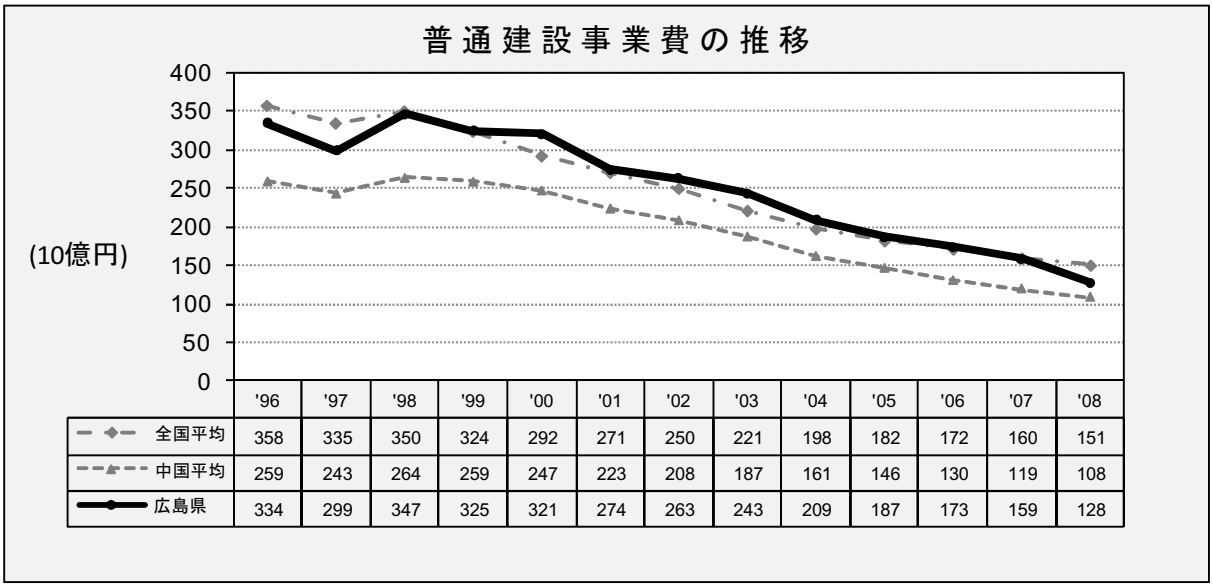

	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08
全国平均	358	335	350	324	292	271	250	221	198	182	172	160	151
中国平均	259	243	264	259	247	223	208	187	161	146	130	119	108
広島県	334	299	347	325	321	274	263	243	209	187	173	159	128

出典：総務省「地方財政統計年報」

(2)　工事費の推移

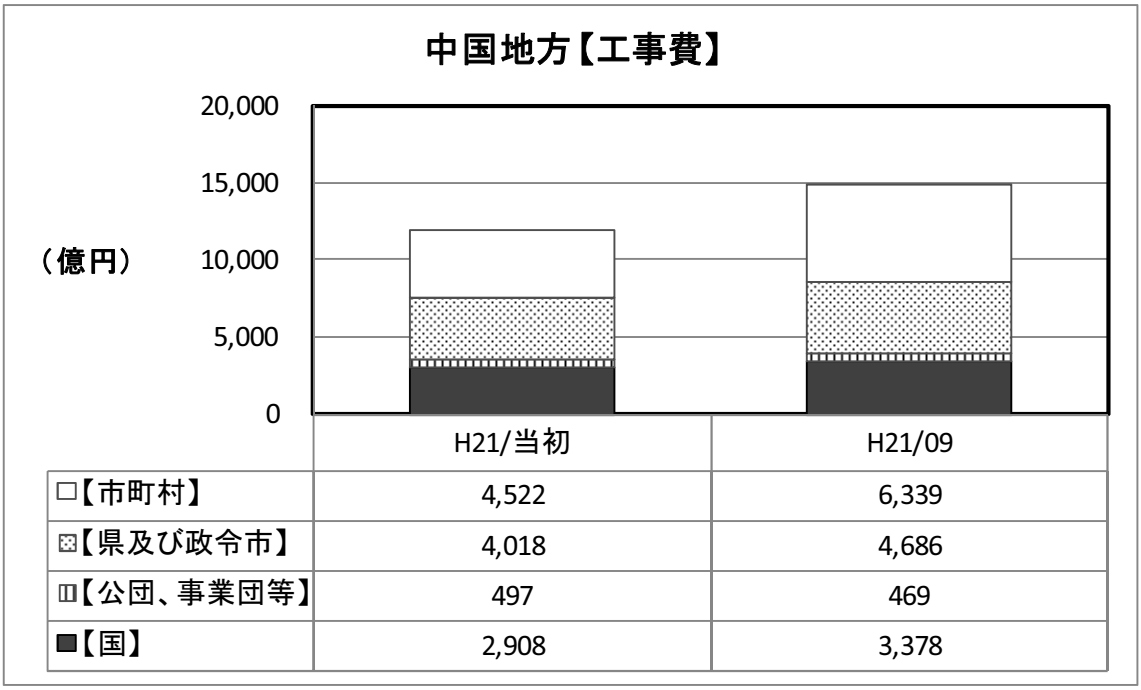

	H21/当初	H21/09
□【市町村】	4,522	6,339
▨【県及び政令市】	4,018	4,686
▥【公団、事業団等】	497	469
■【国】	2,908	3,378

出典：公共工事施行対策中国地方協議会

注　：工事費は事業費から用地補償費、調査費、事務費を除いた額で、前年度からの工事繰越額を含む。

2.1.4 労働、雇用情勢

(1) 労働者数

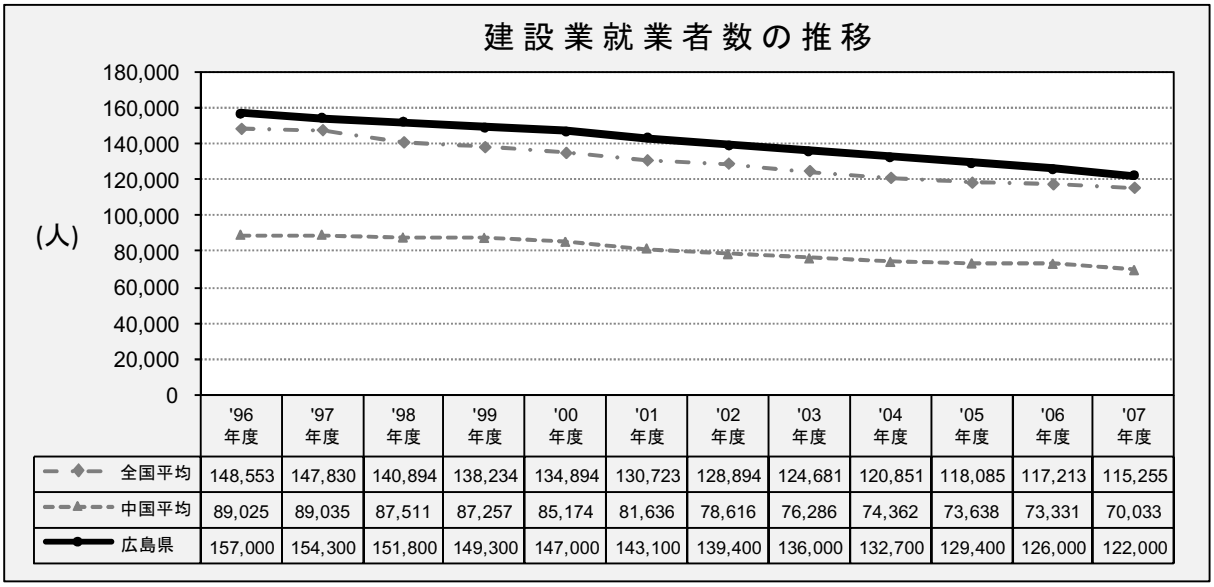

	'96 年度	'97 年度	'98 年度	'99 年度	'00 年度	'01 年度	'02 年度	'03 年度	'04 年度	'05 年度	'06 年度	'07 年度
全国平均	148,553	147,830	140,894	138,234	134,894	130,723	128,894	124,681	120,851	118,085	117,213	115,255
中国平均	89,025	89,035	87,511	87,257	85,174	81,636	78,616	76,286	74,362	73,638	73,331	70,033
広島県	157,000	154,300	151,800	149,300	147,000	143,100	139,400	136,000	132,700	129,400	126,000	122,000

出典：総務省「国民経済計算」「県民経済計算」

注　：就業者数の推計については、基本的に『国勢調査』（総務省）を用いて推計を行っている。

(2) 賃金

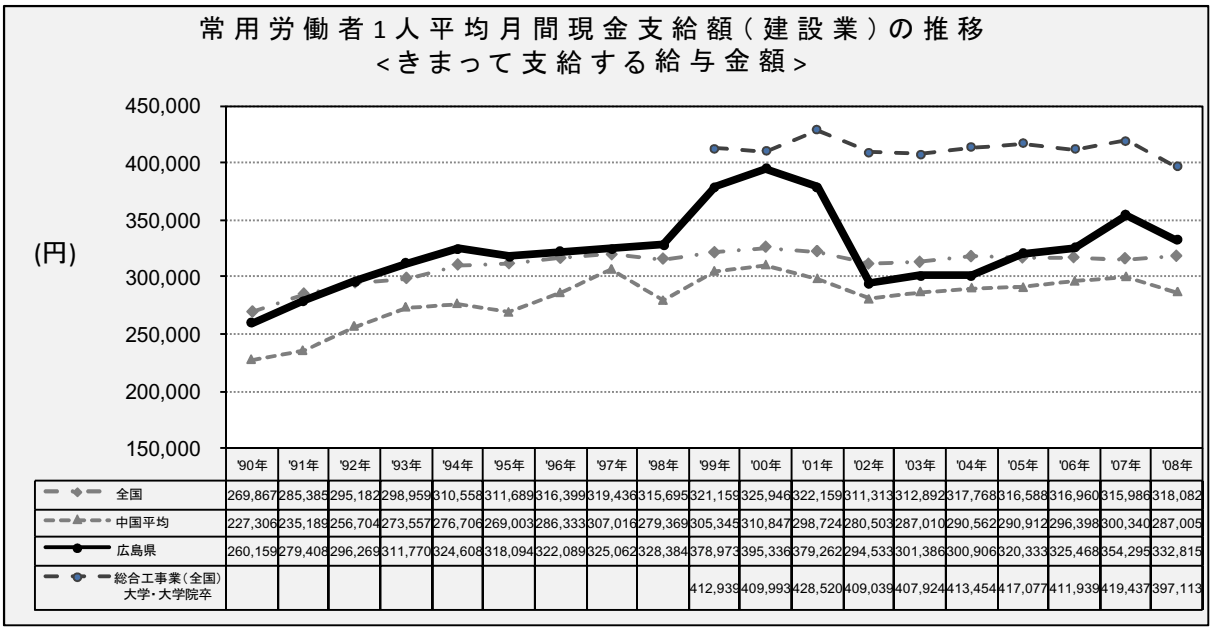

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年
全国	269,867	285,385	295,182	298,959	310,558	311,689	316,399	319,436	315,695	321,159	325,946	322,159	311,313	312,892	317,768	316,588	316,960	315,986	318,082
中国平均	227,306	235,189	256,704	273,557	276,706	269,003	286,333	307,016	279,369	305,345	310,847	298,724	280,503	287,010	290,562	290,912	296,398	300,340	287,005
広島県	260,159	279,408	296,269	311,770	324,608	318,094	322,089	325,062	328,384	378,973	395,336	379,262	294,533	301,386	300,906	320,333	325,468	354,295	332,815
総合工事業（全国）										412,939	409,993	428,520	409,039	407,924	413,454	417,077	411,939	419,437	397,113
大学・大学院卒																			

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」（全国、東北平均、福島県）

「賃金構造基本調査」（大学・大学院卒）

注１：毎月勤労統計調査は、常用労働者５人以上の約 180 万事業所(事業所･企業統計調査)から抽出した約 33,000 事業所を対象にした調査の結果を使用している。

注２：賃金構造基本調査は、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（62,302 事業所、有効回答 45,010 事業所）の常用労働者についての集計結果を使用している。

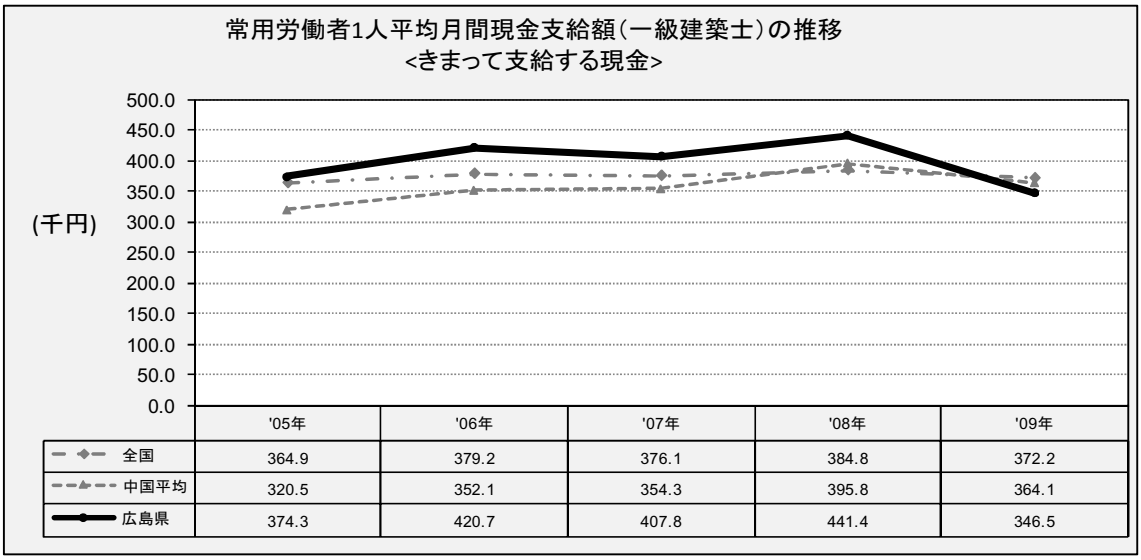

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	364.9	379.2	376.1	384.8	372.2
中国平均	320.5	352.1	354.3	395.8	364.1
広島県	374.3	420.7	407.8	441.4	346.5

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

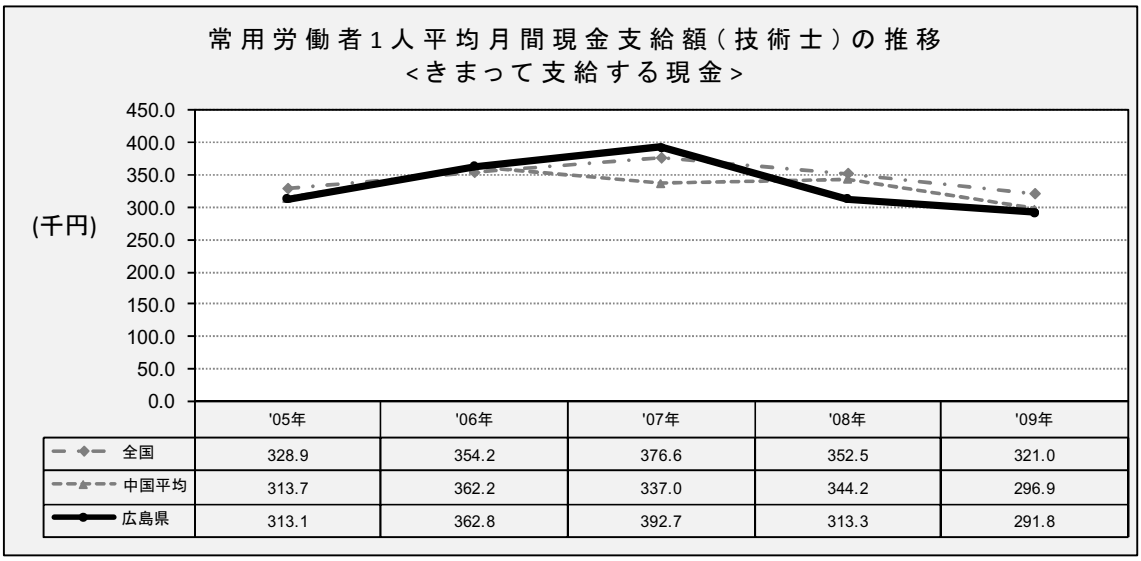

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	328.9	354.2	376.6	352.5	321.0
中国平均	313.7	362.2	337.0	344.2	296.9
広島県	313.1	362.8	392.7	313.3	291.8

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

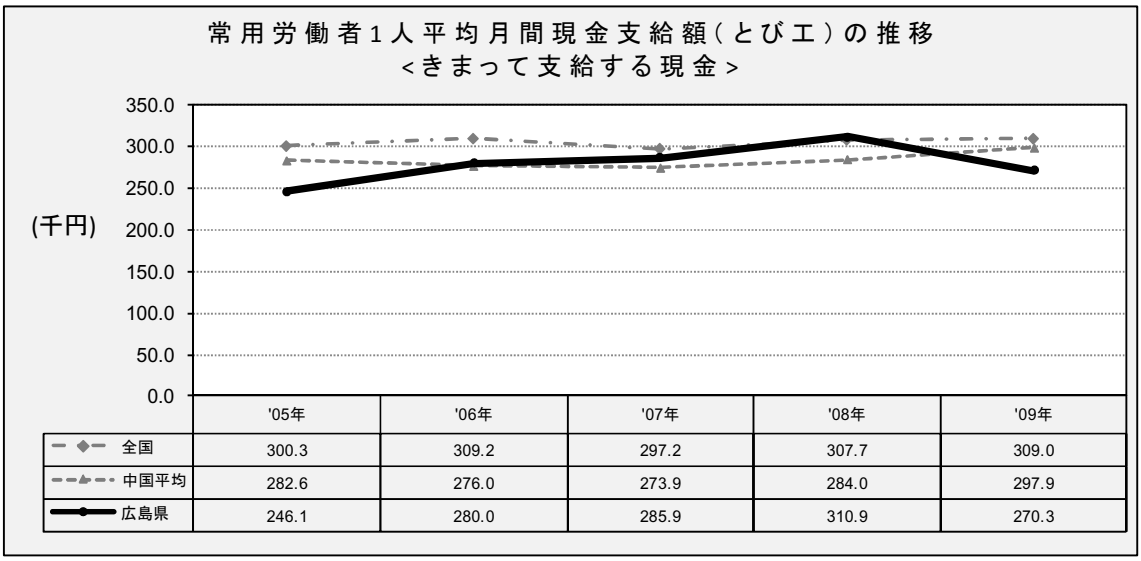

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	300.3	309.2	297.2	307.7	309.0
中国平均	282.6	276.0	273.9	284.0	297.9
広島県	246.1	280.0	285.9	310.9	270.3

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

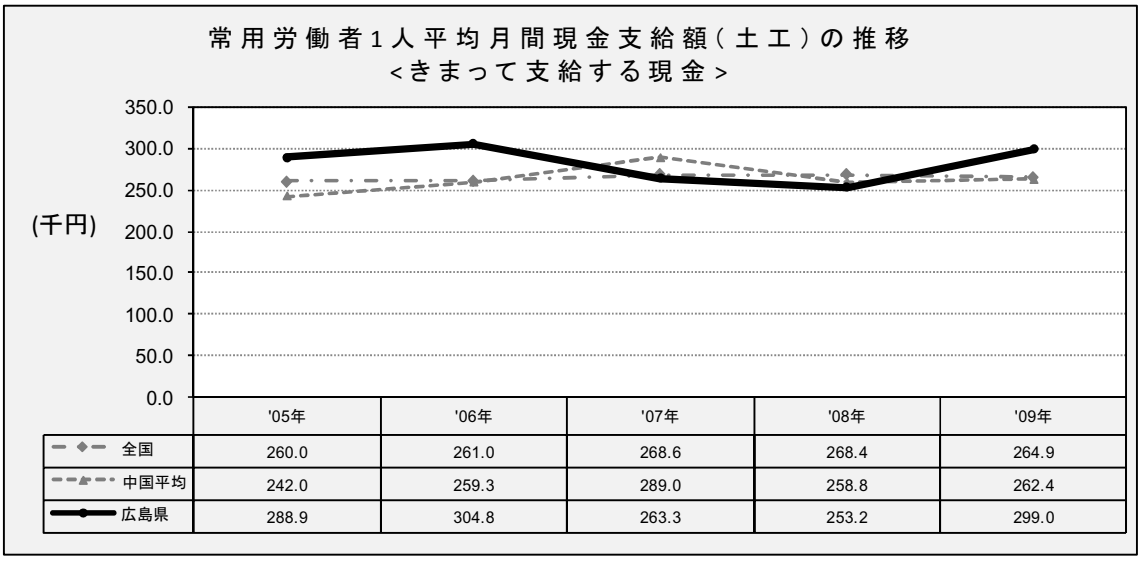

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	260.0	261.0	268.6	268.4	264.9
中国平均	242.0	259.3	289.0	258.8	262.4
広島県	288.9	304.8	263.3	253.2	299.0

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

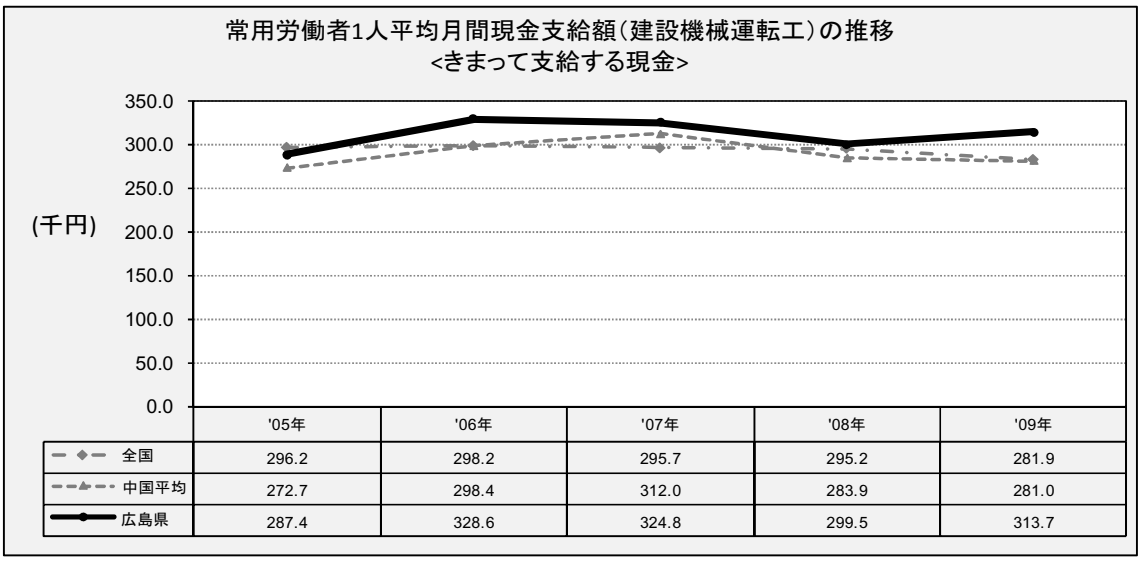

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	296.2	298.2	295.7	295.2	281.9
中国平均	272.7	298.4	312.0	283.9	281.0
広島県	287.4	328.6	324.8	299.5	313.7

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

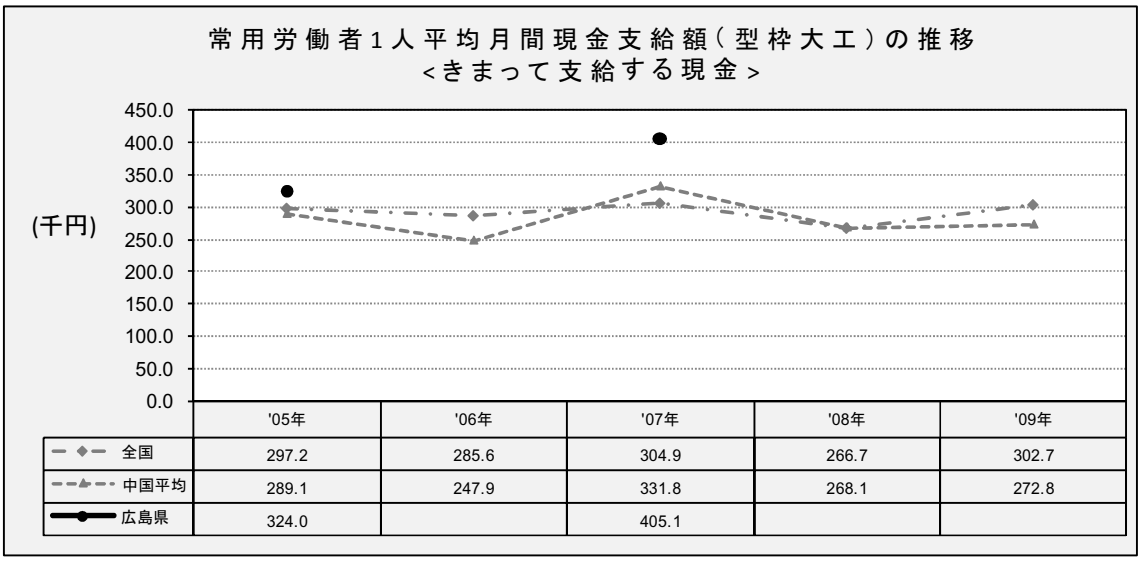

	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国	297.2	285.6	304.9	266.7	302.7
中国平均	289.1	247.9	331.8	268.1	272.8
広島県	324.0		405.1		

出典：厚生労働省「賃金構造基本調査」

(3)　労働時間

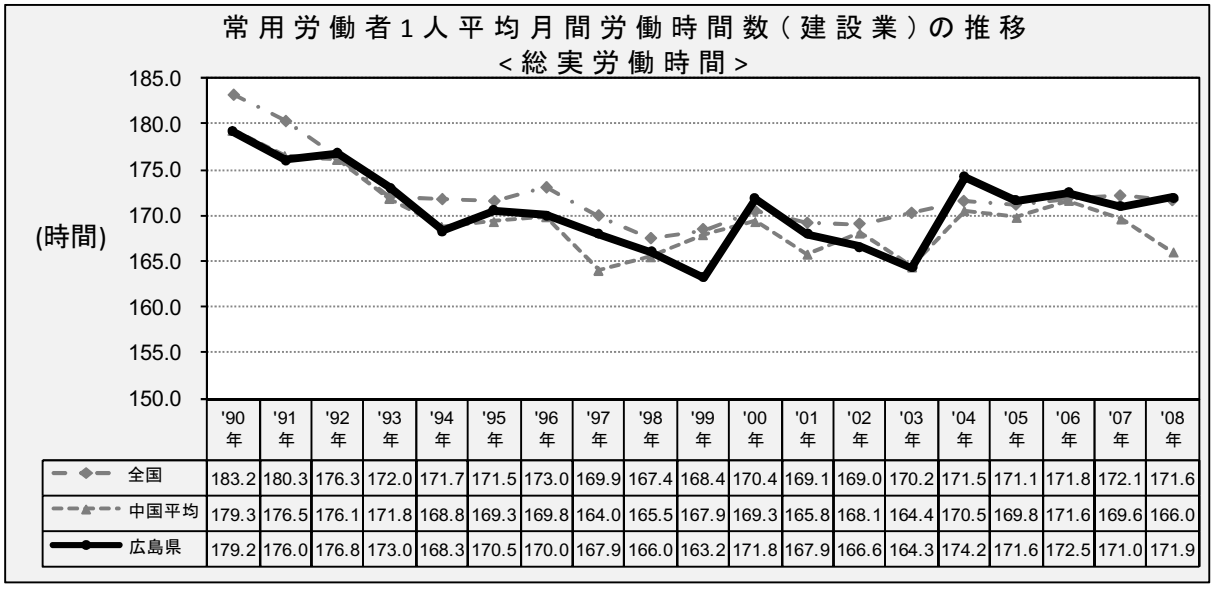

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年
全国	183.2	180.3	176.3	172.0	171.7	171.5	173.0	169.9	167.4	168.4	170.4	169.1	169.0	170.2	171.5	171.1	171.8	172.1	171.6
中国平均	179.3	176.5	176.1	171.8	168.8	169.3	169.8	164.0	165.5	167.9	169.3	165.8	168.1	164.4	170.5	169.8	171.6	169.6	166.0
広島県	179.2	176.0	176.8	173.0	168.3	170.5	170.0	167.9	166.0	163.2	171.8	167.9	166.6	164.3	174.2	171.6	172.5	171.0	171.9

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(4)　労働日数

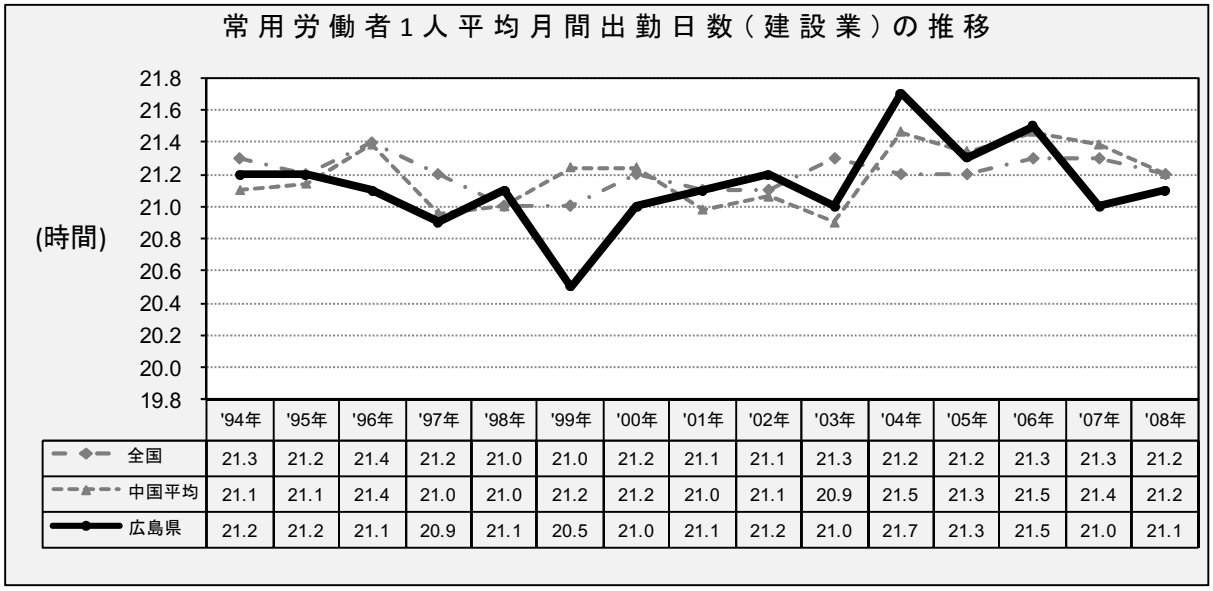

	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年
全国	21.3	21.2	21.4	21.2	21.0	21.0	21.2	21.1	21.1	21.3	21.2	21.2	21.3	21.3	21.2
中国平均	21.1	21.1	21.4	21.0	21.0	21.2	21.2	21.0	21.1	20.9	21.5	21.3	21.5	21.4	21.2
広島県	21.2	21.2	21.1	20.9	21.1	20.5	21.0	21.1	21.2	21.0	21.7	21.3	21.5	21.0	21.1

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

(5) 完全失業率、有効求人倍率

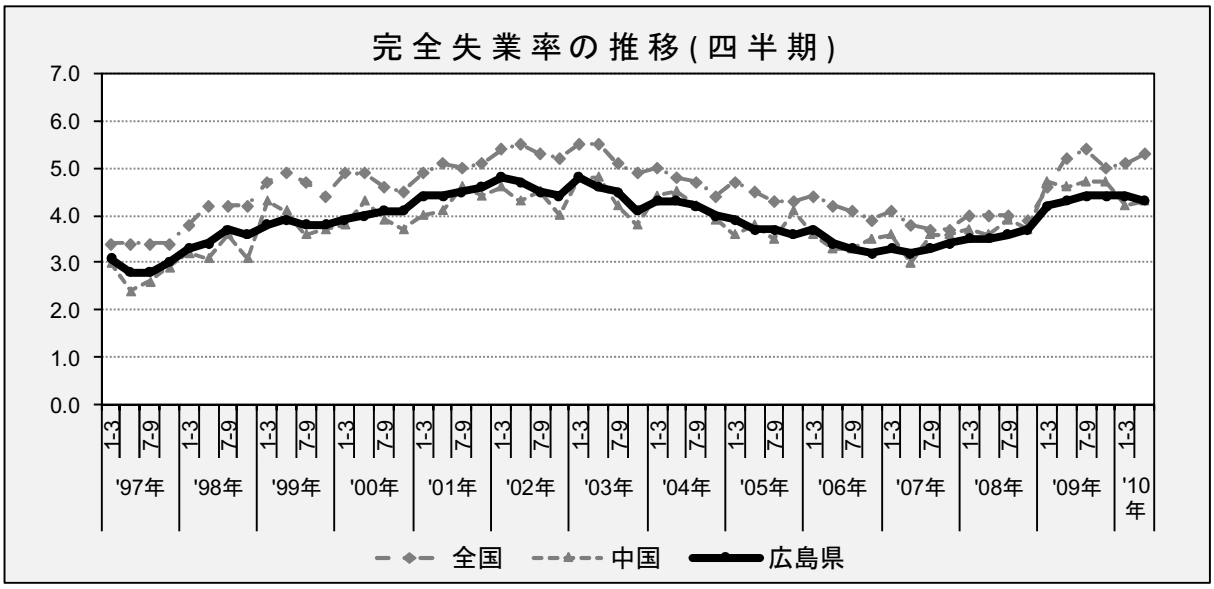

出典：総務省「労働力調査[1]」

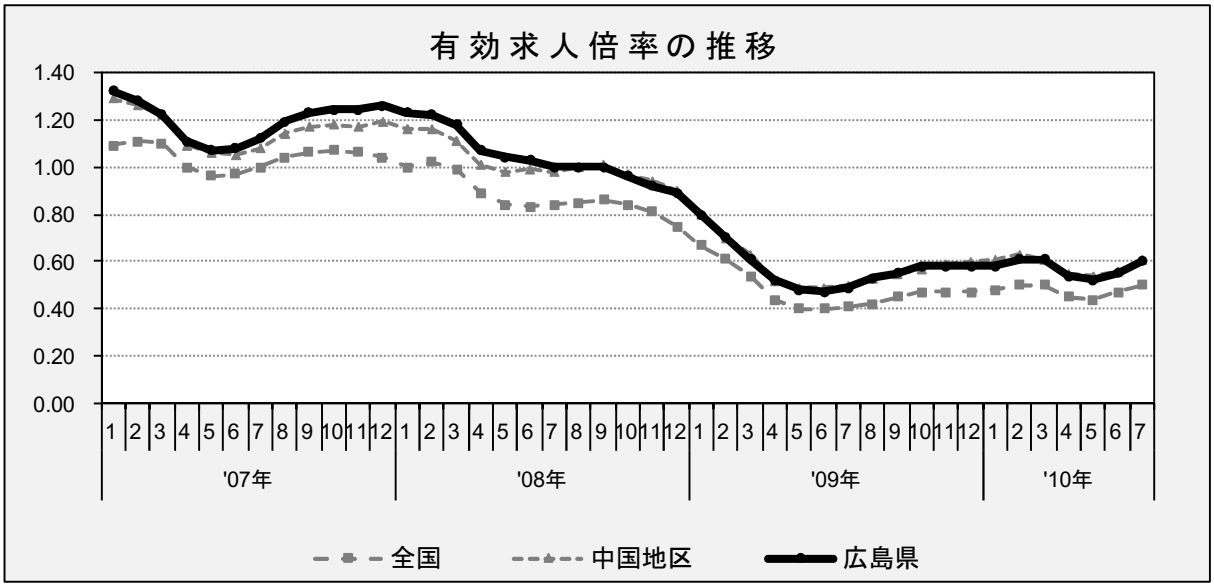

出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」

[1] 全国およびブロック別は原数値、都道府県別のデータは<参考>労働力調査（基本集計）都道府県別結果を使用。労働力調査は，都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道及び沖縄県を除く。)、標本規模も小さいことなどにより， 全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから，結果の利用に当たっては注意を要する。

2.1.5　建設企業数

(1)　建設業許可業者数の推移

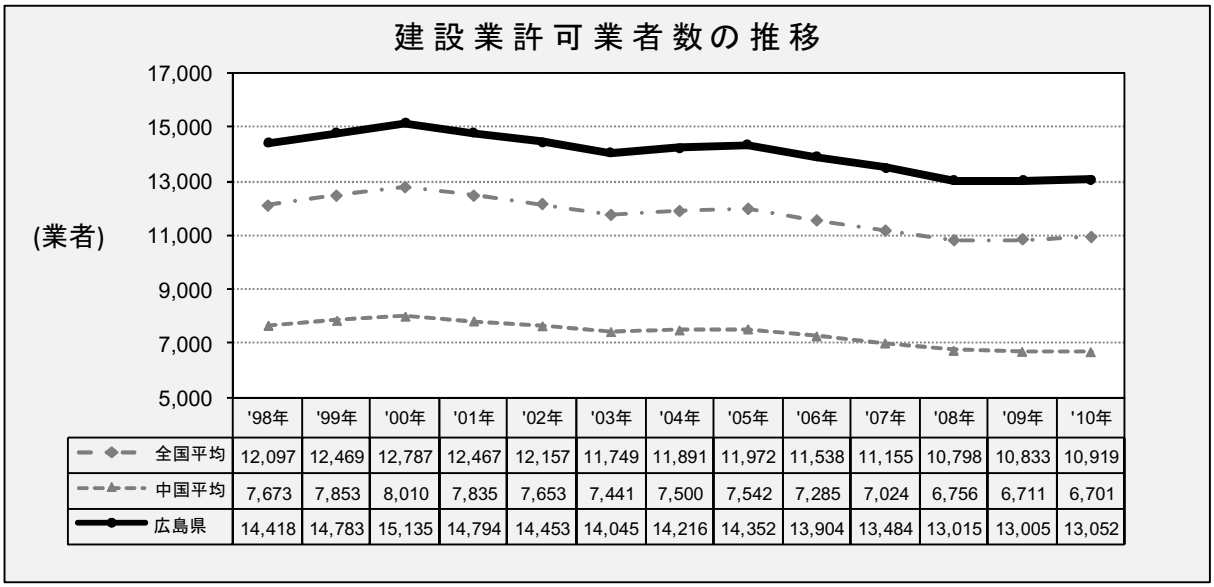

	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年	'10年
全国平均	12,097	12,469	12,787	12,467	12,157	11,749	11,891	11,972	11,538	11,155	10,798	10,833	10,919
中国平均	7,673	7,853	8,010	7,835	7,653	7,441	7,500	7,542	7,285	7,024	6,756	6,711	6,701
広島県	14,418	14,783	15,135	14,794	14,453	14,045	14,216	14,352	13,904	13,484	13,015	13,005	13,052

出典：国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

注　：許可業者数については各年３月末時点の数である。

(2)　建設企業数の推移

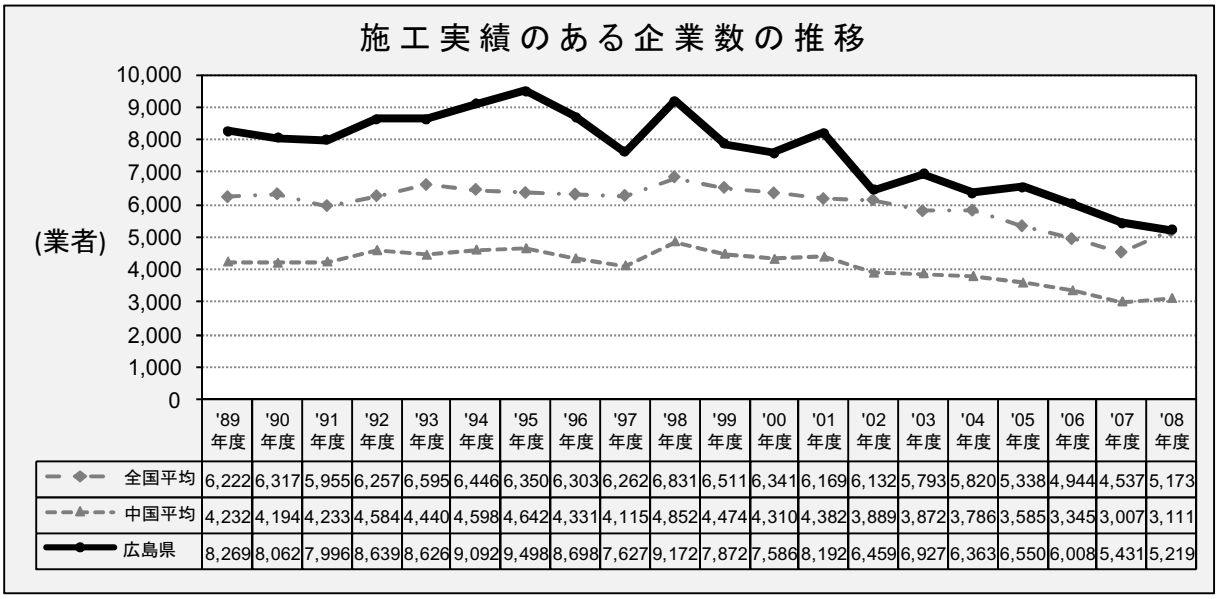

	'89年度	'90年度	'91年度	'92年度	'93年度	'94年度	'95年度	'96年度	'97年度	'98年度	'99年度	'00年度	'01年度	'02年度	'03年度	'04年度	'05年度	'06年度	'07年度	'08年度
全国平均	6,222	6,317	5,955	6,257	6,595	6,446	6,350	6,303	6,262	6,831	6,511	6,341	6,169	6,132	5,793	5,820	5,338	4,944	4,537	5,173
中国平均	4,232	4,194	4,233	4,584	4,440	4,598	4,642	4,331	4,115	4,852	4,474	4,310	4,382	3,889	3,872	3,786	3,585	3,345	3,007	3,111
広島県	8,269	8,062	7,996	8,639	8,626	9,092	9,498	8,698	7,627	9,172	7,872	7,586	8,192	6,459	6,927	6,363	6,550	6,008	5,431	5,219

出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

注　：業者所在都道府県別：主たる営業所（いわゆる本店、本社）の所在する都道府県別に調査結果を集計した数値を使用している。

2.1.6　倒産

(1)　建設業の倒産数の推移

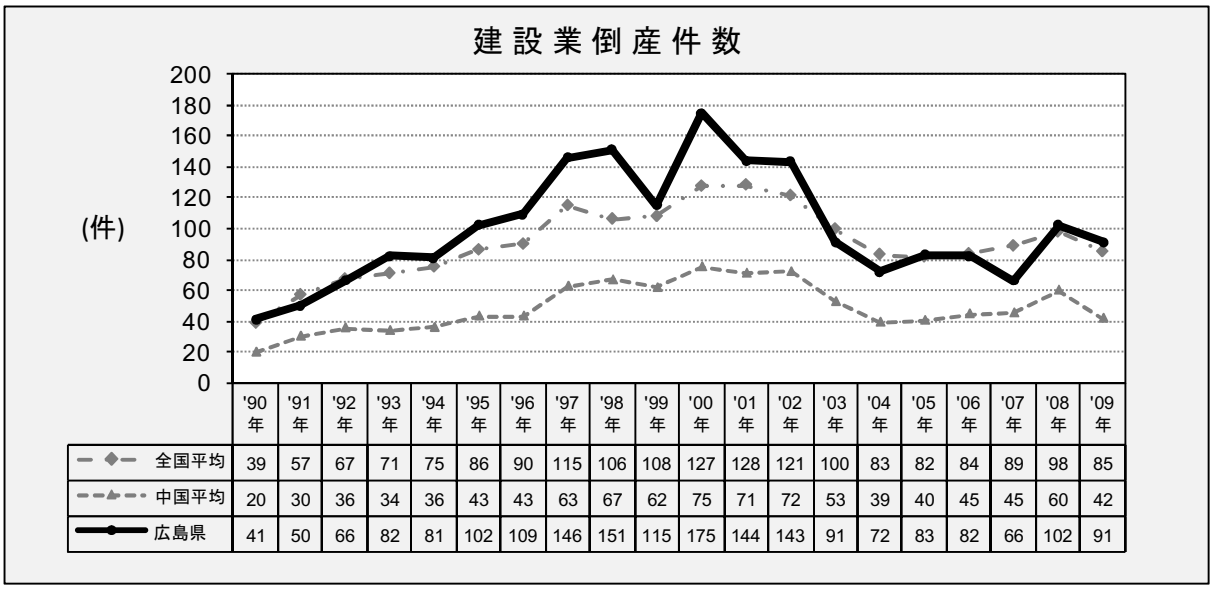

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	39	57	67	71	75	86	90	115	106	108	127	128	121	100	83	82	84	89	98	85
中国平均	20	30	36	34	36	43	43	63	67	62	75	71	72	53	39	40	45	45	60	42
広島県	41	50	66	82	81	102	109	146	151	115	175	144	143	91	72	83	82	66	102	91

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

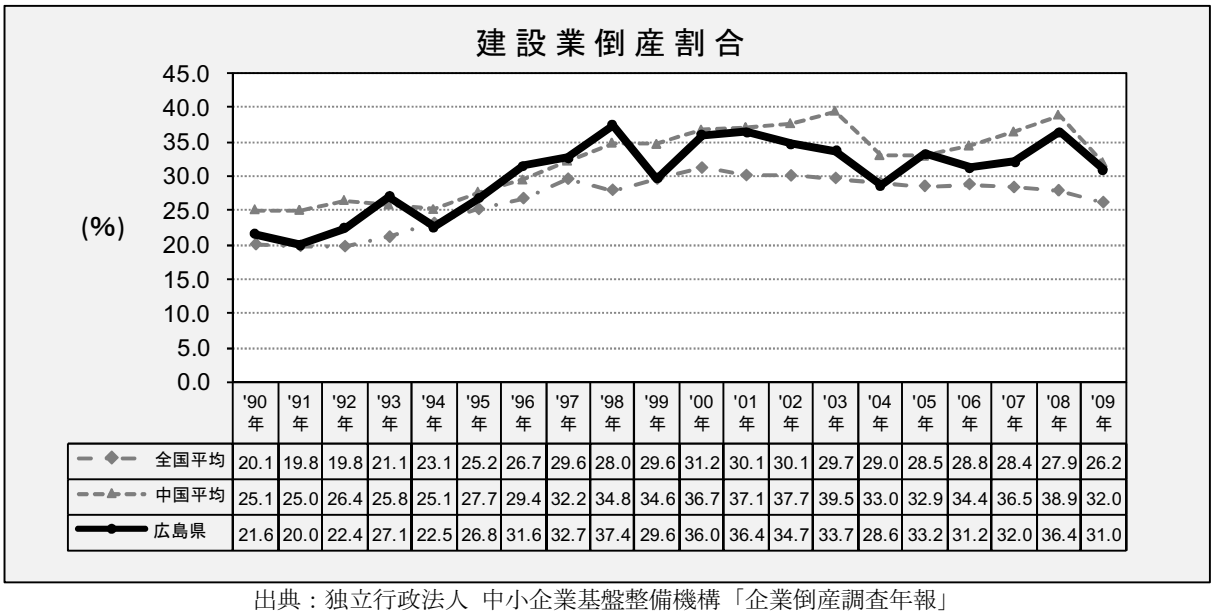

	'90年	'91年	'92年	'93年	'94年	'95年	'96年	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年	'05年	'06年	'07年	'08年	'09年
全国平均	20.1	19.8	19.8	21.1	23.1	25.2	26.7	29.6	28.0	29.6	31.2	30.1	30.1	29.7	29.0	28.5	28.8	28.4	27.9	26.2
中国平均	25.1	25.0	26.4	25.8	25.1	27.7	29.4	32.2	34.8	34.6	36.7	37.1	37.7	39.5	33.0	32.9	34.4	36.5	38.9	32.0
広島県	21.6	20.0	22.4	27.1	22.5	26.8	31.6	32.7	37.4	29.6	36.0	36.4	34.7	33.7	28.6	33.2	31.2	32.0	36.4	31.0

出典：独立行政法人 中小企業基盤整備機構「企業倒産調査年報」

2.2　広島県建設企業の経営分析データ（経営分析分科会からの提供資料）

（1）売上高営業利益率

広島県全体の売上高営業利益率は、－4.32%と全国（－2.82%）、中国ブロック（－4.09%）と比較しても低くなっている。都道府県別では、広島県の値は全国で 5 番目に低くなっている。

業種別では、2009 年度は「土木」が－4.99%と最も低くなっている。ただし、「土木」は 2008 年度に大きく低下したものの、2009 年度は若干の回復がみられる。一方、「設備」は 2009 年度に大きく低下している。

売上高別では、「5 億円以上」からプラスに転じているものの、全国（3 億円以上からプラス）と比較しても収益環境は厳しいものと推察される。

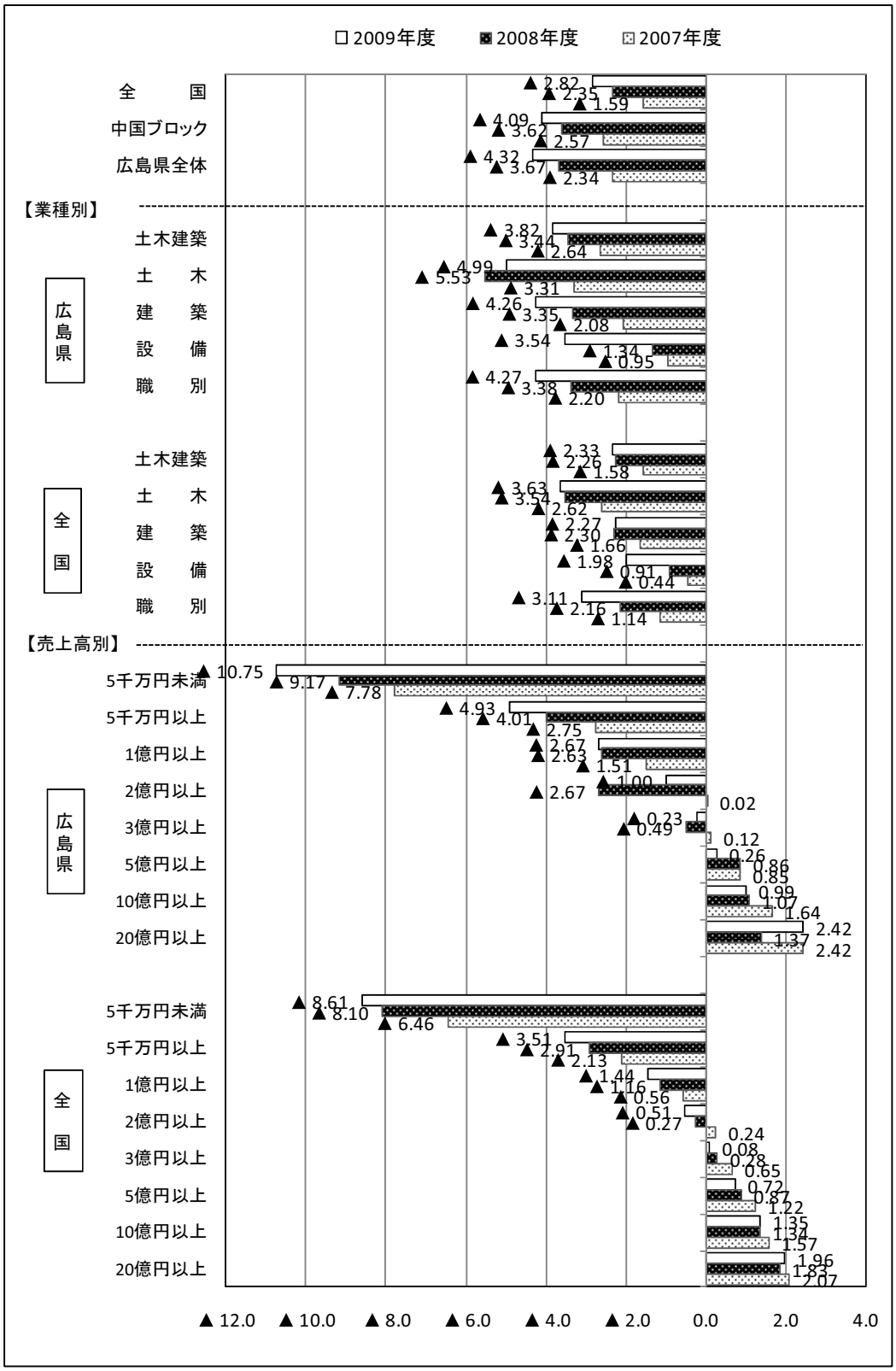
□2009年度
■2008年度
▨2007年度
全　国
中国ブロック
広島県全体
【業種別】
広島県
土木建築
土　木
建　築
設　備
職　別
全国
土木建築
土　木
建　築
設　備
職　別
【売上高別】
広島県
全国
5千万円未満
5千万円以上
1億円以上
2億円以上
3億円以上
5億円以上
10億円以上
20億円以上
▲12.0
▲10.0
▲8.0
▲6.0
▲4.0
▲2.0
0.0
2.0
4.0

（２）売上高経常利益率

「売上高経常利益率」では、福島県と同様、値の上昇がみられ、営業外損益がプラスであることが分かる。

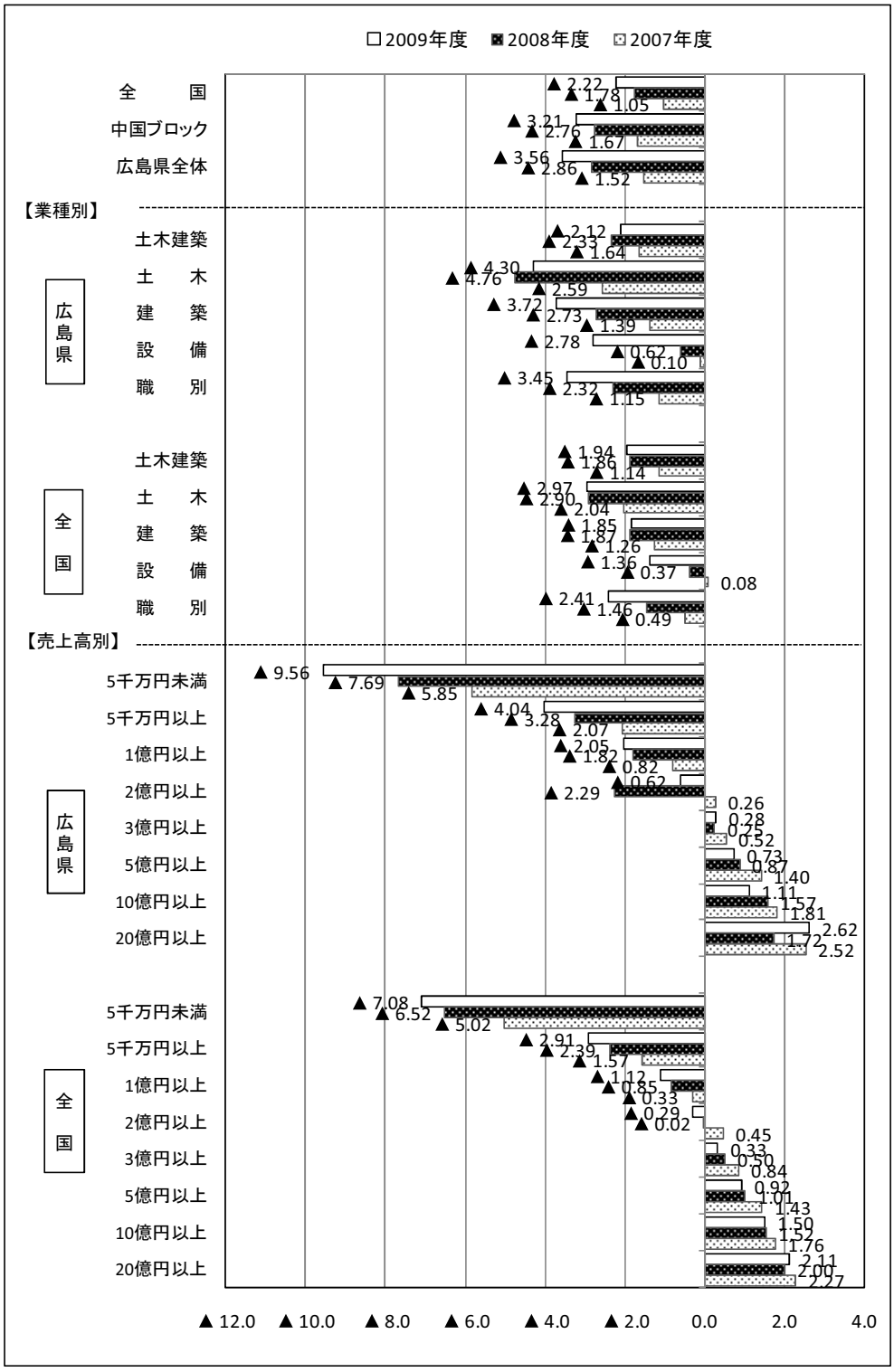

（３）借入金依存度

広島県の借入金依存度は、62.41%と全国（51.27%）、中国ブロック（54.55%）と比較しても高く（悪く）なっている。また、都道府県別にみても全国で 3 番目に高い値となっている。

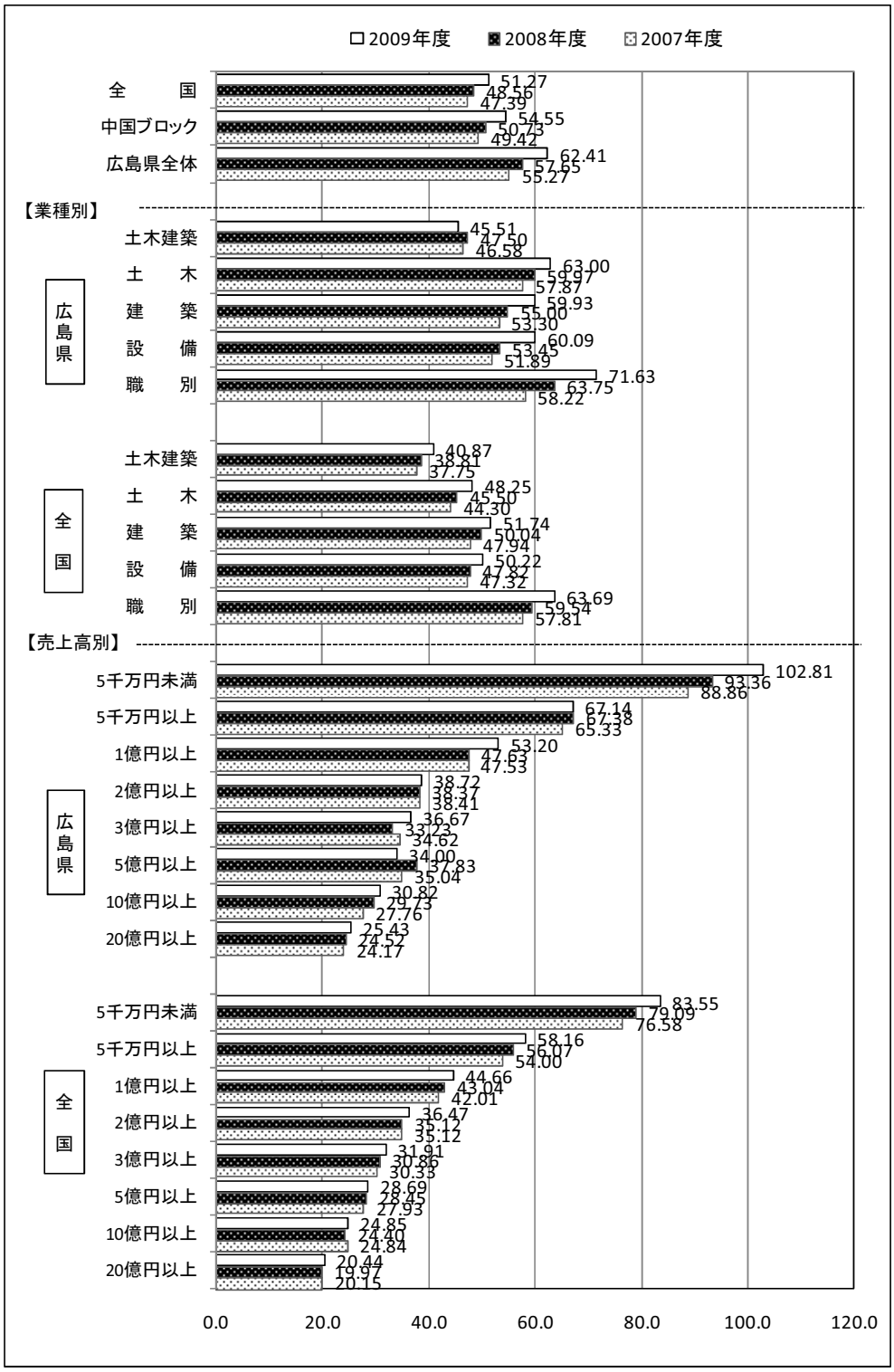

2.3 現地視察記録

建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会
地域サポート分科会　広島県現地視察報告

参加者

検討委員会委員・分科会委員

成蹊大学　経済学部　教授	井出 多加子
日本大学　経済学部　教授	中川 雅之
(財)建設業技術者センター　理事	大竹 重幸
(財)建設業情報管理センター　理事	赤井 裕司
(財)建設業技術者センター　業務部　調査役	田口 芳一
(財)建設業情報管理センター　西日本支部　支部長	曽川 紫朗
(財)建設業情報管理センター　企画業務部　次長	小川 栄一
(財)建設経済研究所　研究理事	丸谷 浩明
広島県　土木局　総務管理部　建設産業課　課長	國廣 雅文
(社)広島県建設工業協会　事務局長	黒井 成良

広島県

広島県　土木局　局長	高垣 広徳
広島県　土木局　総務管理部　建設産業課　主任主査	中島 茂樹
広島県　土木局　総務管理部　建設産業課　専門員	天川 充弘

(社)広島県建設工業協会、広島県内建設企業

(社)広島県建設工業協会　会長	伏見 暁
(社)広島県建設工業協会　副会長	檜山 典英
北備建設(株)　代表取締役	松森 悦子
森信建設(株)　代表取締役社長	森信 秀樹
豊平建設(株)　代表取締役	古武家 資之
(株)風呂迫建設　代表取締役	風呂迫 聖吾

事務局

(財)建設経済研究所　特別研究員	松本 直也
(財)建設経済研究所　総務部　部長	池田 国広
(財)建設経済研究所　研究員	比江島 昌
(財)建設経済研究所　研究員	岡田 康男
(財)建設経済研究所　研究員	浅利 仁

現地視察日程

日　時　11 月 24 日（水）14:00～15:00
内　容　現場視察「高速 3 号線Ⅲ期下部工事（観音工区）」
対応者　広島高速道路公社 建設部 建設第二課　浦辻和幸氏　佐々木氏
　　五洋・沼田建設工事共同企業体 高速 3 号線工事事務所 現場代理人　高橋文彦氏

日　時　11 月 24 日（水）15:45～18:00
内　容　意見交換会

日　時　11 月 25 日（木）10:15～11:00
内　容　現場視察「新分野取組（農園付貸別荘経営）」
対応者　(株)風呂迫建設 代表取締役　風呂迫聖吾氏

日　時　11 月 25 日（木）13:45～14:45
内　容　現場視察「新分野取組（キムチ製造販売）」
対応者　北備建設(株) 代表取締役　松森悦子氏

現地視察記録「高速３号線Ⅲ期下部工事（観音工区）」

１．工事概要

工　事　名　高速３号線Ⅲ期　下部工事（観音工区）
工 事 種 別　土木工事
工　　期　平成 21 年 10 月 2 日～平成 23 年 11 月 30 日
工 事 箇 所　広島県広島市西区観音新町 4 丁目
発　注　者　広島高速道路公社
請　負　者　五洋・沼田建設工事共同企業体
高速道路　広島市及びその周辺の都市機能をより高めるため、都市交通の高速性・定時性
事業概要　を強化する広島高速道路を整備することを目的とする。
高速 1 号線～5 号線　25 年度末までに整備。一部供用開始済み。
工 事 概 要　広島高速 3 号線Ⅲ期終点部の入り江において、10 基の橋脚（KP1～KP10）を施工するものである。
基礎工：鋼管ソイルセメント杭
（φ1200／φ1000、L=24.5m～33.5m）145 本　＊現在施工中
橋梁下部工：張出式 PC 梁（H=13.3m～19.6m）10 基
磁気探査工：17741m²
仮設工
進入用仮橋工：1 式　　二重締切上仮桟橋工：1 式
二重締切工：1 式　　地盤改良工：1 式
橋脚土留工：1 式



２．事前質問に対する説明

（1）工事概要

上記参照

（2）現場の組織・人員体制

一次下請 10 社、二次下請 10 社、三次下請 1 社の計 21 社で現在まで施工中である。役割分担については、工種別に測量、調査ボーリング、土工事、仮設工事、基礎杭工事、RC 橋脚の躯体工事、鉄筋工事、型枠工事、鉄筋ガス圧接をそれぞれ専門工事業者に分けて発注している。

本日現場では、技術者は JV 職員 7 名、労働者は 35 名が作業を行っている。作業員の年齢構成については、今まで入ってきた人数が 237 名であり、10 歳台が 2 名（0.8%）、20 歳台が 30 名（12.7%）、30 歳台が 55 名（23.2%）、40 歳台が 65 名（27.4%）、50 歳台が 44 名（18.6%）、60 歳台が 39 名（16.5%）、70 歳台以上が 2 名（0.8%）となっている。40 歳台が最も多く、30 歳台、50 歳台と続く構成である。

現場の勤務状況だが、9 月中旬から本格的な躯体工に入り、工期的にきびしいため、現場の休日は日曜日のみである。土曜日及び祝日は、作業状況や工事の進み具合で、工種ごとに調整し、休めるときに休むようにしている。作業時間は原則 8:00～17:00 であり、コンクリート打設や鋼管ソイルセメント杭など最後まで終わらないと終了できない工種では、17:00 を超える場合もあるが、残業は殆どない。

（3）発注者とのコミュニケーション

発注者に対しては、工事進捗状況の報告として、週ごとに履行報告書、月ごとに進捗状況報告書を、写真入り、進捗率入り書面で報告している。

契約変更その他不測の事態が発生した際、発注者対応が必要な場合の協議方法としては、協議書、承諾書、指示書の書面でのやり取りを原則としている。軽微な事項については、口頭の打合せを行い、打合せ記録簿を後日提出する場合もある。

（4）作業従事者への配慮について

暑さ対策、休憩時間など対策をとった事例としては、現場内に日陰がないため、テントと椅子を作業場所付近に設置し、スポーツドリンク等を用意し、適度な水分補給を励行し熱中症対策に努めた。休憩時間は 10 時、15 時という通例の休憩時間にとらわれず、疲れた場合や喉が渇いたらすぐに休むという具合に、1 時間ごとを目安にこまめに休憩をとるように指導している。

朝礼時には、毎日健康チェックシートで作業員全員の健康確認をしている。必ず作業開始前に危険予知活動を行っているが、その時に職長を中心として顔色確認を行っている。

（5）社会貢献、環境の配慮について

土曜日に一斉清掃をしている。また、草刈りや道路保全も行っている。環境に配慮した取組みとしては、民家の近くで桟橋の築造を行っているので、防音シートを敷設するなど、騒音を下げる工夫をした。また、騒音・振動計で監視し、それを表示して、騒音レベルや振動レベルを一般の方が見られるよう公開している。

元請企業として実施している社会貢献活動としては、支店主体で太田川の清掃など地域清掃活動に参加、エコキャップ運動（ペットボトルのキャップを集め発展途上国へワクチンへ送る活動）に参加、CO2 削減に向けて職員一同チャレンジ 25 に参加、などを行っている。



３．その他質疑

Q：	作業員のうち、どういった職種の方に高齢者が多いのか。
A：	60 歳以上で最も多いのはダンプの運転手。70 歳台の 2 名は一人がダンプの運転手。もう一人は土工の手元である。
Q：	若い方はどういう職種が多いのか。
A：	10 歳台の 2 名は JV 職員 1 名と鉄筋組立工が 1 名。20 歳台の多くは専門職で、測量や調査ボーリングなどであった。
Q：	本工事は大きな工事という認識でよいのか。
A：	そう思う。

Q：	本工事は五洋・沼田 JV で行っているが、この規模の工事では、こういった全国的な建設会社と地元建設企業での JV という形で行うのが標準的なのか。
A：	地域貢献と技術力の面の両方を考えると、技術力としては全国展開しているゼネコンということになり、地元への技術の普及及び地元貢献として JV ではサブで地元建設業者が入る形が標準的である。
Q：	発注条件として JV に地元企業を入れるという要件にしているのか。
A：	そうである。
Q：	出資比率はどうなっているのか。
A：	五洋：沼田＝70：30 である。
Q：	チャレンジ 25 に登録したことに対し、給与への反映などの評価はあるのか。
A：	給与への反映はないが、支店の目標として環境活動への積極的な参加を掲げている。意識レベルを高める目的である。登録数などは支店で把握している。
Q：	施工体系図は外に張り出しているか。
A：	掲示している。一般の方の目に触れる場所と現場内での掲示を行っている。
Q：	施工体系図の掲示は、宣伝にもなると思われるが、若干見づらいように感じる。
Q：	社会貢献についてであるが、五洋建設のアピールにはなるが、下請企業のアピールについては何かアイデアはあるか。
A：	新規入場者教育などで下請に対して環境・品質について口頭やビデオで教育をしているが、下請企業のアピールというと実際の活動としては具体的には難しい。 現場で行っている清掃活動や道路保全などは、当然 JV と協力会社で行っている。
Q：	磁気探査は不発弾に関するものか。
A：	その通り。保安部の指導で、工事を始める前にチェックし、異常があれば確認し撤去することが通常である。
Q：	工事場所は、元々は工業地帯や倉庫だったのか。
A：	元々は海。飛行場も戦後のものである。

Q：	工事安全について、朝礼以外にも気をつけていることはあるか。
A：	毎日昼に各業者が集まって調整を行っている。
Q：	朝礼時には服装などをチェックするのか。
A：	顔色、服装など全てチェックしている。
Q：	二次下請の管理は一次下請がやるのか。元請がやるのか。
A：	作業員の服装等については、元請が二次下請以下もチェックしている。新規入場者教育も元請が行っている。指示命令系統は元請→一次下請→二次下請という流れで行われるが、指示が伝達されたかのフォローは大切である。
Q：	昼の工程調整などは、元請は一次下請とのみ行うのか。それとも二次下請も入って行うのか。
A：	工種によっては二次下請も入る。一つの箇所で作業する場合は一次下請にお願いしている。別々の場所で作業する場合はそれぞれ打合せに参加してもらっている。明確な取り決めはないが、作業の性質次第で二次下請にも入ってもらうことがある。
Q：	一次下請と二次下請の役割分担はどのようになっているのか。
A：	例えば、一次下請の日特建設のラインでは、鋼管ソイルセメントの特許は日特建設が所有しているが、二次下請として河崎運輸機工（鋼管杭の持ち上げのためのクレーン作業）や安永溶接工業（鋼管杭を縦に溶接する作業）を使っている。全体で一つの仕事だが、細かい工事それぞれに資格が必要なので、二次下請が入っている。
Q：	施工体系図の変更経緯が記載されているが、これは施工業者が増えたということか。
A：	工事の進捗により、初めから全ての協力業者が決まっている訳ではない。初めは測量業者から決まる。一次下請業者が決まり、仕事が開始される前に一次下請から二次下請の選定報告が上がってくる。そこで、その都度、施工体系図を更新している。
Q：	下請業者はどのように選定しているのか。
A：	どういった工種があるかを会社の中国支店へ報告し、協力業者を紹介してもらう。その中から見積をとって予算と合う会社を選定する。その後選定した一次下請から二次下請の報告がくる。
Q：	紹介を受けるというのは、JV の構成会社からか。
A：	五洋建設の中国支店からの紹介である。支店で把握している。紹介されるのは、多くは五洋建設と長い付き合いをしている会社である。

Q：	五洋建設にも協力会的な組織があると思うが、日特建設のように特許が絡む場合は除き、一般的な工種は協力会の中から選ぶのか。
A：	その通りである。
Q：	二次下請は一次下請が選定するのか。
A：	その通りである。一次下請も付き合いの長い業者があるので、その中から選定する。
Q：	元請としては、二次下請についてもしっかりした会社に仕事をして欲しいと思うのだろうが、一次下請が選定した会社を元請が知らない場合にどのような対応をするのか。
A：	一次下請に対して、二次下請への指導を徹底するよう再度指導をする。また、二次下請がバタバタするようであれば、二次下請の経営者に一次下請とともに来てもらい、指導を行う。
Q：	どの程度能力があるのかの把握、信頼関係、評判が大切で、それが協力会のような長期的関係につながるのだと思うが、例えば新規業者がとても安い値段で営業をしてきた場合、使うメリットはあると思われるがどのように考えるのか。
A：	よく分からない安い業者や、無理に下請に入ろうとする業者はいるが、まずは支店で吟味、淘汰する。現場に直接営業にこられても、現場で選定はしない。支店へいくように話をしている。
Q：	工事遅延のリスク分担はどのようになっているのか。
A：	発注者から見れば、下請業者ではなくあくまで元請業者に責任があるということになる。発注者が下請業者と直接話をすることはない。（公社） 元請としても、下請業者にペナルティは課していない。（JV）
Q：	例えば二次下請業者が重大なミスをした場合に、発注者が元請に対して負担を求めるのは分かるが、元請も下請に対して負担を求めたいと思うような気がする。そのような場合でも元請が負担するのか。
A：	求償権を設けるという場合はある。（広島県）
Q：	五洋建設は橋梁などの維持管理や補修などはやっているのか。
A：	補修工事は元請として受注し施工している。
Q：	補修工事の規模は小さいのか。

A：	最近橋梁メンテナンスの仕事は多くなってきている。発注が大きな金額になり、入札に参加できる金額の案件になるのであれば、参加して受注するケースもある。
Q：	土木工事は技術力が重要と思われる。価格の勝負と技術力の勝負といった場合に、まず技術力が先にくるものなのか。
A：	国や公社の案件は技術提案型による総合評価入札が大半を占めているので、価格と技術を両方評価した上で落札者を決定する方式が大半である。
Q：	維持管理の工事規模は大きいのか小さいのか。公社発注工事ではまだ出ていないか。
A：	発注はないわけではない。維持管理工事は地元の業者が取れるようにランク付けしている。維持管理は増加傾向にある。
Q：	いくつかの維持管理をまとめてセットで発注という形式はあるか。あれば、工事規模が大きくなると考えられる。その場合でも区切って発注するのか。
A：	維持補修をまとめて発注することはある。区切るかどうかはケースバイケースであるが、方向としては多くの業者に分配する。工事が一連でまとまっているケースや、技術力が必要な場合などは除いて、極力、多くに分配することになる。 県レベルでは ABCD の業者のクラスがあるが、大きな工事がなくなると、、B や C クラス向けの仕事はあるが A クラス向けの仕事がないことになる。
Q：	本工事では、低入札で 2 者が失格になっているが、低入札での失格というのは多いのか。
A：	この例では、数値的に基準値以下であれば無条件で失格となる。品質面を調査して問題があれば失格となる場合と 2 通りである。

現地視察記録「農園付貸別荘経営」

１．事業概要

事業　　欧州で人気の市民農園をモデルにした農園付き貸し別荘の立ち上げ

事業概要と経緯　建設業の発注額の増減に関わりが薄い事業を検討している中で、欧州で団塊の世代に人気がある「小屋を併設した市民農園」のことを知った。そこで、県のアドバイスを受けながら、市民農園をモデルにした農園付き貸し別荘を立ち上げた。社長の個人所有である遊休地を活用する方法をとった。開発規模は第 1 期で 2,000 ㎡の広さに 6 棟、第 2 期で 3,000 ㎡の広さに 9 棟。今後は周囲の遊休地を借りて事業を拡大し、「農園付き貸し別荘の集積地」を作ることも検討している。



２．事業の説明

所有していた土地は先代から引き継いだが原野化した状態であった。景観的にもよくないため何かしなくてはという思いはあったが、アイデアがなかった。建設業界の景気が徐々に悪くなるという予測もあり、危機感も覚えていたため、本業の助けになる副業を何かしたいとは思っていた。

そんな折り、広告のコラムに「滞在型の市民農園が静かなブームになっている」という記事を見つけた。団塊の世代が都会から少し離れた場所で市民農園を利用しているという。これなら自分でもできるかもしれないと思い、現地調査へ行った。広島県内には施設がなく、島根県、岡山県、山口県、兵庫県、愛媛県にあった。いくつか訪ねてみたが、どこも

キャンセル待ち状態で、予想以上に盛況であった。

事業を始めるにあたり世羅町役場へ相談したら、商工会へ話をしてもらえて、経営革新として使える低金利融資や補助があると紹介された。

市民農園法という法律があり、個人が「市民農園」を経営するには農業委員会や行政との契約などが必要である。世羅町から広島県の農林部局へ聞いてもらったところ、1～2 年では難しいとの話であった。一方、農地を宅地に変えて滞在型の農園付別荘にすれば、類似だがすぐにできるようであった。農地を宅地に変えると固定資産税が上がるが、地域的に 5,000 ㎡で 4,000 円ほどが 40,000 円ほどに上がる程度でそれほど高くない。

建設は、当社が建設会社であるため、自社の社員を使いコストを下げることができる。また、15 棟を建てる間の雇用にもなるので事業を始めた。ただ、本業が忙しくなり自社社員では 100%できず、半分程度は下請業者が施工した。

当初 2009 年 6 月に 6 棟が完成した。中国新聞に記事にしてもらえて、記事が出た翌日から引き合いが多くあり、6 棟はすぐに完売した。次に 9 棟を始める際には、6 棟を売り出したときに行ったお客様へのアンケートを参考に計画した。

建設費用は造成から建物まで全てで約 5,000 万円かかった。政策金融公庫からの融資でまかなった。賃料は一年契約（自動更新）で、1 部屋タイプが 36 万円／年、2 部屋タイプは 42 万円／年であり、年間収入は 600 万円弱である。他に農機具の貸出や周辺整備のため若干の金額をお客様から頂いているが、数千円単位である。メンテナンスは草刈り程度でほぼ費用はかからない。収益面では本業の大きな助けになっている。

近隣の農家の方に 1 時間 1,000 円で農業指導をお願いしている。住民が集まって指導を受け、近所の方々とも仲良くしている。地域の方々との交流も進んでいるようである。世羅町は花や果物などの農園が非常に多く、ワイナリーなどもあり立地条件が良かったため、事業も上手くいっているのだと思う。広島県では世羅町のイメージはとてもよいという話も聞く。

世羅町には分譲の別荘もあるが、あまり売れていない。値段が数百万円～数千万円になってしまう。当事業は賃貸なので、1～2 年で契約をやめることができ、年間賃借料も年金暮らしの夫婦でも支出可能な金額である。現在利用されている方は、広島市の方が 3 世帯、福山市から 1 世帯、尾道市から 1 世帯で、他にこちらへ住所を移された方がいる。年齢は 60 歳台以上が 4 世帯、30 歳台が 1 世帯、20 歳台が 1 世帯である。現在キャンセル待ちのお客様が 4～5 組いる。

他の企業から同様の事業を行いたいという相談があり、建築工事を発注してくれるのであれば、事業のノウハウの提供やキャンセル待ちのお客様の紹介も行えると話している。当社では現在 2 期まで行い、3 期まで計画しているが、他の企業が事業を行うのであれば、当社は施工だけで経営はやらなくてもよいので、3 期計画は延期することも考えている。将来に対しては不安もあり、本業を助けるための副業であるので、逆に本業の足を引っ張ってしまっては困る。

当方で企画するイベントは近隣の藤園への招待と梨狩りくらい。入居者が収穫祭をするということで逆に招待を受けたこともある。

住民から当社への要望事項としては、防犯灯や風よけネットの設置などがあった。経営革新の事業と認められたので、過疎地域の建設業に対する約 150 万円の補助を受けられ、これをそれらの設置に利用した。他にパンフレットの作成、ホームページの開設、看板の設置などにも利用した。

空き家が発生した際に、どのように PR するかが問題だが、県外への PR を考えている。四万十川の施設には東京などからも利用者がいるので、当社でも大阪や福岡からの利用者を模索している。

本事業により、社員の士気が上がった。社員が客先でもよく話題にしているらしい。こういったプラス面もあると思う。



３．質疑回答

Q：	建設業のノウハウと貸別荘のノウハウは似ているのか。
A：	経営的には必ずしも同じではないが、建物建築は自前で施工できるため、他業種がやるよりは優位である。従業員の雇用にもなる。また、当社は賃貸住宅の経営を始めていたので、その管理のノウハウは活用できた。
Q：	従業員を１名付けているとのことだが、１名のみでよいのか。
A：	お客様の要望や、受付の窓口として事務員１名つけている。その者も、主に建設業の事務員をしている。
Q：	農地転用は難しいとよく言われるが、農地転用について伺いたい。
A：	農業振興地域であり、農業振興地域の解除と農地転用をほぼ同時に行う手続きとなる。手続きはそれほど難しいものではなかったが、当該農地が原野化していたので木を伐採した方がよいと思って伐採したら、造成ありきではないかと指摘され、受付けが遅れたことがあった。 世羅町には荒れた田畑がたくさんあり、農業をしたい方も多いのだから、滞在型の家を建てて利用してもらえればたくさん来ると思う。ただし、農地を他の人に貸すこと農業委員会との関係が出てくるし、宅地にすると農地転用の手続きや費用が発生する。

現地視察記録「キムチ製造販売」

１．事業概要

事業内容　韓国で製造ノウハウを学び、地元の白菜を使ったキムチの製造・販売

事業概要と経緯　新事業を模索する中で、取引先の韓国の人からキムチの製造販売を提案された。ノウハウも設備もなく難しいと感じたが、社長自ら毎月1 週間から10 日間、知り合いを頼って韓国の工場を訪問する日々を1 年半続けて、生産工程を学ぶことができ、事業化に着手した。「女子高生キムチ」というネーミングも話題になり、TV 番組で取り上げられ、大手卸業者の展示会に参加する機会も増えている。今後は工場生産の体制拡大を検討している。

事業立ち上げ当初から、建設業と併行しての製造ラインの教育や販路の開拓など、様々なトラブルに見舞われながらの社長の頑張りが印象的であり、安易に新分野に取り組んだわけではないことがよく分かった。



２．事業の説明

新分野に進出した背景としては、地元の建設工事が減ってきて、競争が激化していることがあった。それまで、肥料、塗料など実験的に手がけたことはあるが、なかなか上手く行かなかった。

その後、工事を頂いた韓国の方から、キムチ製造を熱心に勧められたので、韓国へ訪問した。韓国にキムチの奥の深さを感じ、料理に興味もあったため、帰国後キムチ作りには

まった。社員をモニターに 1 年半ほどキムチの研究をした。工場は、庄原市に相談し、工場跡を紹介された。敷地面積が約 2,800 ㎡、工場建物が 530 ㎡である。水道設備がなかったため、地下水をくみ上げる設備や濾過設備などにコストがかかった。広島県の中小企業経営革新における建設業の新分野進出の認定を受けた。

キムチを工場生産するノウハウがなかったため、韓国の工場を見学し、熱心に訪問するうちに機械業者を紹介してもらったりした。機械は韓国から輸入し、ウォン安もあって国内からよりかなり安く済んだ。

「女子高生キムチ」というネーミングには賛否両論あったが、注目されるにはインパクトのある名前が必要と決定した。庄原市出身の漫画家瀬尾公治先生にパッケージの絵を依頼したところ快諾頂けて、パッケージが完成した。

全国ネットの TV 番組で紹介され売上が伸びたが、ある技術的問題に直面し、解決したが、現在、収益はとんとんである。今後は海外進出も考えている。フリーズドライのキムチとラー油に興味を持ってもらっている。

事業立ち上げ当初は、建設業から 3 名、地元採用を 7 名の 10 名でスタートした。全員ゼロからのスタートであり、悪戦苦闘しながら、自分もこれ以上働いたことがないくらい働いた。現在は地元採用の 7 名の体制で行っている。地元の野菜をなるべく使っているので、地元に貢献できていると思う。また、アンテナショップ等で庄原市の PR もできたと思う。

建設業では地元のお客様しか相手にしてこなかったが、食品では市場が全国になる。こういったチャレンジを見ることにより、地元も頑張る気持ちになるのではないか。



３．質疑回答

Q：	建設業から 3 名食品部門に移ったとのことだが、どのような仕事をしていた人が食品部門ではどのような仕事をしたのか。
A：	一人は 1 級土木施工管理技士であった。丁度仕事がなかった時期であったため、キムチの営業から取引先との調整まで、あらゆることをやってもらった。残りの 2 人は現場の一般作業員であったが、工場内でキムチの製造をやってもらった。半年後には建設業が忙しくなり、建設部門に戻した。食品売上のピーク時には多忙になったため、建設部門からの応援や地元でパート採用するなどした。
Q：	建設業から食品に移る際に、社員に抵抗はなかったのか。
A：	特にはなかったと思う。建設業とは異なった仕事を楽しんでいた部分もある。
Q：	今後も建設業から食品部門へ人を異動させることはあるのか。
A：	仕事の状況を見ながらになる。2～3 年は災害復旧の工事があり、忙しい時期が続くと思われるため難しいだろう。その後は異動もありえるが、建設業からの異動先としては、工場内での製造作業よりも、原材料の製造や配送の方がいいのではないかと思う。

３．宮崎口蹄疫調査

口蹄疫に際する建設業団体、建設企業の貢献に関する現地調査

ヒアリング先

（社）宮崎県建設業協会　永野会長、岡田専務理事、本田常務理事

同　宮崎地区建設業協会　川上会長

同　高鍋地区建設業協会　河野会長、津房副会長、井尻副会長

当方

（財）建設経済研究所　丸谷研究理事、小室研究員

（財）建設業情報管理センター　山元事務局長

調査日程

10 月 6 日(水)

AM　東京～宮崎移動

PM　高鍋地区建設業協会　ヒアリング

川南町現場視察

10 月 7 日（木)

AM　宮崎県建設業協会、宮崎地区建設業協会ヒアリング

PM　県庁関係者挨拶・ヒアリング

宮崎～東京移動

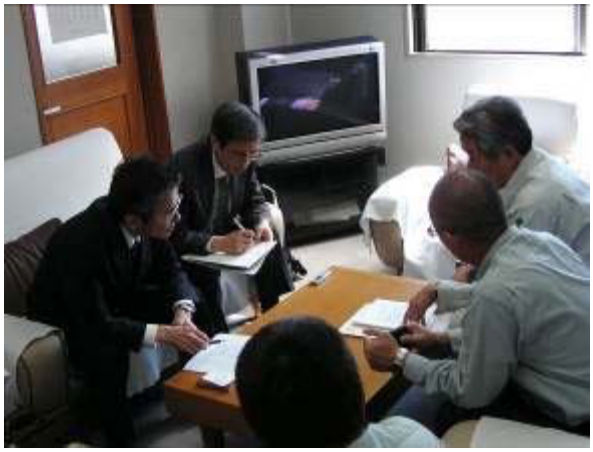

高鍋地区建設業協会ヒアリングの様子



宮崎県建設業協会、宮崎地区建設業協会ヒアリングの様子

第１　事実関係の整理

１．口蹄疫の発生状況



（出典：宮崎県口蹄疫復興対策本部「口蹄疫からの再生・復興方針」資料 14）

２．発生状況の経過

感染初期	4月19日	役場から宮崎県建設協会高鍋地区河野会長に重機・オペの依頼あり。
	4月20日	都農町で国内10年ぶりとなる口蹄疫発生確認。県が防疫対策本部設置（以下　県対策本部）。 ・確認農場を中心とする半径10kmを移動制限区域及び20kmを搬出制限区域として設定した。 ・口蹄疫が人間に感染しないことを公表 ・口蹄疫に感染した家畜の肉を食べても人体に影響が無いことを公表
	4月25日	殺処分対象家畜、1000頭を超える。
感染多発期	5月4日	殺処分対象　2.8万頭を超える。
	5月7日	県知事名で　宮崎県建設協会会長宛に「口蹄疫防疫対策へのご協力のお願いについて」が発行された。（文書取扱　は畜産課：資料1）
	5月11日	宮崎県建設協会会長から各地区会長宛てに協力要請が示達された。（資料2）
	5月12日	県内新聞（全国紙含）と県HPで県知事から県民へ口蹄疫の概要・注意点等が通達。（資料3）
	5月17日	政府が全閣僚による対策本部を設置。殺処分対象10万頭を超える。
感染拡大期	5月18日	非常事態宣言　（資料4）
	5月19日	口蹄疫対策本部「基本的対処方針」通達される。（資料5）
	5月22日	ワクチン接取開始
	5月26日	国による強制殺処分を可能にする口蹄疫対策特別措置法（特措法）案が衆院農林水産委員会で全会一致で可決。殺処分対象　15万頭を超える。
	5月28日	口蹄疫対策特別措置法成立
	6月4日	口蹄疫対策特別措置法施行　（資料6）
	6月9日	農水省から国・独法・他都道府県からの支援人数発表。 （国・独法：延9900人、他都道府県：延4047人）
	6月7日	県が保健師らで構成する「こころと身体の健康支援チーム」を設置（資料7）
	6月17日	県対策本部長（東国原知事）より県民に消毒の徹底通達（資料8）
	6月24日	農水省（消費・安全局長）口蹄疫防疫措置実施マニュアル　通知（資料9） 県対策本部が疑似患畜確認農家へ支援措置通達。（資料10） 疑似患畜殺処分終了199,293頭。
	6月28日	宮崎県口蹄疫復興対策本部を設置
	6月30日	ワクチン接種家畜殺処分終了　76,756頭。
終息期	7月1日	県内全域に宣言した非常事態を一部解除 農水省（消費・安全局動物衛生課長）口蹄疫に関する家畜排泄物についての通知（資料11）
	7月16日	農水省　口蹄疫に伴う関連対策（農家への手当金、出荷対策等）通知（資料12）
	7月27日	非常事態宣言の全面解除（資料13）
	8月19日	県対策本部より「口蹄疫からの再生・復興方針」発行（資料14）
	8月27日	県知事より「「口蹄疫」終息宣言」（糞尿の堆肥化終了）（資料15）

（出典：新聞記事、農林水産省 HP、宮崎県 HP より作成　　）

３．市町村における影響と殺処分家畜頭数

市町村	感染疑い初確認日	終息日	殺処分頭数
都農町	4月20日	7月16日	16,207
川南町	4月21日	7月18日	167,571
えびの市	4月28日	5月13日	672
高鍋町	5月4日	7月18日	30,267
新富町	5月16日	7月18日	20,945
木城町	5月21日	7月18日	27,222
西都市	5月23日	7月5日	18,872
都城市	6月9日	7月2日	238
日向市	6月10日	7月3日	1,821
国富町	6月16日	7月8日	243
宮崎市	6月18日	7月27日	4,591
合計			288,649

（出典：宮崎県口蹄疫復興対策本部「口蹄疫からの再生・復興方針」資料 14 より作成　　）

４．防疫対策従業者数（4/20～7/15）延べ人員数

国・独法	約1万4500人
他都道府県	約5000人
自衛隊	約1万8500人
警察官	約3万8000人
宮崎県職員	約4万8000人
県内市町村職員	約1万8000人
団体（JA等）	約1万6500人
合　　計	約15万8500人

（出典：宮崎県口蹄疫復興対策本部「口蹄疫からの再生・復興方針」資料 14）

５．埋設処分投入重機、作業員実績

重機名	【県協会】延べ数	【内高鍋地区】延べ数
バックホウ	2913 台	1909 台
ダンプ・キャリー	1,664 台	977 台
ユニック・アルミトラック	272 台	0 台
タイヤショベル	513 台	520 台
フォークリフト	86 台	0 台
ブルドーザ	153 台	0 台
クレーン15.25t	36 台	0 台
メンク	54 台	0 台
発電機	1,057 台	775 台
水中ポンプ	562 台	430 台
バルーンライト	371 台	102 台
敷鉄板	27,858 枚	19,150 枚

従事者延べ人数	【県協会】延べ人数	【内高鍋地区】延べ人数
作業員	464 名	0 名
重機オペレーター	4,885 名	3,410 名
消毒ポイント等作業員	1828 名	0 名

（出典：（社）宮崎県建設業協会資料より作成　資料 16　）

６．県内経済への影響

家畜出荷額　　約 825 億円
家畜関連業　　約 478 億円
食肉関連業　　約　89 億円
商工関連業　　約 950 億円
総　　計　　約 2350 億円

（出典：宮崎県口蹄疫復興対策本部「口蹄疫からの再生・復興方針」資料 14）

７．地域の現状

・家畜を埋却した畜産農家の農場等の土地は、法律に基づき 3 年間発掘を禁止され、農作業もままならない。

・口蹄疫の被害を踏まえ、県では補正予算を組んで公共工事の発注を増加させる見込み。県も公共工事を中心とする建設市場の拡大に期待しており、宮崎県口蹄疫復興対策本部の「口蹄疫からの再生・復興方針」にも明記されている。





川南町家畜埋設場所現状

第２　建設業の取組の概要（ヒアリング事項のまとめ）

１．最初に対応が始まった高鍋地区での対応（高鍋地区建設業協会幹部のヒアリング）

(1)　作業の位置づけ

・口蹄疫への対応は、川南町、高鍋町、木城町、新富町、都農町がある高鍋地区建設業協会が最初であった。なお、この地区が口蹄疫の被害が最も大きかった。
・発端は、4 月 19 日に、役所から高鍋地区の建設業協会会長に連絡が来て、最初は作業理由の説明はなく、穴を掘るので重機と人手が必要なので頼むといった要望であった。
・埋却は、10 数頭から始まり、5 月の連休前には牛だけだったが、連休後、豚に感染が確認され、どんどん頭数が拡大していった。その中で、5 月 7 日、知事名（県の畜産課取扱）で宮崎県建設業協会宛に協力のお願い文書が出された。これを受けて、県建設業協会から各支部に協力要請が出され、連絡体制も整備された。
・作業は、県との防災協定の対象ではなく、それを超えるものとの位置づけとされた。
・埋却作業への労災の適用可否について、高鍋地区では説明がなかった。対策本部に労災の適用可否について話す雰囲気ではなかった。

(2)　作業の体制

・初期は町単位の対応であった。その後、5 月半ばになって県が対応に入ってきた。最初は指揮命令がバラバラだったが、対策本部を作ろうということになった。
・高鍋地区の建設業協会では、会長及び 2 名の副会長が対応の中心となった。
・高鍋地区内の元請 21 社（さらに幾つかの協力会社）の建設企業は、埋却作業に忙殺された。全作業従事者のうち 3,410 人が高鍋地区である。21 社の連携で作業が進んだ。
・作業員の多くは、21 社の直傭の作業員であった。協力会社は、安全管理上の観点から信頼がおけるところに限るように、地区協会として指導した。
・宮崎県建設業協会の会長から、県内全支部が協力するという話も出された。しかし、口蹄疫の情報が明らかになり、空気感染するなどの感染拡大の危険性の情報も流れたため、他支部からの応援はできないと判断し、自分の地区は自分で対応することになった。
・各地域の域内で作業が行える人間で作業した。そのため、工程の打合せが徹底的にできた面もある。
・埋却用の土地の選定は建設業の側ではタッチしなかった。町村役場が埋める場所の選定を担っていたと思われる。畜産農家の所有地など、なるべく自分の土地が選ばれたようである。
・高鍋地区の建設会社の数が限られていることから、同地区建設業協会会長の方針で、消毒ポイント等の建設業の人以外でも危険性が少なく対応できるものは他の方々に依頼する

ようお願いし、建設企業は埋設作業に専念することとした。
・ 建設企業の他、自衛隊、JA 独自班、民間ボランティアなどが関与していたが、餅屋は餅屋で仕事を行うこととなった。最前線で埋却作業を行ったのは建設企業であった。
・ 自衛隊には地理勘がなく、案内に消防団などが付いていたようだ。また、自衛隊は大きな機材を持ってきていたが、移動の際に沿道の物を崩したり壊したりしてはいけないという面では、機材の大きさが合っていなかった。また、現場において建設企業側から作業上の連携を依頼・提案しても、上司の命令がないと動けず、現場の判断で対応してもらえなかった
・ 警察官は、全国から派遣され、交通整理をしていた。
・ 対策本部を中心に、最前線の現場が分かっている現地職員をもっと入れるべきと感じた。机上の判断をしており、現場での意味が分かっていないと感じることがあった。

(3) 埋却の作業方法

・ 作業内容は、5mの深さの穴を掘り（穴の大きさは基本的には 6m×20m×5m（深さ））。シートを敷いて動物の死体を投入し、石灰を撒き、埋め戻す。穴を掘って水が出ると、そこはダメとなって他を掘ることになった。
・ 埋却の作業マニュアルはなかった。具体的な方法は建設企業の判断に任されることが多かった。県には、作業のマニュアルを作ってほしいと言い続けた。
・ 埋却する場所の地盤・地質条件により法面の角度、使用する重機の種類、敷鉄板の有無などの判断を行った。
・ 埋却する土地の入口の狭さや接道の制約により使用機材の大きさなども選ぶ必要があった。
・ 石灰は、適量としか指示がなかったため、相対的に少なめに投入した場所、多めに投入した場所もあった。
・ 当初の作業は、丁寧、慎重に行われ、一頭ずつビニールに巻いて足も縛った。1 日 18 頭くらいの処理で終わった。
・ その後、ゴールデンウイーク後に爆発的に拡大したため、作業基準を厳密に守れば作業が間に合わないことから、ある程度効率を重視した作業とならざるを得なかった。
・ 高鍋地区では、多い時には 8000 頭／日を処理し、平均しても 4000 頭／日は処理した。作業が順調に進み始めたのは 5 月半ばぐらいからである。
・ 家畜の死体の穴への投入は、現場にクレーンを入れるのは場所的に難しかったので、掘削機械を使用した。
・ 新聞報道ではクレーン車が使われた地域もあったようだが、高鍋地区ではほとんど使われなかった。大型の建設機材を入れようにも、クレーンは 5～6mの幅員がないと入らない。入口が狭いので入れない土地が多かった。また、地盤が黒土や粘土で軟らかく入れにくい

ところも多かった。入れられる場合にはクレーンを入れたということだろう。
・ 機械も人員も 1 か所にさほど多くは投入しなかった。当初に要請されたように多くの機材や人を一つの現場に回していたら、到底足りなかっただろう。
・ 途中、獣医がいないなどの問題から、建設機械が遊ぶこともあった。

(4) 作業の指示

・ 初期段階では、埋却の工事の発注、指示、相談が、市町村、県の様々な部署から相互に調整なく建設業協会、個別建設企業に対して行われ、指揮命令系統が混乱していた。
・ 県が主導する対策本部ができた後には改善されたが、それでもある程度の問題は続き、県本部の指示も後で覆ったりした。
・ 国（農水省）から県の本部に 2 人来ていたが、作業の全部を指示ができる知見がある人が来てほしい。
・ 初期に作業指示を出した自治体職員の中には、5m 垂直（ノリを切らず）に掘り、掘削後に作業者が底に降りて確認するよう指示する者もいて、建設作業の安全性や事故の可能性の認識不足があった。建設企業から、そのような方法は労働基準局から摘発されると反論せざるを得なかった。
・ 埋却の作業時間の上限等について行政から指示はなく、時間の記録の指示もなかった。判断は建設企業に任され、きりのよいところで終える形だった。実態は、作業時間を管理すべきといっても、人員を何とか配置するだけで精一杯だった。時間外勤務の確認はした。
・ 車の消毒は厳しく行われた。空気感染もあり、衣類からの感染もあると言われた。
・ 建設業協会としては、お願いごと等は、直接の所管部局である県土整備部を通じて農政部へとつないでもらった。
・ 宮崎県では、以前、鳥インフルエンザの埋却に建設企業も関与したが、3～4 日の短期間であったので、建設企業の名前は出なかった。また、鳥インフルエンザが収束した後、今後、建設業の側としてどうしていくか検討はなされなかった。したがって、鳥インフルエンザの経験が今回の作業の役に立ったわけではない。

(5) 作業の準備と調整

・ 高鍋地区建設業協会では、会長は作業の割り振りに追われた。副会長は、重機や作業本部の土地の手配等を行った。
・ 建設機械は、自社のものの使用を嫌がることが考えられたため、すべてリースを使うことにした。県内各地から集めた。機械は、作業終了後、一日かけて消毒して返却した。
・ 大型車両の運転手は、生コンのミキサー車の運転手にも頼んで確保した。
・ 特殊車両である散水車は、北九州など多方面に手配して確保に努めた。
・ 埋却に必要なシート及び石灰は行政から支給された。必要なものを要求し、間に合わせて

もらった。

- 作業用のつなぎは、一人当たり２，３着をもらって洗濯して着替えることとした。なお、行政の作業員等はつなぎを一度使用したら処分して新しいものを着ていたので、その点は差があった。
- ほとんどの作業員が当該作業に従事したため、受注して施工中の公共工事は県や町に要望し工期を延期してもらった。すぐに了解をしてもらえたので、特別な問題にはならなかった。
- 施工中の民間工事はほとんどなかったようで、その遅延のための問題が出たとは聞いていない。従事した建設企業は土木専業が多い。

(6) 作業者の処遇、配慮

- 埋却作業中に事故を起こしたら大変だと皆大変心配をしていた。
- 作業期間中、作業員は、消毒後、自宅に帰り、夜は普通に寝ていた。ただし、早朝から深夜まで作業を行うことも多かった。
- 作業後、ものを食べられなくなった作業員もいた。1ヵ月ぐらいおかしい状態の作業員もいた。現場は動物の死体の様々な状況から、精神的に厳しい状況であった。
- 建設企業の中にも、口蹄疫にかかった家畜を本当に殺す必要があるのかについて疑問を持っている人もいた。
- 幼稚園のヤギなども殺さなければならなかったが、その作業に当たる作業員は、園児から泣かれるなどつらい思いをした。

(7) 費用の支払い

- 金銭面では、1週間ぐらいはボランティアでやろうという話もあった。しかし、埋却が相当の業務量になってきたので、費用の支払いを受けることにした。
- 契約単価は、昼夜兼行の特殊な条件の作業であり、当初、通常よりかなり多い賃金がほしいと要望したりもした。実際には公共事業の単価となった。
- 副会長が県の会計課と調整して、埋却作業について請書で単価契約をした。
- 人の日当と機械のリース料が積算で対象になったが、会社の経費は含まれない。経費がつかないので、経営的にはメリットのある業務ではない。
- 日当は、一日の実作業時間では読めないので、一日単位としてせざるを得ない状況であった。
- 残業は全部積算でみていた。
- 埋却作業の支払いは、1ヵ月遅れでの清算払いだった。この支払いについては、基本的に県がよく対応してもらったと考えている。

(8) 作業を実施した上での評価・思い

- ほとんど休みのない過酷な作業だったが、強い使命感で実施できたと考えている。
- 高鍋地区として、対応終了までに 3 カ月がかかった。埋設処理を何より無事故で終わることができたことでほっとしている。
- 早い段階から、口蹄疫の多少の知識だけでも、埋却作業に当たる建設企業に説明してほしかった。また、口蹄疫の発生が知れ渡った後も、口蹄疫の人体への危険性、必要な作業上の対処など基本的事項のしっかりした説明は行われなかった。この点はぜひ改善してほしい。
- （10 月初め時点で）埋却現場周辺には畜産小屋に牛や豚が全くいない。畜産以外の産業があまりない中で、生活は大丈夫なのか心配である。
- 既に、建設業で当面、雇用をしてもらえないかと畜産農家から要請を受けている建設企業もある。

2．拡大期における宮崎県内での対応（宮崎県建設業協会幹部、宮崎地区建設業協会幹部のヒアリング）

(1) 消毒ポイントでの作業

- 高鍋地区以外の地区（発生地域の隣接地域など）では、建設業は埋設作業以外にも消毒ポイントでの作業も依頼を受けて実施した。建設作業員とガードマンが対応した。
- 県外に蔓延させないという意識から、建設企業も消毒作業を担った。鹿児島県の黒豚に蔓延したら大変だった。
- 宮崎地区では、消毒ポイントの業務は毎日指示された。宮崎市内 36 か所を 3 人体制で 24 時間対応した。大変な作業であり、7 月 28 日の収束までずっと対応した。
- 人の確保の面では、交通誘導のガードマンが不足したので、その確保の段取りをした。ガードマン会社も協力してくれた。
- 消毒ポイントでの消毒作業は、他の業種やボランティアも実施していた。
- 消毒ポイントでの作業に際する支給品は、防護服、消毒液であった。
- 消毒作業には、経費の支払いが行われない場合があった。特に財源が乏しい町村の場合には支払われない場合が多かったようである。

(2) 作業の体制（宮崎地区等の埋却・消毒の双方。以下同じ。）

- 宮崎地区では、5 月 22 日に口蹄疫発生の第一報が入った。指揮命令の一本化が大事で、効率的な行動をすべきと、宮崎地区の建設業協会から宮崎市に申し入れた。その後、宮崎市役所の土木部長に指示の一本化を確立し、作業をした。

・県警の機動隊も延べ１万６千人来ていた。
・自衛隊は、50 名でパワーショベル 2 台しかもっていなかった。災害対策班のプロ編成ではなかったようだ。埋め戻しの際に、表層と深部の土質を混ぜてしまうなどの問題もあった。

(3) 作業の指示

・全般に、誰が指揮官なのかの一本化が遅れ、そのことが、対応が遅れた原因ではないかと思われる。
・宮崎県建設業協会の会長も、３、４回は県の対策本部に行って要請や調整をした。

(4) 作業の準備と調整

・埋却作業については、先に口蹄疫の対応が始まっていた高鍋地区で出動した建設企業の経験・ノウハウについて行政が報告を受け、それを活かした埋却作業マニュアルが作成された。
・対策本部のマニュアルを踏まえて前の日から準備し、翌朝早くから作業に取り掛かることができた。
・日南などでは、市の職員と建設業協会が打ち合わせて、埋設ポイント、消毒ポイントもあらかじめ決めていた。それで最小限の感染拡大で食い止められたと考えている。
・1 か所に重機、石灰、用具をまとめて待機させた。建設業は段取りが一番の武器であり、それがあれば力が発揮できると考えている。
・宮崎県のレンタル協会の協力を得て、掘削機械、照明、覆工板(２万７千枚)などを調達した。同協会の支援は大きかった。
・国土交通省の宮崎工事事務所の所長にも、データを提供して状況を説明した。いろいろと尽力を頂いた。

(5) 作業者の処遇、配慮

・作業員の人的災害をいろいろと想定して心配していた。
・埋却作業に当たった建設企業の作業員の中にも、何人か、心理的に健康を害した者が見受けられた。
・心のケアに対応していた保健所が建設企業を訪れることはなかった。心のケアのパンフレット（県の HP に掲載）も使わなかった。
・作業員の被害には、石灰やけどや、消毒の噴射の際に作業着に穴が開いてけがをした、などもあった。
・労災保険が作業に対して適用になるかどうかについて、各現場には伝わっていなかった。なお、県の県土整備部は、埋却作業は業務委託であり、労働基準局にも確認して労災の対

象になると県の建設業協会にも説明したとのことで、伝達が上手くいかなかった。
- 消毒ポイントの作業は、業務委託かどうか（ボランティアかどうか）が明確にされていなかった。
- 各建設企業は、被保険者無記名の掛け捨ての事故保険に加入した（ボランティアの保険と類似）。この保険料は行政から支払われた経費に含まれない。なお、宮崎県建設業協会では、自然災害での出動に際しても、同様の事故保険に加入している。
- 建設企業としては、労災保険の適用を申請すると、事故として経営事項審査の点数にマイナスの影響が出ることも心配である。なお、県の県土整備部は、建設経済研究所が照会した限りでは、この懸念は承知していなかった。
- 災害協定の中では、事故の扱いについて規定はある。ただし、今回の埋却や消毒は、災害協定の範囲内ではないとして取り扱われた。
- 宮崎地区では、作業の慰労会を現場の作業に出た人を中心に開き、市長にも来てもらった。

(6) 費用の支払い

- 消毒ポイントの費用については、いまだに県からお金が出ていない。
- 市役所で、県がお金を出さなかったとしても市が出すからといった腹をもった人もいた。出動を要請するなら、そのような心構えが大事だと思う。
- 国には予備費があるので、それで迅速に予算支出をすべき。県にこのような支出に備えた基金があるわけではない。

(7) 作業を実施した上での評価・思い

- 国の関係機関が、浅いマニュアルでも良いので各市町村にまで配ってほしい。県内の市町村の中には、管内に口蹄疫が発生する前に建設業協会側が接触しても、準備すべきとの認識を持っていないところもあった。畜産県なりの認識を持つべきである。
- 行政の各組織が危機管理にどれだけ理解を持っていのるか疑問を感じる。例えば、県のある施設に消毒ポイントのための水を貰いにいったが、くれなかった。
- 埋却作業はほとんど建設企業が行ったにもかかわらず、報道では、自衛隊のパワーショベルばかり写していた。
- 今回の口蹄疫における建設企業の活躍は、マスコミに報道されなかったこともあり、今後とも機会があるごとに PR していくべきと思う。建設業界の対応が必要なのは、口蹄疫だけではない。

(8) 復興への期待

- 家畜だけでなく、人も感染拡大の原因にならないように移動が規制されて大変だった。そのような宮崎県に対して、心温かく国が対応してほしい。

・口蹄疫の対応に莫大な費用がかかり、様々な方々の力を借りるので、国がフォローし、予算を出してほしい。
・地方の安全なくして、都市部の安心した生活は担保されない。川下のためにも川上の安全を守る必要がある。地方の生産体制を守る必要がある。

３．地域の建設業の現状への意見（宮崎県建設業協会幹部、宮崎地区建設業協会幹部のヒアリング）

・災害の多い日本にとって、地域建設業はなくてはならない存在である。
・畜産県である北海道などの建設業協会の会長からも、宮崎県の建設業協会の対応が手本だと言われた。全建からも表彰された。
・公共事業の仕事をさせてもらっていることの感謝をしているから社会貢献をする。それは公共事業が減った今でもその認識は崩れていない。ただ、公共事業の恩恵があるのは、他の多くの産業と変わらないとも思っている。
・地域貢献かどうかは、代償をもらっているかどうかではない。
・建設業の地域貢献をマスコミが報道してくれない。建設産業を評価してくれない。現状、いつまでたっても社会的な評価が上がらない。

第３　活かすべき教訓と改善すべき点（調査者としての整理）

１．　建設会社、作業員に対する説明不足と労働安全確保の不安

①　発生当初

- 宮崎県内で口蹄疫が発生した当初、行政から埋却のための作業依頼があったが、口蹄疫対応の工事であることの説明がなかったなど、説明が不十分であった。風評被害を懸念して内密に事を運びたいとの事情は推察できるが、作業者への配慮が当然必要である。
- 建設企業からは、早い段階から、多少の知識だけでも口蹄疫の説明をしてほしかったとの声が強かった。

➢ 改善すべき点：

A)　作業に当たる作業者の労働安全衛生の観点から、初期段階から、作業の目的、口蹄疫の人体への影響、作業内容の心理的負担その他の留意事項などについて、説明を行うべきである。

②　拡大期

- 口蹄疫の人体への危険性、必要な作業上の対処など基本的事項についてしっかりした説明が行われなかった。この点が作業に当たった地域の建設業協会幹部の一番の不満であり、改善を求める声が強かった。
- 埋却作業は、県との請書による正式な業務であり、労災保険の適用対象との判断を県は県の建設業協会の事務局には伝えていたものの、各地の現場にまでは行政から徹底されず、各社で事故保険に入る対応が行われた。
- 消毒作業については、労災保険の適用対象の業務であったかどうかは、ヒアリングしてもはっきりしなかった。
- 建設企業の側としては、ボランティアとして行う業務との区別がつかなければ、労災保険の対象になるかどうかはわからない。
- このような社会貢献業務でも労災保険の適用申請をすれば、経営事項審査での減点要因になるとの不安もあった点は十分考慮すべきである。
- 心のケアについては、地元保健所が活動していたが、建設企業に対しての心のケアに、保健所が動いたことはなかったようだ。
- 県のＨＰや新聞では公開された口蹄疫についての情報も、個々の建設作業員に届いていないようにみえる。

➢ 改善すべき点：

A)　政府や地方自治体は、埋却作業に当たる建設企業に対する十分な説明を行うべきである。文書資料を作成し、説明体制を整え、もれなく説明を行うべきである。

B) 行政は、重要なマニュアルや留意事項を HP に掲載して、いつでも誰でも見られるようにすることなどが有効と思われる。さらに、そのような資料が HP に掲載されているので活用するよう促すことも併せて進める必要がある。

C) 行政が、社会貢献業務を建設企業に依頼する場合、正式な業務の発注であり労災保険の適用対象の業務であるのか、あるいは、ボランティアとしての実施を要請しているのみで、従業員もボランティアとして働くことになり労災保険の適用対象にならないのかは、早期に明確に示すべきである。また、労災保険の適用対象外と判断する場合には、行政が事故が発生した場合の対処について相手方企業に助言を行うべきである。

D) 行政は、建設企業が行う社会貢献業務で労災保険の対象になる事故が発生した場合において、労災保険の適用申請をしても経営事項審査の減点にならないことを明確に示すべきである。

E) 埋却作業に当たる建設作業員に対する心のケアについても、保健所等が十分な対応を行うべきである。

２．埋却の工事発注の指揮命令系統の混乱と連携不足

・ 初期段階では、工事の発注や指示、相談が、市町村、県の様々な部署から相互に調整なく建設業協会、個別建設企業に対して行われ、指揮命令系統が混乱していた。県が主導する対策本部ができた後には改善されたが、それでも問題は続いた。

・ 県知事から建設業協会あてに正式な要請文書が出されたことで、業務の位置づけが明確になった。

・ 派遣された自衛隊は、現場において建設企業側から作業上の連携を依頼・提案しても、上司の命令がないと動けず、現場の判断で対応できなかったことに不満があった。

<u>教訓とすべき点</u>：

A) 行政から建設業協会への正式な要請文書を早期に出すことが、建設企業の不安や混乱を防ぎ、依頼された業務の位置づけを明確化するのに有効である。

<u>改善すべき点</u>：

A) 初期段階から、指示命令系統の一本化が行われるべきであった。このためには、行政側に、問題発生の当初から、指揮命令系統の一本化が必要であるという強い認識が必要である。

B) 派遣される自衛隊は、地元要望に応えて柔軟に作業の対応ができるよう、事前に周到なマニュアルを用意したり、包括的な指示をしておいたりするなど、必要な対応をとるべきである。

３．埋却作業内容のマニュアルの不存在

・発注に当たって、具体的な埋却作業のマニュアルが存在せず、発注者である役所から提示されなかった。その結果、多くの事項が建設企業の判断に任された。

・一方で、建設工事の認識が不足している行政担当者が、危険で不合理な指示を出すこともあった。

・処分対象の家畜の死体が急増した後は、作業効率が求められたため、建設企業は現場の状況に応じて柔軟な判断をせざるを得なくなった。

・その後、先行して作業が行われた地域の建設企業の経験やノウハウを活かした埋却作業マニュアルが行政で作成され、他の地域でそれが活用された。

・建設企業間では、初めに作業に当たった高鍋地区で経験したことや工夫したことを他地区に電話等で連絡する体制を県全体に張り巡らせ、建設業界内で自主的に事前に情報を共有した。このことが、他地域に口蹄疫が拡大した際の建設企業側の迅速で有効な対応の役に立った。

➢ 教訓とすべき点：

A) 先行地区の作業の状況を踏まえた埋却作業のマニュアルを行政や建設業界団体が作成することで、後発地区の作業を円滑化できる。

B) 行政は、今回、建設企業の協力で作成された埋却作業のマニュアルを精査し、他地域での発生に備えるべきである。

➢ 改善すべき点：

A) 本来、全国どこでも発生の可能性がある以上、国が埋却作業の作業マニュアルを用意しておくべきであった。ただし、今回が我が国での最初の大規模蔓延であったことから、国は次回の蔓延に備えて対処すべきである。

B) 作業マニュアルが十分でない時点では、行政は、作業を指示する行政担当者に対して、建設工事の安全面の考慮ができるように徹底すべきであった。

C) 国として作業マニュアルを整備後、各地域での迅速で適切な対応を確保するため、畜産が盛んなすべての都道府県及び市町村レベルにまで配備することが望まれる。

４．経費支払いの契約

・埋却作業は、かなりの作業になることが見込まれるようになった段階で、建設業協会としては、経費の支払いを受ける形をとり、県と合意した。

・県と単価契約を行い、人件費と機械リース料が公共事業単価で支払われた。この費用の支払いは円滑に行われ、支払いについて建設企業側に特段の不満はなかった。

・一方で、企業の一般管理費などの経費は積算に含まれなかった。また、企業として加入した事故保険の保険料なども支払われなかった。

➢ 教訓とすべき点：

A) 埋却作業の経費について、県との間で、建設企業の人件費及び機械リース料を単価契約により負担することが請書の形で明確になったので、建設企業の費用面での不安は問題にならなかった。

➢ 改善すべき点：

A) 県と合意された支払い単価は公共事業と同じ単価であったが、作業が肉体的にも精神的にも厳しく、危険もある特殊なものであっただけに、今後、行政は、割増しの単価とすることも検討すべきである。

B) 今回支払いの対象とならなかった会社の一般管理費等の経費や事故保険の保険料などは、委託業務として行政が契約するのであれば、本来支払うべきものと考えられる。行政は、今後、経費支払い対象の範囲の拡大を検討すべきである。

５．建設関係の機材・人員の調達について

・機材は自社保有のものを使うのを嫌がる企業もみられたので、地域の建設業協会の幹部の判断で、使用機材は全面的にリースを活用することした。

・建設業協会の役員や建設機械のリース会社が尽力し、九州全域から調達を行った。特に散水車などの特殊な車両は様々な主体に働きかけて九州各地から借用した。

・自衛隊が支援に入ったが、持ってきていた重機の大きさや種類の面で、実際の現地の作業にはミスマッチが顕著であったとの指摘が多かった。

・ガードマンの確保、散水車等の大型車両の運転手の確保については、工夫が必要であった。

➢ 教訓とすべき点：

A) 機材及び人員の確保について、建設業協会の先を読んだ早期の働きかけと関係主体の迅速な協力が得られたことが成功の要因であった。

➢ 改善すべき点：

A) 派遣される自衛隊に対し、地域状況に即した機材の種類の選択、特に道の狭さや土地の入口の狭さの可能性を考慮した小回りのきく機材の持参を、行政は促すべきである。

６．道路等の消毒ポイントでの消毒作業

・建設企業は、各地域での感染拡大の防止のため、行政の依頼を受けて消毒ポイントの作業に従事した（埋却作業が多忙を極めた高鍋地区は除く）。

・建設企業等への消毒作業の経費の支払いは、全般に遅れている。

・経費なしのボランティアでやってもらえる他の人たちがいるので経費は支払えない、支払いを求めるなら他の団体に代わりを依頼すると言われ、建設企業が消毒作業から手を引いた例もあった。

・消毒作業については、労災保険の適用対象であるのかどうかが明らかではなかった。

- 改善すべき点：

A) 消毒ポイントの作業についても、行政が建設企業に依頼する場合、経費の支払いを当然考えるべきである。少なくとも、経費の支払いを行うかどうかを事前に説明すべきである。

B) ボランティア活動を申し出る他団体があるとしても、行政は、それを依頼先の建設企業に対して経費を支払わない理由とするべきではない。

C) 消毒作業について、労災保険の適用対象であるかは、行政として説明をすべきである。